

## 平成20年知立市議会 3月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成20年3月13日(木) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 水野 浩  | 神谷ひさ子 | 坂田 修  | 村上 直規 |
| 久田 義章 | 高橋 憲二 | 嶋崎 康治 |       |

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

|         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 市長      | 本多 正幸 | 副市長    | 田中 勇  |
| 建設部長    | 神谷 正明 | 土木課長   | 稲垣 衛  |
| 建築課長    | 鈴木 邦典 | 都市整備部長 | 杉浦 五一 |
| 都市整備部次長 | 渡邊 浩文 | 都市計画課長 | 塩谷 興信 |
| 区画整理課長  | 林 勝則  | 都市開発課長 | 神谷 幹樹 |
| 上下水道部長  | 名倉 輝夫 | 水道業務課長 | 村井 賢一 |
| 水道工務課長  | 清水 清久 | 下水道課長  | 平岩 敏男 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 柴田 秀夫 | 議事係長 | 池田 立志 |
| 担当係長   | 水藤 真人 |      |       |

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

| 事 件 名  | 審査結果 |
|--|------|
| 議案第19号 知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する<br>条例 | 原案可決 |
| 議案第21号 市道路線の廃止及び認定について                       | 〃    |
| 議案第23号 平成19年度知立市一般会計補正予算(第4号)                | 〃    |
| 議案第25号 平成19年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)         | 〃    |
| 議案第27号 平成19年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)    | 〃    |
| 議案第29号 平成19年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)              | 〃    |
| 議案第30号 平成20年度知立市一般会計予算                       | 〃    |
| 議案第32号 平成20年度知立市公共下水道事業特別会計予算                | 〃    |
| 議案第35号 平成20年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計予算           | 〃    |
| 議案第38号 平成20年度知立市水道事業会計予算                     | 〃    |

午前10時00分開会

○久田委員長

定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は10件。すなわち議案第19号、議案第21号、議案第23号、議案第25号、議案第27号、議案第29号、議案第30号、議案第32号、議案第35号、議案第38号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第19号、知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○高橋委員

それでは、議案第19号についてお尋ねするんですが、これは、企業職の職員以外のものについては、議案第7号におきまして、育児休業等の規定があります。今回、条例改正がされていますが、知立市の企業職員と一般職員は、条例をわけて書いてあるわけですが、その趣旨の企業職員の部分の条例改正だと、こういう理解でよろしいでしょうか。

あわせて、今回のこの育児休業との絡みで起きているこの改正の中心点について簡潔にご紹介いただけますか。

○水道業務課長

知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、知立市職員の育児休業等に関する条例の一部改正する条例と関連しまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、対象の拡大ということで、第17条第2項、3歳に満たない子から小学校就学の始期に達する子に改めるものであります。

あともう一つは、時間の関係で、1日の勤務時間の中で2時間を超えない範囲の時間に限るということで行っております。

あとは語句の整備ということでもあります。

それから、あと、委員の言われました、これは、

知立市職員の給与の種類ということをおうたっておりますものでありまして、あと本体につきましては、知立市企業職員の育児休業等に関する規定ということで知立市職員の育児休業等に関する条例及び知立市職員の育児休業等に関する規則を準用するということが適用しております。

よろしく申し上げます。

○高橋委員

わかりました。

ベースは条例第7条の改正で、育児休業法の改正で、要するに幅が広がったと。今までは、3歳に満たない子どもがある場合の育児休業の対象を、小学校就学前まで対象を広げるといことですね。つまり、それは、短時間の職務を認める、出勤を認めるということで、2時間を超えない範囲で、短時間の業務をさせることができるという場合の規定で、あとは、7条の本体条例に譲ると、こういう今、説明だったのですが、該当する職員は、現在、知立市の水道部において、見当たりますでしょうか。その点、どうですか。

○水道業務課長

若い職員で、2、3名該当するかと思います。

○高橋委員

2、3名該当するというのは、3歳を超えて就学前のお子さんをお持ちの職員が2、3名いると。そういう意味ですか。

つまり、それはもちろん本人の要求によるものなんですが、そういう場合に、短時間勤務が認められるわけですね。20時間、24時間、25時間と、週に。これが認められるようになるわけですので、その辺の職員体制というのは、どうなっていくのかということが心配になるわけですが、あわせて、どういうお考えかお聞かせください。

○水道業務課長

その件に関しましては、先日、秘書課の方からそういう対象職員がおるんだったら、一応、検討していくようにということで指示が回りまして、その時点では、特にうちの方では、内部的にはなかったかと思われまして。

○高橋委員

対象者はいるけれども、その対象者に、既にこの条例改正を受けて打診をされたということですか。

その結果、希望はなかったということなのか、もう少し、明らかにしていただけないか。

これ、当然、職員の勤務時間を少なくしてよしいという条例ですから、その間の業務の滞りのない遂行をやるのに、職員の体制をどうするかというのは、当然、裏腹の問題として出てくるわけですし、そのあたりが課長の具体的な現場の掌握との関係でどうなっているのかということをお聞きしておるわけですが、いかがですか。

○水道業務課長

その件に関しましては、水道業務課においては、該当はないという判断をしております。

工務課にはちょっと確認しておりません。

○高橋委員

いやいや、水道企業職員が今問題になっておるわけですよ。あなたは、業務課長かもしれんけど、水道企業職員のこの対応についてどうかということをお聞きしておるわけです。

それは、ほかの課長に聞いてくれということですか。工務は。

そりゃ、彼は、工務課長だけでも、それは、そういうことは業務がやる仕事じゃないの。違うの。

よくわからんけれども。

それは、すばっとお答えください。

水道としてどうなのかと。あなた足らなきや、工務課長に答弁してもらわなければいかんけれども。どうですか。

○水道業務課長

私が、その文書、秘書課からの通知文を見たところ、一応、報告はありませんでしたので、ないということで認識しております。

○高橋委員

水道部としてね。

○水道業務課長

はい。

○久田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第19号について挙手により採決します。

議案第19号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○久田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第19号、知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号、市道路線の廃止及び認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

○高橋委員

市道の廃止と認定の件について、2点ほどお伺いをしたいと思います。

第1点は、知立の昭和地区内の知立団地内の昭和42号線。この一部を今回廃止をすると。そして、新たに、昭和46号線という既存路線の一部をちょうど東小学校の東側に当たる一部を新たに市道の認定行為をしたいということで、この理由は、既に本会議等で明らかなように、昭和6号公園グラウンドの南側の市道については、日本住宅公団URが道路を活用してパーキングを路上でつくりたいということから、市道を払い下げて、言わば公団道にするということのために市道の認定部分をやめると、廃止をするというふうに理解をしていますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

あわせて、この公団に委託する部分というか、この公団道に払い下げてあげる部分の、この具体的な道路管理について、とりわけ駐車場の設置の

内容や台数、交通安全関係の確保ということについては、どういう内容になっているのか、この際あわせてご紹介いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○土木課長

市道42号線につきましては、今、おっしゃられるとおり、URより活用の申出がありまして、慢性的駐車対策ですとか、緊急車輛の通行阻害、そういったのを解消するために、自己の敷地内の駐車場の確保だけでは満足できないということから、42号線の活用をしたいという、そういった申出がありました。

それにつきまして、提案にありますように、42号線を廃止いたしまして、新たに46号線を認定しておるわけですけど、その後、残りの部分につきまして、URの方に譲渡した形の中で、駐車場を設定していただくという形になっております。

払い下げの部分につきましては、台数につきましては、現在44台を計画されております。

この辺の交通体系ですけど、交通体系につきましては、安城署等とも協議させていただいておりまして、現行の交通体系を維持するという形で、道路交通法上からも問題はないだろうというふう聞いております。

それと、この財産につきましては、無償で譲渡することになりまして、この区間のこの区域、12メートルのこの区域につきまして、この延長分につきましては、すべて、URに無償譲渡するという形になりますので、その管理につきましても、URの方ですべて管理していただくということになります。

以上でございます。

○高橋委員

UR管理はいいんですが、UR管理というのは、ここだけの話ではなくて、公団の中のかかなりの部分をURが今でも公団道として管理されている。知立の市道として管理されているのが、団地の中でいえば、外周と十文字部分並びにそのたすき掛けの部分は、市道として管理されていますが、あとは公団が管理されている。

問題は、今まで市道でした。この部分がね。市道でしたから、市の交通安全上の措置並びに道路管理者としてその部分について必要な改修や管理上の対応をしてきたということになりますね。

これが、当該部分については、URに譲渡してしまうということになりますので、継続的な道路管理が担保されなきゃまずいというぐあいに思うんですね。

これは、公団道だからいいかげんだというふうには思いませんけれども、知立市の管理から公団管理に移るわけですので、そのあたりのこの覚書という言い方が妥当かどうかわかりませんが、継続的な対応がきちっととられるような担保があってもいいんじゃないかというぐあいに思うんですね。一つは、そこら辺がどうなっているのかということ、一つ確認をさせていただきたい。

それから、もう一つは、ご案内のように、名鉄パレの跡地に、何とか市場が来ました。私もこの間、行かせてもらって、結構安い商品があるので、ああ、安いなと思ってきましたが、何が言いたいのかと言いますと、あそこの駐車場の出口は、この昭和46号線、つまり、東小学校の東側に全部セットされるようになっておるんですね。あの入口と出口の関係。出口は、今問題になっている、この市道のところに出口がセットされてます。つまり、公団道に委譲する部分を通して、人々が外側へ出てくるという流れが太くなるわけですね。であるがゆえに、この部分についての管理上の問題というのが、より一層クローズアップされてくるのではなかというふうには思うんですが、例えば、44台の駐車とおっしゃるけども、どういう配列があるのか。例えば、当市議会に、その公団に委譲していく以降の公団道の見取り図や図面などはお出しいただく必要があるんじゃないかと。そして、継続的にこの管理が担保されていくんだという。そこは、こういうふうにして担保していきますという部分があってしかるべきではないかというぐあいに思うんですが、いかがですか。

○土木課長

今度、そういったことで、URに管理させてい

ただ道路につきましては、今、おっしゃるとおり、この市道以外の公団の中の道路、今管理されている公団道路と同じ扱いになるということになります。

今、おっしゃられるスーパー、53台の駐車場、スペースがあるわけですけど、そういった車の出入りにつきましては、今から廃止する道路の通路も通ることも考えられますけど、基本的には、公園のすぐ北側の道路もあれも交互通行になっておりますので、そういった2方向の通行形態があるということと、それから、今、ちょっとレイアウトがお示ししていないのであれですけど、駐車場とする道路につきましては、4.5メートルの車道を確認していただいているという。それと、歩道も、西側の歩道については既存の歩道と何らかわらずに、そのまま機能させていただくということになっております。

ただ、その44台分については、縦列駐車ではなく、後列駐車という形になります。

以上でございます。

○高橋委員

事の経過は私も承知しています。これは、我が党の高笠原議員が、市議会でやった昭和地区の団地の駐車場が満員で路上駐車が横行しているので、比較的幅員の広い市道で活用できる市道の一部を有料駐車場に路上を貸すというわけですよ。そのために、市の管理のままですと、市が直接道路を活用させて金をとるということになるので、日本住宅公団URにそれを全面委譲して、それ以降のことはおたくの方でやってくださいと。金の絡む問題だからということで委譲されたという歴史だと思うんですよ。それはいいんです。いいけども、引き続き、市の管理からUR管理へ委譲するわけですから、お互いに、人格を尊重しながら、委譲したりされたりするわけでしょうが、少なくとも、知立の市道で認定をし、市の管理上、そごのないように管理するんだということを明確にした道路を、今度は市以外の管理者に委譲するわけですから、つまり、市民の財産を向う側へ移動するわけですから、引き続き良好な道路が、管理として継

続されることを担保するような約束がないとまずいんじゃないですか。そういうことを私、言っておるわけです。その考え方の問題です。

今まで市が管理している道路を、国・県というようなところへ移管したり委譲したりっていうことはあります。県道が市道へ払い下げられるということはある。だけど、URというのは、今は、国土交通省そのものではありませんし、特殊法人、やがて民営化になっちゃうかもしれない。こういう流れがあるわけですから、そこが、市道の委譲先として今回の措置をとられるわけだから、少なくとも、次に言う念書なり、協定書なり、良好な市道として継続的管理を担保できるようなものがあってもいいんじゃないかと、必要ではないかというふうに思うんですが、もう一遍、そこを答えてください。

それはないわけですね。そういう担保、そこを担保するものは、契約というものは、ないわけですね。あるんですか。

だから、次のような形で、URと協定をしたので、市の管理を離れますけども、市民の皆さん安心してくださいというのがなかったらいかんのではないですか。

別にURを私疑っておるわけじゃない。疑っておるわけじゃないが、公の管理を民間へ委譲するわけだから、管理をね。良好な担保ができるという保障がないわけでしょう。そりゃ、URはしっかりありますよ、それは。やりますけれども、また現に、URの管理道路は公団の中にあることもあるし、了解しておる。

ただ、しかし、市道をそういう形で移管する限り、その担保があつてしかるべきではないかということを開いておるわけです。

ここをもう一回お答えください。あるのか、ないのか。

それから、きょう間に合わなくても結構ですけども、この廃止する部分、URに委譲する部分の道路のレイアウトぐらいは当委員会に出してください。

この2点どうですか。

○土木課長

この道路につきましては、知立団地内すべてなんですけど、慢性的な違法駐車という形で、一方通行のところも、交互通行のところも、両サイドびっしり車が止まっていて、3メートルもとれないような状態で、ずっと緊急自動車等来た場合は通れないような状態が続いておったわけなんですけど、平成15年からポストを立てさせてもらって、片側しかとめられないような状況で、片側は見通しがよくなるように。

URからそういった事前協議をいただいて、その図面を見させていただきますと、そういった現在3メートルから3メートル50しかない、そういった通路に対して、4メートル50の通路を確保していただくという、そういった事前協議をいただいて、それも庁内各課協議をもちまして、一応、協議が整った形の中で、今回の条例を出させていただきます。

今後の手続としましては、これにつきまして、譲渡の申請をいただいて、譲渡をしていくわけなんですけど、その中の条件といたしまして、そういった事前協議に基づいたそういった中身に対しての条件付けですかね、そういった適正な確保、管理を条件に譲渡をしていきたいと考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○高橋委員

だから、本来なら、その写しぐらいを出さないかんというの、私は、ここへ。写しぐらい。こういうふうな契約で公団に管理を譲渡しますと。間違いありませんと。管理は、こういうふうに約束しています。契約していますということまで担保されなかったら、その担保を示さずに譲渡しましたと。相手は特殊法人というんじゃ、ちょっとより厳密な対応ということかというと、問題が残るんじゃないですか。

私は、それを、当市議会に出していただきたい。

もう一つは、レイアウト。さっきおっしゃった、難しいことを。ポケット式で、道路と並行に車が駐車するのか、斜めに一定の角度をつけて駐車するのかということが議論になりましたね。もと一

方通行だから、バックせないかんとかなんとかありました。それは、さっきおっしゃいましたね。何とおっしゃいましたね。難しい熟語でおっしゃったので、私、よくわからなかったけど、道路と並行にポケット式なんだということをおっしゃったんですか。いや、あるいは、斜めの角度をつけて駐車させるという方式で約束したということをおっしゃったんですか。レイアウト、ないの、今。

知らんと公団に任せたとのことですか。出して下さいよ。長い時間かかるなら、また別な機会です。大至急出してもらえれば、今間に合うなら出して下さい。

○土木課長

駐車の構造につきましては、道路に対して直角にとめる形です。ポケット式では。資料につきましては、ちょっと時間いただければ、出せるかなと思いますけど。

ちょっと、10分か15分ぐらい時間をいただきたい。

○久田委員長

しばらく休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○久田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

じゃ、それ一度出していただいて、しっかり担保しておきたいと思います。

もう1件は、西町35号線ですよ、このお尋ねしたいのはね。これは、移転した小松寺の北側といいますか、この部分を市道認定すると。既に道路は築造されてますね。かなり立派な道路はできました、土木課長ね。築造されてます。

前、一般質問で聞いたことがあるんですが、当初はこういう計画ではなかったか。もっと、共和産業、共和建設の方へ、道路が延伸するような計画でした。なぜ、こういうふうにかわったのですか。

○土木課長

確かに、当初の計画につきましては、共和産業さんからこの終点までということであそこの計画をしておりましたが、実際、地権者とか、その地域住民の方の声の中に、逢妻川の築造そのものについて異論があるということの中で、この堤防形態が少しおかしいんじゃないかという、そういった声がありましたので、その辺ちょっと若干調査させていただきましたけど、ちょっと河川工事事務所等からは、その辺の昔の昭和56年当時買収して堤防がつくられたんですけど、そのときの水路の位置ですとか、堤防の形が、若干ちょっと当時のイメージと違うじゃないかという地権者の意見もございましたので、その辺の調査する方に時間がかかりますので、その分、この区間を取りやめさせていただいて、現在、今回市道認定される部分で、舗装を完了させていただいても、この地域の道路交通網としては、確立できるかなということで、今回、一部取りやめさせていただいた中で、舗装の工事を実施させていただきました。

○高橋委員

そういう答弁なんですよ。

これは、よく見ていただきますと、西町35号線、この起終点が丸印で矢印であるんですが、この起点のところに鉄塔があるんですよ。この位置も含めて、異論が出ておるんですよ、関係者からね。これはおかしいと。逢妻川の左岸堤防をつくるときにこんな位置じゃなかったんだと出てます。

それで、それはそれで異論があるということは、それでいいんですが、私が問題にしたいのは、これは、当初、市道認定しないんだと、この路線は。

私は、共和建設に抜ける道は、なぜ市道認定しないんだと。しかも、これは、堤防式で、愛知県所有でしょ。道路敷というのは、この地べたは。一部、知立の土地がありますが、基本は、これ、堤防式じゃないですか。堤防の天場ではありません。天場ではないけども、堤防のなだらかな腹の部分に道路が築造されておるわけですよ。

当然、したがって、市道認定をかけて、こういう道路をつくりたいということで、議会の議決を経て、築造すべきではないかというふうに申し上げ

げたんですが、当時、いや、その必要はないんだと。市道認定していかないんだということを表明されたというんですね。違うんですか。

○土木課長

市道認定をしない。市道認定をしないということではなくて、市道認定をしなくても、準市道扱いで愛知県の占用許可を取れば舗装ができますという答弁だったと思います。

今回市道認定させていただいたのは、その舗装された道路について適正な維持管理とそれからその鉄塔のすぐ東の部分が、一部狭い部分がございますので、その辺もそれから南の部分の道路の幅に合わせて、これも整備していきたいという計画の中で、今回市道認定させていただきました。

○高橋委員

いや、しかし、道路は築造されているんですよ、これ。違うんですか。今回市道認定しようという西町35号線というのは、起終点の間、築造されているんじゃないですか。

○土木課長

起点から堤防までの間が、旧の農道のままでございまして、その部分が未整備でございます。

○高橋委員

これは、もしそうだとすれば、先に市道認定をかけるべきじゃないの。かつては、共和建設の方へ、すどんと行きたかったと。そういう説明されてきましたがな。また、そういう予算措置がされておりましたがな。道路箇所づけによって。箇所づけがされておるわけですよ、毎年の当初予算で。まっすぐすとんと共和建設の方へ行くという箇所づけがされておりました。

私は、この箇所づけについて、そういうふうにするんなら、市道認定が必要ではないのかと。私、県土木まで建設事務所に確認にいきました。かつては、堤防道路を舗装する場合は、市道認定行為がないと舗装できないというのが県当局の見解でしたから。堤防敷を市が舗装するに当たって、市道認定認定行為が必要ではないかということを出にいきました。

県は、協議された結果、協議はそのことはなく

てもいいと。県がうんと言えいいんですよ。だから、さっきあなたの答弁のように、準市道という形で県の了解が得られれば、道路をつくれるんだと。舗装できるんだと。築造できるんだというふうにおっしゃった。しかし、そのルートが変わったわけでしょ、こういうふうに。

だから、それは行政の思いで路線をびんびんかえることは、権限があるかもしれんけれども、こういう形で市道認定されるなら、この堤防のこの部分を舗装し、築造する前の段階で、このような形の市道認定を行って、堤防道路をつくりたいんだと、市道認定したいんだということを議決するというのをされる必要があるのじゃないのかということをおっしゃるわけですよ。

当初は、箇所づけは共和産業までまっすぐ延ばすという箇所づけだったじゃないですか、提案されたのは。勝手にというか、予算措置があって、そういう方向じゃない工事をやって、途中まで、今回、ルートが変わるけども、市道認定してくださいということですよ。

市民は悩みますよ。どういう道路計画なのか。私は、そういう点では、市道認定するということは、市の意思を明確にするということですから、議会に対してね。市道認定は議決事件ですから、なぜ、市道を認定するのに議決が必要なのかということですよ。

市民に対して、次のような路線をつくりたいんだと。だからこそ市道認定かけるわけでしょ。途中で考え方が変わったんだから、その前に市道認定かける必要があるんじゃないですか。ということをおっしゃるのを、申し上げているんですよ。

その辺の見解を聞きたい。

○土木課長

この舗装と市道認定の話ですけど、舗装につきましては、当時、当初は県の方も市道認定がされないと、舗装もだめだという話が、ずっと昔ありました。その後、市道認定が将来的に向かって、担保できれば舗装の占用を許可するというのを言われてきました。4、5年前からは、そうじゃなくて、市道認定が担保されなくても、必要な路

線については、占用を許可するという形にかわってきております。といったことから、共和産業さんから、小松寺の裏までの舗装につきましては、準市道扱いという形の中で舗装の整備、いろいろ今、散歩道とか、そのあと、八橋でも通勤通学のために1、2メートル舗装させていただいている。ああいったのも、市道認定をせずに、準市道扱いの中で県の占用許可を得て、舗装しておるところでございます。

あと、こういうふうにして市道認定をたまたま舗装の上で市道認定にのってますけど、こういうふうにして市道認定させていただいたというのは、小松寺周辺のこの地域の全体の整備をしていく中に、順番に整備をしていく中に、一部34号線から堤防までの間が、一部未整備のところを整備を今後進めていく中で、今回市道認定をお願いするものでございます。

○高橋委員

県との関係はそれでいいかもしれません。

堤防敷を舗装する場合には、道路をつくる場合には市道認定を受けなさいよというのは、従来の県の意向でしたね。これは、私も確認しています。わかっています。

だけど、最近は、規制緩和といった考え方にかわって、市道認定の見通しがあるものでないのだめだよ。昨今は、市道認定の見通し云々は問わないと。だから、つまり、行政から言えば、フリーハンドで、県道敷に道路が築造できるようになったと。これは、これで理解します。

対県との関係はそれでいいかもしれませんが、問題は、市と市民と市議会の関係ですよ、私が問うておるのは。当初は、まっすぐ共和建設まで抜けるという箇所づけがされていた。そういう予算措置がされて、箇所づけがされていた。ところが、途中で今、おっしゃるような理由で、いや、まずいということになって、迂回して、今回のように、既存の市道に取りつけるような形にしようという形の築造になった。

だから、その意思が当局のフリーハンドで決めるということなんですが、問題になっている箇所

だけに、私は、そういう変更されるということであれば、箇所付をかえるということであれば、市道認定行為をきちんととって、議会の意思も確認した上で、道路築造すべきではないのかということをおっしゃるわけですよ。

今回出てきたものが違法だとは言いませんよ、私は。

違法だとは言いませんが、住民の意向や意思との関係で言えば、こういう道路にするのなら、箇所付の変更ですから、これは。その段階できちんと説明するなり、市道認定を今回出されたやつをされて、次のようにかえたいと。一つご理解いただきたいというのが、関係住民に対するていねいで、また、納得できる行政行為じゃないですか。どんどん事実関係、水路も含めて立派なやつつくっちゃって、あとしばらく分が残っている、もう既に9割9分できてますがな、現場は。で、今回は市道認定ですと。いやいや、共和産業には、もう行きませんよと。あれはもうわかりましたという説明を今、初めてされるわけですよ。そういう行為でいいのかということ、私は問うとるんですよ。行政の姿勢として。どうなんですか。

○土木課長

共和産業からここまでの間の県とのいろいろな問題があって、できないというのは、あるんですけど、やらないというわけじゃなくて、その問題が解消できれば、皆、すべて整備していきたいというふうには思っておるんですけど、その辺の問題解決に時間が少しかかるので、一時ここは、舗装を中止させていただいておるんですけど、今回、舗装させていただいて、この地域全体が道路網としてすべて舗装がこれで完了するということになるんですけど、先ほど言いましたように、34号のこの起点から堤防との間は、舗装がされておりますけど、幅員的に未整備なところがあるので、今回、市道認定させていただいて、その辺の整備もあわせてしていこうということを思っておりますので、よろしくお願ひします。

○高橋委員

いやいや、私は、共和産業の方をやるなと言っ

てないんです。そういう方針がかわって来ておるわけですよ。順位なり、舗装の考え方なり、道路築造のあり方なり、あるいは、その地域の交通の方向なりが、今土木課長の答弁の中でも、実際に難しい局面があるんだと。かわってきておる。今まで、市道認定もされずに、それは、準市道の整備だということやってきた。しかし、私は異論を唱えました。きちっとした方がいいと。そこについていやいや、ということで、明確にされないうまま、今日ここへ、勝手にある意味では、勝手についていうとおかしい、そりゃ、行政の指導的範囲で私は理解はしているんですが、それにしても、対住民との関係では、今始めて説明されるわけですよ。市議会にこういう市道認定したいというのは、私初めて聞きましたよ、今回。この議案の。こういう考え方かと。共和建設までの方へ行かないんだと。共和建設までの方に行くにあたっては、市道認定をしないという方針だった。もし今回、こういうことやるんなら、これがもともとの方針で、さらに、余裕があれば、合意ができれば、共和産業の方へ延ばすんだということであれば、今回のこの認定案を先にお出しになって、議会と住民の理解を求めべきではないですかと。市道認定するというのは、そういう行為を意味しているのではないですか。

ということをおっしゃりたいんですよ。

どうですか。もう一回お答えください。

○土木課長

共和産業から鉄塔までの間につきましては、いろいろな問題がございますので、私にも舗装をしようと、実施計画に乗せて、順次進めてきたわけなんですけど、いざ、現場に入ってみるといろいろな問題が生じたものですから、この部分につきましては、ちょっと一時ストップした形になっておりますけど、そういった問題が解決した折には、また、整備を進めていきたいということで考えておるんですけど、ここについての市道認定につきましては、やっぱりその辺のそういった形で進めていける状態の可能性が出てきた場合に、認定をさせていただきたいなと思います。以上です。

○高橋委員

考え方を表明すべきですよ。こういうふうには路線をなおしたいと。しかし、これは、難しくなったので、このようにとりあえず、延伸はできんけども、このような形で終息したいということは、きちっと住民に説明せないかん。それは、市道認定という行為を持って行るのが、最もわかりやすく、適法的なんですよ。いちいち市道認定をかけなきゃいかんような案件ばかりじゃありませんから、それは、口頭なり、関係者に話しをしてあげればいい。当初は、共和産業までずっと抜こうと。それは、県のすべて、県の県有敷なので、準市道扱いで市道認定かけませんという方針だったんです。

私は、かけた方がいいんじゃないのと。共和産業からがっとなつて逢妻川の天場へのぼると。ここは、天場は市道認定がかかってますよ。市道認定が天場、堤防天場には市道認定が駒場橋から逢妻大橋まで、いいですか、天場は全部市道認定されてますよ。ここの間で、一部、天場からもう少し下がった中腹部分に道路を入れるというわけですよ。道路を入れるってわけですよ、当初。だから、この中腹部分に道路を入れるにも、市道認定されたらどうですかと。いやいや、県がもうせんでもええとっておるから、しませんよと。だから、市道認定しませんという方針だった。そうしたら、今回は、鉄塔のことがあり、うまくいかんということになったので、途中で、筆が折れて、既存の西町の市道とセッティングするということになった。そこで始めて市道認定行為が出てきたんですよ。つまり、その地域の道路をどのような形で改良するかということについては、重大な方針変更が合った、当局でね。それは、困難さがあったから、かわってきたという面もあるんだけど、それが、きょう初めて、かなりの部分が道路築造されて、始めて、共和産業の方に全く手がかかっていないという現状が、今日残されたまま、初めて市の考え方が明らかになったんですよ。市民に。

そういうことでいいのかということ聞いておるわけ。

この市道認定行為は、違法であって、全く問題だというふうには、私は言っておるわけじゃない。しかし、対住民、対地域の関係でいくと、いささか不十分な今日の認定のこのタイミングではないのかということをおっしゃるわけですよ。

方針がかわったのなら、かわった時点で、市道認定あげて改良するんじゃないですか。どうですか、その方が、よりにくいので、より対住民の信頼を獲得する上で、大事な手法じゃありませんか。私は、そのことを問うておるわけですよ。

建設部長、どうですか。途中であんたおらんくなっちゃったので、わからんの。

私の言っていることわかります。

○建設部長

今、担当課長が説明しておるんですけども、共和建設から鉄塔まで、これあくまで、今、いろいろな問題があるというようなことで、まず、市道認定をしなくて、後回しになっておるということなんですけれども、質問者が言われますように、いろいろ問題がありまして、方針の変更というのは、確かにやったわけでありまして、ここの今の西町の13号から今現在市道認定をお願いしておりますのは、いろいろ問題があったんですけども、解決をしたということで、とりあえず、こちらを先に認定をお願いしまして、あと、共和建設さんから鉄塔までにつきましては、今後問題もありますもんですから、当然、今、質問者が言われましたように、関係住民にも周知をいたしまして、その上で、今後、認定をしていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○高橋委員

当初は、準市道で整備するんだということをしきりに言われた。堤防の中腹。準市道で整備したい、だから、市道認定なんかありませんと。この間の9月でしたか。あなたと私、やりましたかな。本会議で。市道認定をせずに、準市道で整備していくって、あんた言ったじゃないですか。そういう考え方がかわったのであれば、今既に道路は築造されていますから、準市道部分ね。天場より下の部分は、既にあとは土木課長の説明によると、

既存の南北の道と、少しふくらみのところをつけてあげれば、完了するというわけでしょ。

そういう方針が変更して、腹が固まった段階で市道認定すべきじゃないかということを私言っておるわけです。当初は市道認定しませんよという答弁じゃなかったですか。

途中で困難が起きたから市道認定して、また今度は、共和の方へつなげるのは、市道認定でやっていくわけですか。

今の答弁は、そういうことを言ってみえる。

関係住民、何で、この角の人が鉄塔の下の人が市の思うような立場に立てなかったのかということが、それらを含めた道路計画そのものに異論があるから、そういう立場に立てなかったんでしょ、実際は。そういうことですよ。一連のこの西町開発との絡みも含めて、人間というのは、そういう総合的な思考と考え方の中で行動するわけですからね。そういうことも踏まえた問題があるわけですよ。だから、そういう点について、関係住民の誤解のないように、関係住民との意思統一がきちっとされるような努力をすべきだという一つの例示として、市道認定の時期とあり方について問うておるわけですね。わかっていたら、いいんですが、今後、ぜひ、参考にしていただきたいし、そういう点でのこの道路行政、建築行政、建設行政にしっかりかじをとっていただきたいということをお願いいたします。

それで、もう一つお伺いしたいわけですが、21年度予算で、21年度予算、これは、これから議題になっていくんですが、ここで西町1号線という号線があります。これは、堤防天場ですね。西町1号線というのは、駒場橋、つまり、155号の逢妻川にかかる橋、これ駒場橋というんですが、この橋からここで言うところの浄水場の下がるころまで、この天場、これを今度舗装するというわけですね。20年度で。そうでしょ。これ、幅員は現状のままやるんですか。どうなんですか、これ。約150メートル、道路築造用地、道路築造予算が上がっておりますが、これちょっと説明してくださいませんか。

○土木課長

西町1号線の今のこの第12水源の上の部分の堤防道路ですけど、これにつきましては、現在市道西町1号線になっておりまして、幅員は、舗装幅員は、確か3メートルです。これにつきましては、この155号の信号交差点から、この小松寺までのこの道路につきましては、現在、有効幅員6メートルで舗装をして、地域内の6メートル道路とあわせた形の中で、地域の道路網を整備していきたいというふうに考えております。以上です。

○高橋委員

現在、堤防天場は、3メートルと舗装を含め。これ、すれ違いできません。これを、6メートル天場に広げたいと。要するに倍にしたいと。駒場橋からしばらくの間は、既に広がっていますよね、道路が。途中で駐車場みたいなやつがあるのですが、広がっていて、一部、広がっていないところがある。水源までの間。これ何メートルあるか知りませんが、これ150メートルですか、これが。この部分を3メートルを6メートルの幅員にしたいと。だから、道路用地は必要ないけれども、県の堤防敷の中でそういう工事をしたいと。こういう工事をしようというわけですか。ちょっと確認してください。

○土木課長

3メートルを6メートルにすると、当然、のりも出てきますので、その部分が、約4、5メートルほど出てきますので、その部分、現在、河川敷地内では収まらないわけですから、第12水源の用地を土地をお願いいたしまして、その部分までのりあしを出すというような形で進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○高橋委員

そういうことになるんですよ。今は、堤防は天場3メートル、これを6メートルにすると、富士の裾野じゃないですが、裾野切り足すわけにいかん、ずっと一定のこう配でやっていると、この裾野の一番下のところは、水道部所有の第2水源に入ってしまう。これ、水道部ご承知ですよ、当然、この件について。これはいいですか。どれ

だけ入るんですか。この工事をやると。

○水道工務課長

今回、土木課の求めに応じまして、道路用地として用売に応じております。幅としてましては、今、現水源用地の狭いところで3メートルほど、広いところで6.5メートルほどございまして、実際の境界ラインは、ほぼ今のフェンスの位置、一番は入り込むところで、フェンスから1メートルぐらい入るところもございしますが、ですから、うちがフェンスの外のり下、いつも草刈りで管理しておる部分ですね、その部分について今回用売に応じたということでございます。以上でございます。

○高橋委員

3メートルの6メートルの範囲で第2水源の用地へこののりが接続すると、のり下がそこへ入ってくると、こういう説明でしたね。それは理解されているのかということですよ。理解されているよと。減るけどしょうがないということでしょう。これ、ちょっともう一遍、そこを聞かせてください。減ってしまえばいいかどうか。

それから、同時に、水路が暗渠になってますから、現状。あの部分というのは、暗渠になってます。先ほど市道認定されて、堤防の中腹をきれいにするという、35号線については、オープン回路ですね。オープン、水路がね。だけど、これから改良しようという天場の下の方は、暗渠になってますよね。暗渠にされましたから、いいですか。暗渠。暗渠のままじゃまずいでしょ。暗渠のままじゃ。県の堤防天場をつくって、堤防の中に暗渠の物件を入れることは県が認めてないでしょう、これ。

どうですか。これも全部とって、ひっくり返すわけ。

○土木課長

県としては、堤防の定規断面といえますか、現在規定されている断面の外であれば、暗渠であっても、開渠であっても、許可はいただけます。今回、この部分につきまして、付けかえを生じるわけですけど、付けかえと言いますか、のりが出

きますので、水路が埋まっちゃいますんで、その部分について、当初、開渠でということで、開渠にすれば、経費も安いし、維持管理も市の方で管理して、地元としては、すごく有利になるということで提案させていただきましたけど、説明会を行いましたところ、開渠ということに、どうしても、長い区間が暗渠になるということで心配が絶えないということから、今回、開渠ということで、工法変更をする余儀なくされているという現状でございます。

○久田委員長

ここで10分間休憩します。

午前10時56分休憩

---

午前11時05分再開

○久田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

西町1号線、つまりこの境界の道路のあり方についてお尋ねしているわけですけど、西町1号線については、20年度で幅員拡大があるということになれば、3メートル幅員が広がれば、そののりが3メートル南の方へ平行移動していくということになりますね。そうすると、現在の暗渠、水路の暗渠部分は、堤防ののり下ではなくて、堤防の腹の中に、トンネルのような形で、包含されるというふうに理解をいたします。こんなことは認められない。県の堤防管理上から。そうじゃあ、楽とか、楽じゃないとかいうことではなくて、現在は、堤防ののり下に水路があるんですが、これが、3メートル、膨らませるわけですから、南側へね。平行移動していただけても、堤防ののり下に水路があるという状況から、堤防ののり部分に水路が暗渠で入り込むという、こういう形になるんじゃないですか、土木課長。ならないの。本当に。なりますよ、それは。

それは認められない。暗渠の方が掃除が楽とか、楽じゃないかということではなくて、そんなことは認められないんですよ。つまり、2Hの法則というのがあるでしょう。堤防ののり下からこの水

路の幅員の2倍部分をあけなさいとなっている。つまり、河川敷、のり下から河川敷を河川の幅の分だけ持ちなさいというふうになっている。そんな余裕はとれないと思いますが、とれるんですか。

○土木課長

現在の堤防ののり下は、3メートルあって、2割でのりがありまして、現在、2メートルほどの水路敷があります。これは、水路の用地です、知立市の水路の用地です。河川敷としては、現在の堤防ののり先が河川用地で終わりです。それから、今から買収しようとしているのは、その水路敷2メートルがあって、なおかつその3メートル分ということですので、堤防を何ら侵すものではありません。補強した部分、堤防を逆に言うと、補強した部分のところの中で、開渠の水路を設けるということです。ヒューム管ではございません。

○高橋委員

現在の、あんまり詳しくそこだけで議論すると時間も足りなくなってしまうんですが、現在の堤防のこう配ですね、のりのこう配、3メートル天場が上がるわけですから、富士の頂上のようなこう配になりますが、同じ堤防、のり下でセットすれば。それが、のりの案配からいって、今のようなのり下でいいのかと。それは、当然、堤防敷そのものを広げていくという手法の中で、天場を6メートルにするという内容でないと、のりとしての設置基準といいますか、構造に合致しないんじゃないかというのが私の意見なんですよ。それは、だから、当然のり下がもう少し南の方、水源の方、水道の用地の中の方へ入ってくる格好になる。そののり下から、市の水路幅の倍を確保したところが水路敷になるんじゃないのかということを開いておるわけです。2Hの法則というのは、

そこを無視して、やるわけにいかんでしょ。それは、詳しく打ち合わせされているんですか、県当局で。

今のまま、堤防が暗渠になって、のりを膨らませれば、今の暗渠は、堤防ののりの中にズボンと、このトンネルを掘ったような形にならざるを得ないんじゃないかということ、私思うんですよ。

だから、それでアウトですよ、そんな構造は。

ということを私は申し上げておるわけです。

そこは、県の知立建設事務所ときちっとした図面に対応された結果で、そういうことをおっしゃっているのかどうかね。改めて確認したい。

いずれにしても、暗渠はとって開渠にしなきゃならんということですね。

そして、水道の敷地の中にいけると、水路部分を結果的にね。こうなるわけで、ここは、二重投資ですよ、完全に。暗渠にされたら、いろいろな問題あるにもかかわらず。暗渠にされて、今回、堤防の天場を広げるということで、やっぱり問題だということで、それを掘繰り返して、位置を変えるわけですよ。何で、暗渠の工事が必要だったのかと、今から考えれば。どこをきちっと見て、暗渠にされたのかと。だれの意見を聞いて暗渠にしたのかということが問われるじゃないですか。ここをどういうふうにお考えですか。

○土木課長

この道路を拡幅するということにつきましては、事前に、まだ占用は出しておりませんが、事前に知立建設の維持管理課と協議させていただいて、現在の堤防から外につける部分については、道路ということで外につけるものですから、河川堤防としての機能以外の道路部分、実際には河川堤防になるんですけど、その外につけることについて、ただ、そのままいきますと、かなり水道の中に入ってしまいますので、現在も、現在の水路に若干の壁があって、ちょっとのりがとめてあるわけですけど、今回あまり過分、フェンスより奥へ入ってっちゃうと井戸等もあるものですから、あまり入らないような形で、水道部の方が理解を得られるような線で行くと、開渠の水路の堤防川に壁を1メートルほど高くして、のりが出ないような形で開渠の水路を設置していくことで県の方とは事前に了解を得ております。

それと、管渠の方ですけど、これにつきましては、平成18年に地域の道路も整備ということで予算の都合で先行してこうやらさせてもらったんですけど、それも、一部の総代さんと相談して、維

持管理面とかいろいろな面を考慮して、将来的には管渠でいだろうという、そういった一部ではそういう話があったんもんですから、事前に、先行投資させていただいたんですけど、その後、結果的に全体の説明会の中で、その辺がちょっとやっぱり不安があるから、開渠にしてほしいということで申出があった中で、再検討しまして、やはり開渠でなければならずということになったもんですから、その先行投資しちゃって、二重投資になった分については、まことに申しわけないと思っております。申しわけございません。

#### ○高橋委員

先ほどの共和建設に抜ける道路のことも含めて、やっぱり地域の皆さん方ももう少しひざを交えてどういうそのまのあり方がいいのか、道路や水路のあり方がいいのか、きちっと話をされて、ひとつ一つ進めていくという点で、私は問題があったと、正直にね。

それは、結果的に二重投資を18年につくったんですから、まもなくそこをもう一回やり直すというわけですから、これは問題だということはお認めになったので、今後の教訓に生かしていただくということが必要だと思いますね。

その点でもう一つ聞いておきたいのは、そういう天場を広げる行為をするということになれば、今回の市道認定で、西町35号線と西町2号線のこの交点がありますね。交点が。天場は、西町1号線ですが、この幅員の、こののり部分も市道認定しないとまずいんじゃないですか。いいんですか、それは市道認定せんでも。

#### ○土木課長

市道認定につきましては、この道路の整備がされますと、西町1号線の残された部分は、3メートル道路になります。今回築造される道路と35号線、それから西町2号線ですね、これにつきましては、基本幅員6メートルということになります、築造することにおいて、市道認定そのものは特に問題がないものですから、今回は見送らせていただきますけど、今後、全体的な整備ができますと、今まで西町1号線は国道1号から155号

までむすんでおるわけなんですけど、今後は、通行形態ですとか、路線形態を、西町2号及び35号から155号の信号交差点というのが、主の道路になりますので、その辺の組みかえ等があることを見込みまして、今回は、ここに上程させなく、今後整備が完了して、道路網が確立された時点で、市道認定路線の組みかえを行いたいということで考えております。

#### ○高橋委員

いやいや、そういうふうにしたいわけですよ。今おっしゃるように。だとしたら、西町35号線と西町2号線の交点から少しのりを斜めに上がらんと、西町1号線行けないでしょ。行けないでしょ、のりをしばらく渡らんと。西町1号線というのは、天場を走っておるわけだから。35号や2号というのは、天場じゃないでしょ。35号は中腹を走っておりますがね。2号は南から来て走っております。この間は、市道じゃなくてもいいの。

細かいことを言うようだけど。何でここをセットで市道にしないの。築造するんですよ。天場からのりでおる部分。この交点の部分。この間、どれだけあるか知らん。これほっておくわけですか。地道のまま。

#### ○土木課長

この部分につきましては、20年にほぼ完成させていただきますので、その後、西町1号線は、このおりてくるところの上の部分でカットという形になりまして、35号線を延伸するのか、2号線を延伸するのか、その辺はちょっと定かではございませんけど、それと、築造して、まだちょっと詳細設計ができておりませんので、どの部分で、この1号線をとめるのかという、その辺の微妙なところがまだ決まっておりませんので、今後、整備がされた時点で、その辺の市道の組みかえを考えていきたいと思っております。

#### ○高橋委員

私がさっきから言っているのは、それを提案せないかんということをおっしゃるわけですよ。道路築造を終わって、後から追認する市道認定を出すってわけですよ、今の話は。追認する市道認定を

出すというわけですよ。だから、知立市は、どう  
いう道路網を考えておられるのかということは読めな  
いんですよ。今後、今度天場をやると。じゃ、こ  
ののり部分をどうするのかと。のり部分も一緒に  
やるんじゃないの。やらないんですか。のり部分。  
斜めになってますがね、そう長い距離じゃないけ  
ど。あれもやらなかったら、35号線や2号線とつ  
ながらでしょ。それがつながったときに、1号  
線のつながってから共和産業に抜ける、大橋に抜  
ける間の1号線は、廃止するというわけですよ。  
今の話は、35号が代行しますから。その付けかえ  
をやっていきたいということなんだけど、何でそ  
れを今回改めてセットで市道認定されないんです  
か。それが出てくればわかりますが、市側の考え  
方というのは、この地域の道路のあり方というの  
が見えてきますがね。市道認定というのは、そう  
いうことを示唆する一つの議決という行為はそう  
いうことを示唆するために行うんじゃないですか。  
当局を縛るわけですよ、計画として。

そこらわからんけど、道路ができて完成したら、  
認定をかけりゃいいでしょという話だがね、今の  
話は、それは、先ほど言ったようなことを含めて、  
後手ではないかということをお願いしているんで  
すよ。

斜め、舗装するんでしょ、これ。整備するんで  
しょ。だったら、市道認定せないかんのじゃない  
の。

○土木課長

市道認定の中には、右側にも宅地開発で市道認  
定する部分があるんですけど、整備を目的として  
認定する部分と、保全を目的として市道認定する  
部分と、その二通があるということで、私の方は、  
考えておまして、今回、この部分については、  
保全という意味で、市道認定の組みかえを整備後  
に行いたいというふう考えたものです。

○高橋委員

だったら、西町35号線だって、今回市道認定せ  
んでもいいんじゃないの。全部きれいにしてから  
されたらどうですか。西町35号線の鉄塔のまでの  
間、南北の、これだって別にあとから市道認定か

ければいいじゃない。そういう理屈が当たり前の  
手法ならね。こののり部分だって市道認定が今、  
かかってないけども、やるわけでしょ。

だったら、35号線だって、何にも今、認定せん  
でもいいじゃない、そういう理屈が成り立つなら。  
先にやりゃいいじゃないか。後から道路が築造さ  
れてから、35号線でき上がりましたと。建設部長、  
そうやってやればいいじゃないですか。矛盾して  
おるじゃないですか、あなたたちのやろうとして  
いることは、路線ごとで。やるんなら、のり部分  
もやりなさいよ、市道認定。のり部分もきちっと。  
そして、西町1号の天場の付けかえをやるんなら、  
一緒に提案すべきじゃないですか。違うの。

市議会のこの中に、皆さん方のこのごちゃごち  
やのやり方を市議会の中に持ち込まないでくださ  
い。

35号の手法でやるんなら、1号線のこの付けか  
えで、35号と2号の間ののり部分の市道認定をし  
なきゃだめじゃないですか。違うんですか。私は、  
さっぱり理解できない。

○土木課長

西町35号線の今回の市道認定につきましては、  
私の方の考えですけど、鉄塔からこの終点までの  
間につきましては、今年度整備が完了します。そ  
うした意味で、これにつきましては、維持管理保  
全の意味で認定をかけたいなということで考えて  
おまして、鉄塔から、この西町34号線へのつな  
ぎにつきましては、今後、拡幅整備ですね、そう  
いったものを考えた形で認定をしたいなというこ  
とで、この1路線について、二通の意味あいがあ  
るわけなんですけど、そういった意味で、西町1  
号線につきましては、今後、6メートル拡幅して、  
35号線ないし、2号線に接続できるようになった  
時点で、西町1号線、そのものの全部の廃止は今  
現在考えておりませんが、整備できたところにつ  
いて、組みかえ認定をさせていただいて、良好  
な保全維持管理をしていきたいというふうにおも  
っております。

○高橋委員

市のやり前見ておられて、整備できたところ

ろから市道認定だと、それまでは認定しないよと。市道認定というのは、一つは、でき上がった道路を追認して、今後、市が管理していく道路だということを確認にするという市道認定と、道路ができていなくても、用地買収などが必要なきには、市道認定をかけないと、補助の対象にならないとか、いろいろあるでしょ。だから、道路が築造されてなくても市道認定をかけるんですよ。そして、この西町本田地区については、いろいろ二転三転ありました議論が、ご案内のとおり。そして、道路を築造し、しかも付けかえて、当初の計画とは変わったような道路が今、つくられているということにおいて、市議会と市民に対して、市道認定を明確にして、この区域の道路のあり方、あるいは、車両の流す導線について内外ともにはっきりさせるということが今、市側の任務じゃないですか。

それとの関係で、市道認定を論じたときに、このような対応でいいのかと、斜めの堤防道路は、別に用地の買収が必要ない物件ではあるけども、ここの市道認定もきちっとかけて対応をしていくと。1号線の天場の付けかえもやっていくという、この流れの中で仕事をされるべきではないかというぐあいには思います。市長どうでしょう。ちょっとずさんじゃないですか。もうちょっと住民の皆さん方に、あるいは市議会に、問題の本質を明確にするような対応にしないとけないと思いますよ。いかがでしょうか。

○本多市長

私は、道路認定につきましては、今、課長が答弁をさせていただいた手法で今日まで多分やってきておるんだろうというふうに思っております。

しかし、地域の住民の皆さん方や、議会もそうありますけれども、どういう計画で、道路行政をやっていくんだということを、早く示していくという点では、委員おっしゃるような方法がただし方法かもしれません。この辺は、今までのあり方とこれからの道路行政のあり方、そういうものを含めて、なるべくばらばらな、いわゆる手順や手法が、ばらばらにならないように、なるだけ

一本化をしていきたいというふうに思っております。

道路をつくるということそのものは、地域住民の皆さん方の交通の安全だとか、住居はそこに立つたかもしれませんけれども、いろいろなところに、そういうときに、道路というのは大変重要な役割を果たすものでありますので、そういう点では、地域住民の皆さん方の早く声を聞いて、築造で早くして、供用開始をはやくしていくということが、私は道路行政だと思っておりますので、手法、手順につきましては、一度、きちっと同じ手だてですべての道路がなるべくできるように考えていきたいというふうに思っております。

○高橋委員

要するに、当局が揺れ動いておるんですわ。この地域の道路網については、その反映ですよ。揺れ動いている。だから、あっちいたり、こっちいたりして、うまくいかなきゃまたかえちゃえばいいと。これが、結局住民を巻き込んで、奇妙な話になっておるんですよ。だから、私は、そういう点で市道認定ってことは、厳粛な行為だし、議会に、あるいは市民に対してきちっと市の方針を明らかにすることなんだから、用地買収を伴わないにしたって、これから整備すべき道路はこうあるべきだということを、きちっと打ち出すという意味あいでは、今回の対応についてはいかがなものかと。市長、おっしゃったけど、手法を間違っていないとおっしゃるけれども、私は、考え方が後手を踏んでいるんじゃないかというふうに思いますよ。

そこで、もう一つだけ聞かせてもらいたいのは、そういうことなんだけど、20年度予算は1号線の1号ののりを広げるということなんだけど、広げるということは、即水路の付けかえが必要になるわけでしょ。なぜ、水路の付けかえが予算化されてないんですか。水路の付けかえなしで天場だけ広げられるんですか。

○土木課長

20年度予算の中に、1号線の道路改良事業ということで上げさせてもらっております。これにつ

きましては、道路の拡幅及び用水路の付けかえ、これも一体とした中で、整備をしていこうという、水路だけ、道路だけということではできないので、一体的に整備していくという予算をつけさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

○高橋委員

一体ってことね。箇所づけでいうと、天場の箇所づけしかないように見えるんだけど、一体ね。ちょっと幾らかかるのか、紹介してください。

それから、西町2号線というのは、前も問題になったけども、道路舗装、オーバーレイやるといふことで、あとあとになっていると。20年度もこれ予算化されてないけども、これまだ20年度でもやれないということですか。

建設部長みえるけど、これは、土木課長に聞きたいけどね。

○土木課長

西町1号線の道路改良につきましては、事業費として、一体的な整備を図るといふことで、4,000万円計上させていただいております。

2号線の舗装につきましては、都市開発課の方で担当しておっただけだったわけですけど、開発事業者との協議の関係で、昨年12月末にちょっと工程的に難しいといふことで、建築の方が伸びてきておるもんですから、3月いっぱいぐらいまでかかるという工程でしたので、今回のこれ今、19年度末までには、舗装の方はできておりません。やれる見込みはございません。20年度予算にものせてございません。これは、当初予算に間に合わなかったわけなんですけど、それと、金額的に350から400万円ぐらいなんですけど、何とか、この当初予算の中で調整ができれば、20年度の中で実施していきたいなど。調整ができなければ、また補正という考え方も出てくるかもしれませんが、現在の中では、当初予算に上がってないので、その予算の中で調整ができれば、20年度に工程を調整した中で実施していければと思っております。

ただ、建築の方も、造成は3月いっぱい終わるんですけど、建築の方もまだ夏場ぐらいまで、6月ぐらいまでかかりそうですので、その辺のま

た調整もちょっとさせていただかないといけないなということも考えております。

○高橋委員

1号線4,000万円ね。かなり大きな金ですよ。

2号線、19年度はそりゃ間に合わない。まだ造成やってみえるし。これからだね、造成は。間に合わないから、そりゃ、補正が組んでない。19年度は2号線、舗装予算はないんでしょ。箇所づけとしては、金がやりくりすればやれる場面になる。箇所づけとしてはしていないと理解してます。

けども、20年度には、当然、またせてある案件だから、20年度には当初予算に組んで当たり前じゃないですか。20年度の年度末になっても、車両が入り込んで工事終わらんということはないでしょう。住民の皆さんに対する説明や内容を見て、20年度の頭で終わるわけにはいかんけども、20年度の後半になれば、十分市道の整備はできる。何でこれ当初予算に載ってないの。補正すりゃいいって問題じゃないですよ、こんな問題は。いの一番に予算を確保しなきゃいかん問題じゃないですか。いの一番に。そして、この支障がなくなった時点で、いち早く、整備してあげなきゃいかん問題でしょ。やって当たり前のやつをお預けにしておるんだから。どういう感覚なんですか。私は、よくわからん。皆さんの感覚。どういう感覚なんですか、これ。

○土木課長

19年、12月末にそういった打ち合わせをされたということなんですけど、予算的には10月で締め切っております、なおかつ市長査定というのが1月にあったわけなんですけど、それまでに、やれるか、やれんかというのが、まだすごく疑問視されていたところがあったもんですから、当初予算に計上せずに来てしまったというのが、現状でございます。

○高橋委員

いやいや、それは、手法逆だよ。当初予算に載せて、業者督促して、できなかったら流すんだよ、2号線は。そういう性格のものじゃないの。だっ

て、18年度対応ですよ。やれへんから延ばしたって。工場出てくるかもしれないからといって、延ばした。20年度は間違いないわね、基本的には。だけど、それははっきりせんからと言って、予算をつけんかった。予算をつけて、その意思を示して、できん場合には、そりゃ、減額補正せないかんかもしれん。それが基本のスタンスやないですか。住民たまらんのじゃないですか。そんなどちらが主人公なのよ。工場の工期が主人公なのか、オーバーレイして、住民の利便を図るといのが、流れの本質なんですか。逆立ちしておるんじゃないですか、発想が。

建設部長、どうなんですか。逆立ちしておるんじゃないの、発想が。まず、当初予算でつけるべきですよ、20年。間違いなくやりますよ、こんなことは。

それで、努力したけども、そんなことはないと思うけども、どうしてもやれんというときには、減額補正で申しわけなかったと。こうこうこういう理由によってできませんでしたというのが、セオリーじゃないですか。私はそう思いますよ。なっちゃおらないんですよ、そんなことは。どうなの。

○建設部長

確かに、質問者が言われますように、今まで、本当に開発業者等出てくる、出てこないとか、いろいろな問題がありましたもんですから、今現在、あそこ、今課長が説明しましたですけれども、現状ちょっと農道舗装的なそういう面がありますもんですから、まだいろいろの開発業者の工事内容が、まだ進展中ということもありますもんですから、今のところ住民の方たちには、大きなこういう影響というんですか、今は、とれるような状況になっておりますもんですから、その辺のところを加味しまして、その辺がきちっと解決しました折には、今質問者が言われますように、後回しになるかもしれないですけども、本舗装をしたいということで、課長もある程度最後には、本舗装を20年度、差金等があれば、そこで対応したいんですけども、もしそういうことができな

い場合には、補正予算でいくというような、そういう方針でもってやっていくということですので、お願いします。

○高橋委員

ちょっと聞くけども、工場の建設は、工期がいつまでですか。

○建設部長

県の許可の方はおりたということをちょっときいておりますけれども、詳しい内容の方は、ちょっと聞いておりませんので。

○高橋委員

詳しい内容も知らんで当初予算組んでるの。

それは、予定の工期で終わらんかもしれんけども、工期はこれこれだと。だったら、通年予算ですから、下半期でやれるなど、工事は。つけばいいじゃない。9月補正やって、2月に工事やってしかられた例があるけど、そんなことはいいですよ。当初予算でつけて、下半期で工事ができればいいじゃないですか。

これは、工場の工期はわからないんですか。

○土木課長

私の方で聞いておりますのは、10月末ということで聞いております。

○高橋委員

十分できるじゃないですか。

何でこれ当初予算載らないの。

補正でつけてもらえるかもしれんし、契約差金を集めれば、そりゃ350万円か400万円の金が集まるかもしれない。それは、テクニクとやりようの問題として、この可能性を残すということについては、私は別にあってもいいと思うんです。ところが、正面切って、やらないといけない仕事を、何で旗掲げてやらないの。いざ出陣と言って。旗掲げて意思を示す、箇所づけをきちっとしておくということが一番大事なこれ行政上のいままでの経緯からいってね、関係者も含めて、箇所づけをして明確にすることに政治的な意味も含めてあるじゃないですか。やりやいいんだろうとどっかでまとめて、あんたがそうやって言うなら、やってやろうじゃないか、なんていう話ではないはずで

すがね、これ。その考え方や姿勢が、私は問われておるといふふうに思うんですよ。

10月末だっというのなら、十分間に合うじゃないですか。

もう一回、答弁を求めたいと思います。どういう考えてみえるのか、本件、経過を含め。その点で、予算編成の時期もありましょうが、予算編成の手續と議論の内容で、何が問題だったのか。もう一度答弁を求めたいと思います。

○土木課長

当初は、この予算についてどうしようかという議論をいろいろしておったわけですけど、当初は、19年度中に何とかできるのではないだろうかという、できるということで進んでおったものですから、当初予算には、あげていなかったんですけど、10月末に事前打ち合わせをやってはおったんですけど、まだ本当に3月の前半で終わるのか、後半で終わるのかという、その辺がすごく不明確であったものですから、やれるだろうということで当初予算は計上してなかったというのが現状なんですけど、もうちょっとその辺、1月、2月時点でそういった判断をくたせばよかったかなと、今は思っておりますけど。その辺ちょっと。

○高橋委員

19年度中にやりたいという思いだったと。だけど、19年度は箇所づけがされてないでしょ。これは、何とかさつき部長が答弁したように、差益といろいろな段取りで、そりゃ、行政もフリーハンドが欲しいですがね。箇所づけしか出ないという窮屈な道路行政だけではいけない。フリーハンドを持ちたい。これは、これでいいですよ。ある程度フリーハンド持っておやりになることはね。その範囲で泳げないだろうかと思ってきたけども、何でできなかったんですか、19年度。金はあつたけども、現場がそれを許さなかったと。やれる環境ではなかったということですか。

○土木課長

造成の方が3月いっぱいまで延びてきたという、そういう状況の中でできなかったということでございます。

○高橋委員

だとしたら、当初予算計上されてないけども、現場が可能であれば、直ちにやると、20年度。年度は20年度になりますが、そういう理解でいいですか。

○土木課長

それと、あと、建築に関する工事の内容の中で、そういった重機等の搬入とか、材料等の搬入、そういったのを再度検討しながら、調整していきたいなというふうに考えております。

○高橋委員

だったら、そこら辺はきちっとしておいてくださいよ。そういう点ではね。

要するに、出たとこ勝負でやってみえるような感じがしてならんのですよ。懸案事項ですから、どの段階ならコストがかけられるのか、そのためには、一遍聞いてこいと。きちっとした工程と日程があるはずですがね。工事やっておるんだから。

じゃ、この段階から以降は、大型車両が入りませんねと。入っても極めてまれですねという担保をいただいて、じゃ、何月何日ごろには工事に入ると、早々。しかし、延びるかもしれないと。だから、もう一回事前にあたらないかんけれども、この方向だと。したがって、当初予算はどうするんだ。補正予算、どうするんだと。いって、議論すべきじゃないですか。

大体、土工事は、3月で終わるようだけでも、その後建築があつてね、そんなことわかっておるじゃないですか。工場だもの。それでどうなんだということについて、もう少し、明確な工事日程も握られて、住民の皆さんにおくればせながら、やらさせていただきますと。速やかにね。

仮にこれで、もう工事も終わったと。車両も通ってないのに、だんだらでほかつたると、あの道が。というようなことがあつては絶対ならんと私思うんですよ。だから、予算措置をいつているわけです。その点は、もう一遍改めて答弁してください。部長。可能な可及的速やかな対応を約してほしいと思いますが、どうですか。

○建設部長

今、質問者が言われました内容につきましても、開発事業者、工程等を全部一応打ち合わせをさせていただきながら、できるだけ早く本舗装の道ができますように努力いたしていきたいと思います。

○高橋委員

この公団のやつ、土木課長、もう一遍、ちょっとこれ説明してくれる。

それから、担保はどうなったのも担保。協定。

○土木課長

1枚目の図面は、6号公園のすぐ西南になりますかね。左端のとまれという道路がありますけど、この道路の右端から2枚目の右端のとまれまでです。ここまでにつきまして、公団の方に駐車場として整備する区間ということにしております。

2枚目の下の欄に、標準横断図というのがあります。左側の5メートルと書いてある部分が駐車場部分となります。

直角方向にとめた駐車場部分ということになります。

右側の4,450、これ4メートル45センチですけど、この部分につきまして、95センチ部分のところにポールが立っておりますけど、これは、撤去いたしまして、4.45の車道幅を設ける、通路幅を設けるということです。

あと、右側の2.75につきましては、既存の歩道帯がございまして、その既存の歩道帯につきましては、既存保存地ということになります。

以上が、この横断更正でございます。

平面的には、その1枚目、2枚目の図面のとおりな形になりまして、途中、防火水槽ですとか、公園の通路等がございまして、そういった部分を除いた空部分におきまして、駐車場を設けると言うことでございます。

担保をとということですけど、現在、事前協議の段階でございます。おおむねそういったことにつきまして、市の内部調整をしていきまして、基本的な合意は得られておるわけなんですけど、これを、今後、譲渡するときに、条件の中で、こういった担保をとっていきたいということを考えております。

以上です。

○久田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第21号について挙手により採決します。

議案第21号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○久田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第21号、市道路線の廃止及び認定についての件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号、平成19年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○高橋委員

最終補正は減額の補正予算になっております。

私、説明を求めたいのは、一つは、都市計画関係の繰越明許についてです。予算書でいいますと、12ページにあります。土木費、都市計画費の駅周辺の区画整理事業に関する繰越明許926万円。池端1号線の流れをくむ連立の関連の繰越明許1,991万円についてご説明をお願いします。

○都市開発課長

繰越の内容でございますが、まず1点目でございますが、知立連続立体交差事業に伴いまして、仮線、仮側道の用地に支障になります物件1件、それと用地につきまして、市道池端1号線という事業で買収及び移転の方をお願いさせていただきましたが、こちらの物件につきまして、年度内の

移転の完了ができないということで、繰越をさせていただきます。

翌年度繰越額が、用地と補償をあわせまして、1,991万円。

それから、もう1件。こちらの方は、駅周辺の土地区画整理事業の中の移転物件でございまして、こちらにつきましても、連立事業の負担金をいただいて、連立事業の支障物件ということで移転をお願いさせていただいたわけですが、こちらについても、年度内の移転の完了ができないということで、926万円。いずれも残金の繰越でございます。

以上でございます。

○高橋委員

市道池端1号線という路線ですね。これは、知立駅の南側を東西に走る道路ですね。COCO壱番からブラザーの前を通過して、明治用水のもう少し北側で宝町に抜けていく路線。これは、既に仮線は全部買収されております。買収というか、取っ払われてきれいになっているんです。将来、ここに仮線を撤去した後は道路が入るんですね。

今回、池端1号線、これは、20年度予算にも出るんですが、どういう意味あい、今回この用地がぶつかるのか。取りつけ道路の変更ですね。この辺ちょっと、ご説明くださいますか。

○都市開発課長

池端1号線につきましては、現在、駅の南側に仮線の用地を取得させていただきまして、全体に、仮線の位置が南側に移行するというので、おおむね、現在のちょうど山本学園の辺ですと、現在の道路いっぱいまで。それから、それよりも西に行きますと、現在の市道にかぶってくると、将来的にですね、かぶってくるということで、現在の市道を南側に、さらに動かす、機能回復するために、南側に動かす必要があるということで、それに伴いまして、支障となります建物を1件移転の協力をいただいたということで、場所的にいきますと、山本学園の前の北側の道ですね、西の方に走りますと、ちょうど二股、明治用水と踏切沿いの道、分れる二股がございますが、その部分

のちょうどYの字の当たったところでございます。以上でございます。

○高橋委員

ここは、仮線をいけたときに、当然、仮線の外側に暫定側道がいらしますので、それでぶつかるといことですね。暫定側道でぶつかって、仮線がとれて、南側に側道ができます。その段階では、またぶつからなくて済むということですか。

そうすると、これは、必ずしも買わなくてもいいと。極端なことをいうと。また、戻してあげれる余地のある土地だと。買収されるわけですけども、そういう考え方でいいですか。

○都市開発課長

機能回復という意味で、今回、買収をさせていただいたわけですが、ある意味、借地というやり方も当然あるわけですが、ただ、将来的に、駅南の区画整理事業等の事業予定もございまして、そちらでは、やはり将来の整備する公共用地が不足するということもあって、原価買収ということも予定されますので、そういった意味では、公共用地をこの連立事業の中で買収できれば、機能回復という部分とあわせて、用地の取得という部分で、対応させていただいております。

以上です。

○高橋委員

一応、話としては理解をいたしました。

それから、この都市開発費、74、75ページに、最も大きな都市開発費の減額補正、3億3,000万円の補正がされております。

この中身は、それぞれ減額で、△がついているわけですけども、この都市計画整備基金、減額4,450万円ということですが、この減額内容をちょっとお示しただけませんか。

これは、連立基金で持っている用地を売却をして、ここの基金に充当するという考え方のものだと思うんですね。今回4,000万円の減額の理由についてお示してください。

○都市開発課長

まず、連立事業に対します基金の取崩しの減額でございますが、これにつきましては、連立事業

全体、県の事業全体が当初14億円で事業を平成19年度執行していきたいということでありましたが、最終的に、事業規模を縮小せざるを得ないということで、10億1,000万円という事業費で減額をしていこうということで、3億9,000万円、実質事業費が下がっております。そういった部分で、当然、市の負担額も下がっておりますので、それに対する基金の取崩しも減らしてきているということでございます。以上でございます。

○高橋委員

いやいや、ここの基金の取崩しも減らしておるということ。これは、積んでいくやつだね。繰入しておるわけじゃないんだから、繰入が減ったわけじゃないでしょ、これ。

繰入も減ってますが、あわせて聞きましょう。

33ページに、都市計画施設整備基金繰入金が1億9,000万円。3億7,000万円充当しようというのが、今、おっしゃった理由によって、事業費が減少したので、1億9,000万円減らしたいと、こういう中身ですがね。いいですか。

それは、聞きたいのは、それは、74ページへまいりますと、当然、この基金繰入れが減少されなきゃ、1億9,000万円減少されなきゃいかんですが、74ページの都市開発費の補正予算の財源内訳をごらんください。基金繰入金、繰入金のところが9,200万円しか減ってないんですが、これ、1億円、どこ行っちゃったんですか。1億9,000万円と書いてある。1億円、どこ行ったの。

○都市開発課長

ちょっと質問に対する答えがピントはずれてまして、申しわけございません。

まず、ここの財源内訳の中の繰入金の減額9,275万円、これについてまず説明をさせていただきますが、この内訳としましては、先ほど言いましたように、事業費が減額になった分、そちらの分の減額分が先ほど言いました4,275万円とあわせまして、残りの5,000万円につきましては、これ当初、6月補正の中で、駅周辺の区画整理事業に基金を充当するというので、9,000万円財源校正をさせていただいて、9,000万円基金を取

り崩して充当させていただいたわけですが、このうち、5,000万円について、この年度末の財源調整の中で、5,000万円分については、取崩しを留保するというので、一般財源に財源更正をしていただくということで、その5,000万円分あわせまして、繰入金9,275万円を減額をさせていただきます。

ちょっと戻りまして、先ほどの全体額の話でございますが、全体で繰入金の総額が減額として1億9,275万円ということになっておるわけですが、これにつきましては、残りの1億円でございますけれども、これについては、事業を進めていく中で連立関連で移転をされる方の代替地用地の対応ということで、私どもが現在保有している基金の保有地をそのまま充当できれば一番いいんですが、中には、違う物件を移転先として求めたいと、そういった場合に、私どもとして、敏速にいわゆる代替地用地の取得が対応できるように、基金を一時的に取り崩して、その金をもって土地を購入して、それを移転者に代替して提供していくという形で1億円の取崩しと用地の取得とそれから買っていたいただいたものを基金に戻すという、そういった組み立てで予算を計上しております。

ということで、1億円については、ここでそういった代替地の執行があれば実際に執行しているわけですが、現実には、そういった代替地の希望がなかったということで、予算計上はしておりますが、これについては、1億円を減額するというので、土地の取得についても、当然歳出予算も減額をさせていただいております。

以上です。

○久田委員長

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分休憩

---

午後0時58分再開

○久田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市開発課長

午前中ご質問いただきました内容につきまして、

再度説明をさせていただきます。

まず、繰入金の1億円でございますが、先ほども午前中お話しさせていただいたように、1億円の中身につきましては、連立事業の代替地を臨機応変に対応できるように、1億円という代替地用地を買うという枠を持っております。その歳出予算でございますが、まず、歳出予算で、購入する方の歳出予算につきましては、予算書の90ページ、91ページのところを、普通財産取得費、こちらで土地取得費ということで、1億円、今減額になっておりますが、減額は1億254万3,000円になっておりますが、当初規定額で、1億688万5,000円ということで、このうち、減額のうち、1億円分は今回枠としてとっていただいた分で、全く支出しておりませんので、1億円分を減額しております。

これに対する当初の財源は、戻っていただいて、32ページ、33ページのところの繰入金、この繰入金を使わせていただいて、この普通財産の取得財源にするということで、今回減額させていただく1億9,275万円のうち、1億円がその分でございます。

実際にもし、売った場合の収入は、どこに払えているかといいますと、同じページの上の部分の財産売払い収入でございますが、こちらに、不動産売払い収入で補正前の額ということで1億228万円ということで、先ほどの普通財産の取得費と同額上がっておりますが。こちらに歳入として上がってくるということで、本来ですと、全く使っておりませんので、ここで1億円の減というふうになるわけですが、同じ予算の歳入の中で、基金が持っております土地を売っております。19年度にということで、この7,279万7,000円、今減額になっておりますが、1億円のうち、私どもとして減額をさせていただいたのは、8,301万1,000円を実は減額させていただいてます。他に総務の方の担当部分で、この差引分はあるかと思えます。

その1億円の差、数字申しますと、1,699万円につきましては、現在保有しました基金保有地を代替地として提供した分で収入で上がる予定でござ

います。ということで、1億円の方の流れというのがお話をさせていただきましたが、あと、最初にご質問いただきました都市整備基金の積立金への4,450万9,000円の内容でございますが、こちらにつきまして、本来ですと、不動産売払い収入で1億円、もし代替地として使ったのであれば、1億円売った分のお金を基金にそのまま積み立てするということで、こちらの方の基金の積立金も当初の予算では、1億728万1,000円の基金の積立額という予算枠をとっております。

しかしながら、先ほど言いましたように、1億円分の、今使っておりませんので、本来、全額減額なんです、それ以外に、現在の基金の保有地、先ほど言いましたように、基金の保有地で処分した土地を現金化したもの、それ以外に、土地の運用益、土地をお貸しして得た収益、それから現金の基金そのものを預貯金をしました金利、そういったものをあわせて、総収入が基金に積立する分、今年度分として、6,277万2,000円ございますので、先ほどの規定額から差し引きますと、4,450万9,000円の減額ということでございます。

○高橋委員

繰入金の1億9,000万円については、一応、理解いたしました。

問題は、今、後段で答弁されましたが、予算書75ページの都市計画整備基金の繰入、基金の減額4,450万9,000円、この基金の歳出は、基金で持っている土地を売却すると。そうするとお金が入りますから、そのお金を、また基金へ戻さないと、基金というものが成立いたしません。したがって、この作業をやってみえるわけです。

それで、33ページに先ほど言われましたように、土地売払い収入が載っております。7,279万2,000円減額だと、今回。これが、全部基金が所有している土地の売却であるならば、7,279万7,000円の減額にならないといけないわけです。基金の額がね。ここの歳出。ところが、ここの間に差があるんですよ。実際の減額は4,400万円。土地の売払いの減額が7,200万円。ということになると、食いつかないんですよ、これは。先ほど、そこは

ちょっと言われました、総務の方の土地が入っているとか、あるいは、土地の運用による収益もあるんだとおっしゃったけども、いずれにしても、その説明では、この二つの歳入と歳出がきちっと合わないんですね。これ、いいですか。だって、7,200万円減額されておいて、歳入で、歳出が、4,400万円の減額なんだから、3,000万円ほど差が出てきます。この差が、どういう差なのかということを明らかにしていただきたいんですよ、いいですか。

言葉でしゃべれんかったら、後で紙をください。書いてあるはず。

○都市開発課長

それでは、内訳をちょっとお話をさせていただきます。

まず、基金の積立の規定額でございますが、1億728万1,000円でございます。今年度積立ができるお金でございますが、まず、土地を貸し付けまして、その収益金でございますが、126万円、見込でございますが。それから、預貯金で金利が569万2,000円。同じく、土地に関することですけども、第3区画整理の換地分により精算金、交付金が発生してまして、57万1,000円。土地の売払い収入としまして、先ほど言いました今年度の歳入として上がります土地が1件、131平方メートル売っておりますが、金額にして、1,699万1,000円。それと、前年度実は、収入をしておるんですが、2月の時点で代替地として処分した物件がございまして、その時点で補正が間に合わず、歳入だけは受けたんですが、基金の積立が予算上してなかったんで、前年度の積立ということでは処理できなかった分が土地の売払いとして、3,825万8,000円ございます。

これを全部あわせますと、6,277万2,000円が、いわゆる積立可能額でございます。したがって、先ほどの規定額から差引きをしますと、4,450万9,000円の減額になるということでございます。

○高橋委員

2月で処分して、18年度2月という意味だね、

これ。18年度の2月。処分した土地売って、現金かえられたわけですね。それが3,800万円。これを何ですか、翌年度に歳入したということですか。つまり19年度に。なぜ18年度で歳入にしないんですか。

土地と金で感触が違うけども、当該年度に売った土地を当該年度で歳入にしないかいかんのじゃないですか。だから、なぜ19年度に歳入を1年延ばさないかいかんのですか。

○都市開発課長

歳入は、18年度予算でやっております。ただし、積立の方が、いわゆる歳出予算がございませんので、積立について、今年度19年度で積立をしたいということでございます。

○高橋委員

3,800万円というのは、1年間浮いておったわけですか。

18年度に歳入して、19年度で歳出するということは、18年度は、歳入したやつがあわんということですよ。違うんですか。

○都市開発課長

歳入増という形で受けていると思うんですが、その辺財政局と調整をした中で、受入れを受けて、歳出については、基金の積立という、現状1億円という枠があるんで、その中で現実には、もっと早く積立をしているわけですけど、予算の枠の中で19年度で対応させていただいたということです。

○高橋委員

いやいや、それは違うんだ。

歳計外現金で収入役が持っておったということですよ。だって、そんなものは基金に入れられないじゃないですか。基金入れるって、予算科目になってないから。つまり、金は入ったと。土地を売ってね、金は土地を売って入ったけども、この入ったお金をどこへ支出するかということが予算上明らかでないから、このお金は歳計外現金で、持っとらなしょうがないですよ。次の予算が計上されて、それが議決されるまでの間、使い道がないということです。これ、歳計外現金ということではないですか。そんな運用をなぜしなきゃいかん

のですか。

18年度に歳入、2月の末でしょ。2月の末なんだから、19年度で18年度で歳入するようにしないと、まずいんじゃないですか。

そういう理屈になりませんか。基金積んであるんだと。実態行為としては、詰めないじゃないですか。予算編成してないんだから。どういう御見解でしょうか。わかりやすく説明してください。私は、ちょっと理解できない。

○都市開発課長

あくまで、歳入としては、18年度で土地売払い収入で歳入をしております。ただし、それに対する基金の積立、歳出については、19年度でそれ相応分の金額を積み立てたということでございますので、19年度に歳入を受けたということではございません。

以上です。

○高橋委員

だから、18年度、19年2月の末に、3,800万円という金が入りました、土地を売ってね。それは、歳出科目として計上していないと。今のお話で。そうすると、年度があけるまでの間は、一月ちょっとありますが、これは、静かに持っておったということですよ。ということは、歳入と歳出があわなくなるんですよ。土地を金にかえたんですけどね。

つまり、何が言いたいかということ、この駅周辺の区画整理や鉄道高架をやるために基金を積んだと、30億円ね。基金を積んだ。平たく言うと、20億円を現金で持ち、10億円を土地で持っておると。平たく言うと。その両方共が基金ですから、土地になったり金になったりするけれども、適正に管理しなきゃ、運用しなきゃいかんというのが、基金の大原則です。だから、それは、時には土地になっているかもしれない。あるいは、土地が売れば、そりゃ、ここで今議論になっている都市計画整備基金に、その土地代を入れて、現金として基金で管理する。このやりくりをやっておるわけです。毎年毎年。今回、今、お尋ねもしておるし、議論になっておるのは、土地として持っていたも

のが約3,800万円年度末に売れたと。金が入りますよね、収入役に。金が入ったけど、その金は当然年度内に入った金は年度中に歳出しなきゃいかんのでしょうか。総計予算主義、年度主義だから。歳入と歳出が合わん金が年度を越したらまずいでしょ。だから、それを当然年度中に歳出の項へ移す。これが合わないと、会計処理ができないことになるでしょ。ところが、歳出が口を開けていないと。収入役は口の中へ3,800万円入れて、年度を越すということになる。そういう財政処理の仕方は好ましくないんじゃないですかということを知っているわけです。いかがでしょうか。もう1回、答弁をお願いします。

○都市開発課長

私どもも基金に積立できるものは、速やかに積立をしていくということで、予算執行はしているわけですけど、今回のケース、ちょうど年度の狭間で、ある程度事前に見込が立っておれば、予算対応処置もその年度内の歳入、歳出、あわせて売払い収入と積立の方ですね、整合できるというふうになるわけですけど、今回のケースについては、移転者がある程度短期間の中で意思表示を決められて、どうしてもこの土地でということで、期間的にもその時期しかなかったということで、2月という予算対応が間に合わない時期だったということで、その対応について、当然、歳入として18年度の処分ですので、18年度で受け入れると。ただし、歳出については、当然歳出予算がないわけですので、積立という行為ができないということで、確におっしゃるとおり、積立をしないということは運用益を生んでこないということなので、そういった部分もあるかもしれませんが、ただ、実務上としては、次年度の積立という中の金額の中で対応してきたと。歳入増という部分で、予算の中では対応されているのではないのかなというふうに思っております。

財政部局とも今後このような形の中で、どういった形の予算対応なり執行が正しいのか、少し確認をさせていただいた中で正して行きたいと思っております。

以上です。

○高橋委員

私は、公金を適正にどう管理するかという視点で議論したときに、きょう、おたくたちは財政の担当者じゃないので、道路をつくったり、鉄道高架をやったりする担当者なんで、そこまでは自分たちの専門外だというふうにおっしゃるかもしれませんが、3,800万円という金が入ってきたと、売ったんだから、しかも年度内に何とかしたいという思いがあったというね。それはわかりますよ。土地を売れば3,800万円入ってきた。その入ってきた金は、当然歳出を前提にしていなきゃいかんので、どこかへ振り向けなきゃいかんと。年度中、もしくは出納閉鎖期間中に振り向けて処理をしないきゃいかん。こういうふうになってますよね。ところが、基金を入れるにしても、基金の歳出が計上されてないということになれば、行司軍配、東にも西にもあげれず、行事は天を軍配で上げておったと。収入役は口の中に3,800万円入れていたと。年度を越えるのをまたなきゃいかん。予算が議決されるまで。という、きわめて奇妙なことになるわけですね。

こういう対応がいいのかどうか。きょうは財政の専門家が当局側にお見えにならないので、きょうのところは保留しておきたいと思いますが、ぜひ、明快な解明を当委員会終了後で結構ですから、説明をしていただきたい。そして、間違いない対応にしていきたいというふうに思いますが、もう一回、その点の約束というか確認を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○都市開発課長

私どもも再度その予算の執行のあり方について、財政部局確認をした上で、お話をさせていただきたいと思います。

○久田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

これで討論を終わります。

議案第23号について挙手により採決します。

議案第23号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○久田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第23号、平成19年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号、平成19年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第25号について挙手により採決します。

議案第25号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○久田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第25号、平成19年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号、平成19年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○高橋委員

第三土地区画整理事業の補正予算について、若干お尋ねしたいと思います。

いよいよ、第三土地区画整備事業も終焉ということでありまして、問題は、精算金、徴収金の事務がどういう流れで終焉をしようとしているのかというところに関心が集まっています。

今回の補正予算は、166ページ、167ページにありますように、歳入において、1億3,900万円余の換地精算金が約6,000万円減額すると、換地精算金がね。こういう補正予算になっております。

この理由と内容について、今後の見通しについて、ご説明をいただきたいと思います。

○区画整理課長

ご説明させていただきます。

今回、5,942万6,000円の精算徴収金の減額をさせていただいておるわけですが、これは、昨年10月5日に知立第三土地区画整理事業の換地処分を実施しました。この段階で、おのおの精算金の額、それから、徴収者、これらが決定してきたわけですが、その確定した後、おのおの精算金について、相続関係という債務の届出、債権の届出、また、土地について売り買いもしてみえるわけですが、これの精算金に対する債務の引き受け、債権の譲渡等の届出を昨年11月に申出を受けてまいりました。

その中で、今回、その届出から申出に基づきまして、精算金の相殺行為をさせていただきました。その金額が5,942万6,000円というものでございます。相殺後の金額、8,044万円を今回請求し、徴収するものでございます。

この精算金につきましては、先月、2月20日に徴収の通知をおのおの権利者にさせていただきました。納期が、3月21日を納期として、各関係者の方へ通知をさせていただいておるところでございます。

今現在、まだ納期前ではありますが、徴収の状況をちょっとお話させていただきますと、全体の266件のうち、160件が昨日現在で収納されてお

ます。

金額にしまして、4,030万円という、4,000万円を若干越えた収納が既に昨日現在でされている状況でございます。

金額的に見ましても、約半分を納期限前でありますが、徴収されているという状況でございます。

以上でございます。

○高橋委員

ご説明で若干よくわかってきましたが、そうしますと、精算金の総額が、約1億4,000万円。これ、規定予算が徴収金の総額というふうに理解していいですか。

それで、あなたのところはどういうふうに納めていただけますかといって、確認をとったところ、今年度中に8,000万円ほど入ると。それを今、令書を送り、3月31日に入れていただくように、既に入っているものが4,030万円ありますよと、こういうことですか。

ということは、後年度以降、20年度以降の精算金が残るわけですが、その精算金の残額は、5,900万円という理解でよろしいですか。

○区画整理課長

少し、端折った話になったかもしれませんが、19年度の当初予算においては、1億7,800万円余の予算を計上させていただきました。昨年の10月5日に換地処分をしましたことから、関係者、それから金額、これが確定してまいりましたので、同一名義人のものについては、12月補正において相殺行為をさせていただきました。それが、3,800万円余の減額の相殺の金額をお願いさせていただきました。

今回、3月補正で5,900万円の補正をお願いしております。その残りが8,000万円ということでございまして、今年度中に精算金の総額を8,000万円徴収するというものでございます。

実は、換地処分後、分納の申出も受けさせていただきました。これが、1,370万円余のお金になるわけですが、この分納分が今年度に入ってくるものと来年度以降に入ってくるものとございますので、そういった金額の差が来年度入ってまい

ます。

来年度入ってまいりますのが、270万円余の分納の金額でございます。

それ以降の21年度以降につきまして、入ってまいりますのが、969万4,000円。これが、21年度以降に入ってまいります。ですから、19年度末において、この8,000万円の徴収後、20年度においては、270万円の分納分が入ってまいります。それから、21年度以降、これもトータルしまして、969万4,000円が5年間の中で入ってまいりますということでございます。

以上でございます。

○高橋委員

20年度の予算では、270万円余が精算金の収入額に入っています。それは、あなたも今、答弁と符合するんですね。

それで、私が聞きたかったのは、精算事務がいよいよ佳境を迎えるわけなんだけども、精算金の総額が幾らになっておるのか。つまり、19年度では8,000万円余、8,044万円を精算金で徴収するという予算ですよ、これは。問題は、その後、今も答弁があったように、来年度で270万円。それ以降の分納で969万円、約1,000万円ということは、残りが1,270万円というふうに、今の答弁で読めるわけですね。ところが、今回、1億3,900万円から5,900万円減額されている。つまり、そうなると、補正に補正を重ねた後の1億3,900万円という、もとの規定額というのは、一体何だったのかということになりますよね。

つまり、5,900万円減額をされたわけですから、5,900万円が次年度以降の残りではないかというふうにも理解できるわけですよ。いいですか。いやいや、規定額が違っておりましたと。規定額を精査したら、これにはなりませんということなんでしょうね。今の答弁聞きますと。残りは約1,270万円ですから。そこら辺を解明していただきたいんですよ。

今回の補正予算とあわせてね。

どうですか。

精算金の総額は幾らで、今年度幾ら入って、残

りは幾らなのか。端的にお答えください。

○区画整理課長

まず、精算金徴収額の総額でございますが、19年度収入いたします8,044万円と来年度徴収します270万円と21年度以降に徴収します969万4,000円、これが合計が総額でございます。それで、原予算1億3,986万6,000円、これは、同一名義人を相殺し、徴収と交付の中の同一名義人は10月5日で関係者が固定しましたので、相殺をさせていただきました。今回、5,900万円の減額につきましては、相続関係でお名前は違っているけれど、ご兄弟、親子という関係、それから売り買いの中で前所有者が持つ、買い主が持つ、こういった契約の約束事があるわけですが、そういったお申出をもとに相殺ができたものが、5,900万円ということでございます。5,900万円は、収入であります徴収金と交付額、同額になるわけですが、これを相殺させていただいたということで、先ほど冒頭に言いました、3件を寄せたものが精算金徴収額の総額でございます。

以上でございます。

○高橋委員

つまり、精算金の総額としては、規定額は間違っていないんだと。ただ、精算交付を行ってこいでやると、残りはあと先ほど言われたように1,000万円と270万円が次年度以降の歳入だと、精算金の、もらいがっての精算金だと。こういう理解ですよ。

そこで、念のために聞いておきたいんですが、これは、来年度当初予算で聞くべき案件なんですが、20年度で会計をとじたいというご意向ですよ。第三土地区画整理事業は、既に本換地が進み、住所もかわり、そして、まちの中も既に供用開始されていると。したがって、あと残るのは、お金の出し入れと、過渡し、換地の関係で、お金をもらったり、返したりというのが残るわけです。それで、20年度で会計はもうしたがって終わりにしたいと。そうすると、精算徴収事務だけが残りですが、これは、そういう方向で、あと雑入等の処理で対応するという方向を考えていらっしゃるの

か、当然、この分納の方は、約束をされているわけで、滞りはないと思いますが、その辺の受け取りの体制といいますか、その最後まで精算金の徴収事務の対応というものについては、基本的にどんなお考えでお臨みになっているのか明らかにしていただけますか。

○区画整理課長

お答えいたします。

20年度予算におきまして、先ほど言いました20年度に入ってまいります270万円の徴収分納金はよろしいわけですが、21年度以降に入ってまいります先ほど来からお話します969万4,000円、これにつきましては、繰入という形で一般会計から特別会計20年度に入れていただきました。徴収事務は引き続き残り3年間は徴収してまいるわけですが、これを一般会計の方の雑入の方へ収入をさせていただいて、特別会計の会計上は、整備も終わりとしたいという内容でございます。

以上でございます。

○高橋委員

20年度の当初予算の議論でまことにもうしわけないけども、先食いしていると、歳入をね。一般会計で約1,000万円は入ったものとして、先食いして、言わば、第三土地区画整理内の公共事業に充てるということですよ。だから、実態行為としては、20年で全部終了すると。あと、969万4,000円の歳入が未執行で残るので、それは雑入で入れていくと。したがって、既に税を先食いして第三土地区画整理事業の先食い対応をされているんだと。収入がきちっと入るといのが大前提ということが20年度以降に残るといふふうに理解いたしますが、その際の対応、雑入で明確に入れてこないといかんわけですよ。その際の対応については、どんなお考えでしょうか。

これ、ごめんなさいね。20年度の予算で審議すべき内容ですが、途中までできましたので、あわせてお答えをしていただけますか。いかがでしょうか。

○区画整理課長

今回、分納のお申出がありましたのは、7件の

権利者からお申出がございまして、お申出の中身によりまして、分納の許可を出させていただいたという形でございます。

ご本人さんにおきましては、分納という形でのお申出でございますので、間違いなく収入はできるものと私ども解釈しておりますし、また、そのように事業部局としては収入をしていかないと、こういうふうには思っております。

○久田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第27号について挙手により採決します。

議案第27号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○久田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第27号、平成19年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号、平成19年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第29号について挙手により採決します。

議案第29号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○久田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第29号、平成19年度知立市水道事業会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号、平成20年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○坂田委員

予算説明書の179ページ。004、一般諸経費の中級の耐震改修促進支援委託料として、373万5,000円についてですが、この件に関しましては、議案説明会の折に、重点的に耐震化を進める地域として決定した地域、地元の活動の支援をし、まちづくり勉強会を実施し、安全なまちづくりをしていくと、そういった説明でございました。

この件に関しましては、愛知県建築物耐震改修促進計画の中でうたっておりますが、地域固有の状況を配慮して、各自自治体において耐震改修促進計画を作成するとなっております、これに基づいての事業の委託料と考えますが、また詳細については、この議会中に配付いただいた知立市耐震改修促進計画の36ページに詳しく掲載されております。町名でいきますと、約10町名、地区でいきますと、これが25地区が掲載対象となっております。こういった対象となるこの地区すべてでまちづくり勉強会、そういったものを立ち上げて、これから進めていくのか、そこら辺のところ、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○建築課長

まちづくり勉強会につきましては、すべての重点地区のすべてでは、とても地区数が多いもので

すから、順次、地区を決めてやっていきたいと思っています。該当する地区としましては、1地区ぐらいを一応予定させていただきたいなと思っておるんです。

以上です。

○坂田委員

ちょっと今、聞き逃しました。順次進めていくということで、一つの地区ということですか。

この重点的に耐震化を進める区域の設定については、知立市耐震改修促進計画、先ほども申しましたが、その中で説明されておりますが、東海地震及び東南海地震が連動して発生した場合に想定される建物全壊率が10%以上か、地区内に特定建築物が10棟以上ある、これらのどちらに該当する地区とのことですが、この配付していただいたのも議会中のことで、全く私もよく目を通しておりませんが、いまいちよく理解できません。

今後これらの該当する地区ですね、先ほど25地区とあるといいましたが、どのような支援をしていくのか。そして、先ほど順次進めていくということでした。今年度、20年度はまず一つの地区。そういった形で順次進めていく上において、この計画は、平成27年度までの計画と承知しておりますが、そこら辺、すべてこの7年度の間、先ほど申しした地区すべてにそういったまちづくり研究会立ち上げていくのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○建築課長

この重点地区について、勉強会につきましては、昨年につきまして、牛田町の方で高齢者耐震のリフォーム等、西町の方でローラー作戦とかいうような格好で、県の新たな事業として取り組んでいただきましたけれども、これにつきまして、今現在、うちで今現在考えておりますのは、この20数地区の中のうち、1地区をまず、今年度勉強会という格好で勉強会をさせていただいて、その状況を見ながら、次年度以降、1カ所で行くのか、2カ所続け行くのか、そこら辺はちょっと状況を見させていただいていきたいなと思っております。

これにつきましては、重点地区につきましては、

耐震木造が、要は古い木造が密集しておる地区が多いですので、その1件1件で取り組んでいただいても、なかなか効果が出てこないの、そのまちとして耐震改修に取り組んでいただくような格好で、そういう勉強会を立ち上げて行って、年4、5回の会合をもって、そこでいろいろなこういう状況だとか、そういうような格好のスライド等を見て、勉強会をしていきたいと思っております。

○坂田委員

この25地区ですけれども、例えば、この西町でいくと、五つの町内がありますね。西中町も五つのこの字名がありますが、今、これから進めていく上において、町内単位でいくのか、そういったか、西中では西中、上重原なら上重原という格好で考えさせていただいております。

○建築課長

小字単位でいくと、なかなかこういった今言われたように西中でいけば、西中の該当する住宅が少ない地区もあると思うんです。ですから、今、うちの方で考えておりますのは、字というのですか、西中は西中、上重原なら上重原という格好で考えさせていただいております。

○坂田委員

わかりました。

次に、その下に民間木造住宅耐震診断事業委託料として1,170万円。これは、予算概要の49ページに説明が載っております。木造住宅の260戸分の診断委託料であります。そこから5行下に、非木造住宅耐震診断補助金として、575万4,000円。この575万4,000円については、議案説明会で、部長の説明では、非木造住宅10戸、また、非木造の賃貸住宅2棟、分譲住宅1棟の診断委託料との説明がありましたが、ここでは、この予算書では補助金となっております。診断費補助金となっておりますが、そうしますと、この木造住宅の診断は無料で、非木造については、診断は有料で各その非木造の住宅の持ち主が一たんたてかえて払い、それに対して補助をすると、そういうふうに理解してよろしいのか。非木造住宅耐震診断補助金

575万4,000円についてもう少し詳しくご説明いただきたいと思っております。

○建築課長

ただいま言われたように木造住宅につきましては、すべてうちの方で負担させていただき、額につきましては、昨年までは3万円だったのを、本年度より4万5,000円に上げていきたいと思っております。

それと、非木造住宅につきましては、原則的に3分の2の補助、3分の1は、本人の負担という格好になります。額につきましては、個々についても面積とかそういう要件によって単価が違いますので、それは、一概には言えませんが、3分の1は個人負担という格好で出るという格好でございます。

○坂田委員

3分の1は、非木造については、その持ち主の負担ということですね。この20年度の予算書には、非木造住宅に対する耐震診断に関する予算が載っておりますが、19年度までは、昭和56年5月31日以前の木造住宅に限って、耐震診断をしていくという、そういったことでございました。こういった20年度から非木造住宅も耐震診断されることになったのは、どういういきさつか。例えば、愛知県建築物耐震改修促進計画には、私がパソコンの中で見たところ、この件は、愛知県の方ではないと見受けましたが、これは、国の施策でこういった非木造住宅に対しても耐震診断することになったのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

○建築課長

耐震診断というか、耐震改修もですが、これにつきましては、国の方の施策でございますけれども、現在、うちとしましては、昨年度策定させていただきました耐震診断促進計画の中で一応、非木造についても対象家屋というのですかね、そういうものにしていかないといかんのではないかと、いう格好で検討させていただきました。

ただ、いろいろな条件がございますけれど、非木造についても窓口を広げさせてもらったという

格好でご理解してください。

○坂田委員

国の施策でそういうふうになったと。非木造に関しましては、先ほど私も申しましたが、昭和56年の5月31日以前。非木造についてもそこは同じように理解してよろしいんでしょうか。

○建築課長

答弁を申し上げます。

非木造につきましても、56年以前の建築物という格好で、ご理解していただきたいと思います。

○坂田委員

過去に、同僚議員から今回の質疑の席において、木造と鉄骨の混合住宅は、診断の対象にならないのかと。時の部長にかなりしつこく食い下がりましたが、それは対象にならないと、そういったお答えでした。現実私の地元の住民の方も、耐震診断を申し込んだところ、建物の3分の1右側が鉄骨のために、診断を拒否されておりますが、今後このように、木造と非木造の混合住宅、こういったものに対しては、これは、対象になるんでしょうか。その点をお聞かせいただきたいと思います。

○建築課長

一般的に、混合というんですかね。昔は平屋でつくっておって、家族がふえたで、2階建にするだとか、増築するのに鉄骨にするだとかいう、混合建築物につきましては、今後につきましても、対象外という判断でおります。

○坂田委員

対象外。よくわからないな。

私は、こういった非木造戸建て住宅10戸、こういった対象になるというところから、木造と非木造の中間点であるそういった建物が対象外ということは、いまいち理解できませんが、そこら辺の対象外というそこら辺の理由は、どこから出てるんでしょうか。

○建築課長

対象外にさせていただくにつきまして、木造と鉄骨、重量、軽量もありますけど、その場合も入れる割合が違ってくるわけです。ですから、それについても計算上できないということで対象外と

いう格好にさせていただいております。

○坂田委員

わかりました。

次に、予算書の同じく185ページの001道路新設改良事業、2億3,339万円についての、この説明の中で、部長の説明の中で、盛んに牛田町20号線という地名が出てまいりました。

13節のこの委託料の説明の中では、山屋敷北部の新設道路、上重原町13号線、牛田町20号線ほか2路線、計5路線の調査測量委託料との説明がありましたが、ここで言う、牛田町20号線とは、この20号線上のどこの部分を指すのか、お聞かせいただきたいと思います。

○土木課長

ここの部分の測量調査費ですけど、これにつきましては、牛田町、湯山の豊臣機構側の方のご協力を願って、右折帯を設ける部分の調査委託費です。

以上です。

○坂田委員

猿渡川から国道1号線前の拡幅の工事のことかと思いますが、この件については、去る12月の定例会で同僚の池田議員からの質問に対して、現在国交省の公安委員会と協議を進めている最中であるとの担当部長からの答弁がありましたが、その後、この交差点改良について、どのような協議を公安委員会とされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○土木課長

交差点部分につきまして、概略設計を行いまして、その概略に基づいて、右折帯の流れと、それから1号線とのタッチの関係、そういった、それと反対側路線との関係について、公安委員会と協議をさせていただいて、建設省とも同じように競技をさせていただいております。

○坂田委員

ここの部分のこの右折帯の件に関しましては、今定例会で先日馬場議員の質疑で、今後の工事予定を改めてお聞かせいただきました。

そのお答えの中で、私が聞き間違いでなければ、

22年に工事着手との説明と聞きましたが、これは、22年度中にこの拡幅は完成すると理解してよろしいのか。

それとあわせて、この猿渡川から1号線の部分、東側、片側ですね、これ2車線になると理解してよろしいのか、その2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○土木課長

現在の進捗状況からいきますと、20年度に用地調査、21年度に物件調査、22年度に工事が実施できるように現在進捗を進めているところでございます。

反対側の車線との取り合いにつきましても、現在、反対側2車線、今度拡幅する側が3車線ということになりまして、その辺も含めて、現在、公安委員会、建設省とも現在協議中でございますので、でも、基本的な考え方としては、南側2車線、北側3車線という形で考えております。

以上です。

○久田委員長

ここで10分間休憩します。

午後1時54分休憩

午後2時04分再開

○久田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○坂田委員

先ほどの非木造との混合住宅については、これは対象にならないということでしたが、先ほど申しましたが、同僚議員のときは、いわゆる、廊下でつながっておる、そういうのも対象にならないのかと、そういった話をしました。先ほど私が申した、私の地元の3分の1が建物の鉄骨、鉄筋、それと兼ねているというところは、やはり、計算上難しいかと思いますが、廊下を隔てて、それぞれの戸建の建物に関しては、私は、今回、こういった非木造も対象になったということは、そこら辺、何とか、当局側でまた研究すれば、対象になるような気がするんですが、いま一度、その件に関してお答えいただきたいと思います。

○建築課長

先ほど申しましたように、混合とありますが、1階が木造で2階が鉄骨だとか、そういうものについては、対象になりませんが、別棟で、渡り廊下でつながっているようなものですね、木造鉄骨、そういうものについては、対象になります。

○坂田委員

ありがとうございました。

先ほどの20号線の交差点の件でございますが、あそこの拡幅計画に当たっては、豊臣、あの会社の塀を3メートルばかり後退して、道路幅を拡張していただけたらと思いますが、あそこの道路と1号線との交わる角に、豊臣とは別に民有地があるわけでございます、あの場所は、これまでトヨセットの駐車場でございましたが、あそこが、会社が駒ヶ根の方にいったということで、今、売りに出ております。民間の不動産屋の看板が掛かっておりますが、この件に関して、最近当局と不動産屋と地主である現場で立ち会って、協議をされたと思いますが、現状、この民有地についてのいわゆる買取りとございますか、そういった形での進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○土木課長

今、質問されましたように、確かに、売りに出されているという情報を得ましたので、その旨、代理店と交渉をさせていただいた中で、今概略設計ができておりますので、想定される大体の部分がわかるもんですから、その部分を除いた形で売っていただけないかという、そういった交渉をさせていただいておりました。

そういった中で、最近になりまして、地主との売るというのがある程度固まってきたようですので、地主とも交渉させていただいて、売られる前に売っていただけないかという交渉をさせていただく中で、現地の測量をさせてもらっているところでございます。

以上です。

○坂田委員

それでは、同じページの185ページの下から4行目、交通安全対策工事費ですが、この件に関し

ては、議案説明会で部長から説明がありましたし、また、今定例会の質疑で、永井議員の質疑に対して、ガードパイプ、カーブミラー、道路防護柵、通学路表示板、道路鋸との説明がありました。この道路鋸についてお聞かせいただきたいんですが、ちょっと話がずれますが、ことしの1月1日の元旦の夜9時30分ごろ、牛田町と20号線、この20号線と旧東海道ですね、ここの交わる交差点、この地元の親子さんが重傷2人も、そういった大変悲惨な交通事故が発生しました。この交差点は、議会でもたびたび取り上げられておる大変危険な交差点でありまして、非常に事故が多い場所でございます。今回もこれ、一歩間違えれば、死亡事故につながるような大変な事故でございました。

その後、この事故に遭われた親子のご主人から私に連絡がありまして、南北に設置されている道路鋸、あれ、八橋方向からくるのに3個、そして、こちらの牛田の神社の方から行くのに3個、それぞれ合計6個ついておるんですが、それぞれすべて壊れておりました。そして、真ん中に大きなものがあるんですが、これも点滅がかなり弱っておりました。それが、この直接事故につながったと思いませんが、事故の原因の一因とも後で考えれば、考えられないこともないわけでございまして、その後、地元の区長と連携して、当局にその対処をお願いしたところ、これ、すぐに対応していただき、その対応の早さには、大変感謝しておるわけでございますが、ただ、今思うに、もう少し早く対応しておれば、この事故も防げたかなと思われる点もあるわけでございます。この6個すべてが同時に故障したとは考えられません。徐々に一つずつ壊れていったと思います。この道路鋸の耐用年数、そして、また、市内には課なりの数のそういった道路鋸があるかと思いますが、そういったのを管理体制というものはあるのか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

○土木課長

道路鋸につきましては、先ほど質問者言われましたように、この交通対策費の中で対応させていただいております。

それにつきまして、管理体制でありますけど、実は、毎年、年末に一度夜間パトロールということで年末に一度のみパトロールさせていただいて、そのときに切れているものについてチェックをしておるわけです。松並木の今回の交差点につきましては、2年ほど前に交換させていただいておりますけど、そのときには、一旦停止の方もついておりましたんで、それからその後、切れた内容をちょっと把握していなかったということから今回、事故に遭われてからそういった通報があつて、現地確認したところ切れておったということで、すぐに対応させていただいたわけなんですけど、大体、寿命としては、5年から6年あるということで聞いておりますので、安心しておったわけじゃございませんけど、やっぱりそういった中で、注意しながら、現地の方も昼間でも確認できないこともないもんですから、一度、その辺の管理体制もちょっと整えたいと思います。

よろしく願いいたします。

○坂田委員

2年前はついていましたが、その後この6個がすべて壊れてしまったという説明ですが、こういった管理体制は、例えば、設置した近くの方をお願いして、切れたら市役所の担当課まで連絡してくださいとか、近くに住む職員がおれば、そういった方に連絡をお願いして、たえず、そういった連絡していただくと、壊れた場合。なかなか一部局ですべて市内を担当するというのは、なかなか管理がいきわたらないかとおもいますので、そういった点、またこれから十分考慮していただきたいと思います。

今申した交差点は、私以前も紹介しましたが、これ旧東海道、いわゆるメインになる旧東海道よりもそれに交差する南北の牛田町20号線ですね、こちらの方が道幅が広いために、地理的状况、あそこら辺のわからない方は、一旦停止せずに、いきなりこの旧国道に横切ると。そういった形から事故が発生しておりまして、今回もそれが一委員でございます。

昔からも、私の前の先輩議員からも信号機の設

置を望む声は非常に多いわけですが、なかなか道路幅の関係でこれは難しいことは私も承知しております。せめて、一つ目信号の設置ぐらいはしていただきたいと。今回の事故の直後に、牛田の区長から当局経由で警察の方に要望書を出していただきましたが、その後、無理ですよの一言で終わってしまいました。今後、あの交差点に関しては、何らかの対応をとっていかなければ、これは、今以上に悲惨な事故が発生することは、推測されます。

信号機設置に関しては、当委員会とは管轄が別ですので、これ以上申しませんが、当面できる範囲内で、交通安全対策をよろしく願いますとところでございます。

最後にもう1項目お聞きしたいと思います。

同じページの下から3行目。道路改良用地購入費4,594万円がありますが、説明では、西町1号線、牛田町20号線等の説明でした。ここでいう、この牛田町20号線上とはどの部分をさすのか、お聞かせいただきたいと思います。

○土木課長

ここで言います牛田町20号線につきましては、知立団地の東側を走っております国道1号線から安城市境へ抜けるのが20号線なんですけど、安城市境から旧東海道までですね、そこまで20号線でございますが、ここで言う、用地買収につきましては、安城市境から高根地内の明治用水の緑道までの区間のことを言っております。以上です。

○坂田委員

いわゆる旧高根地区のことかと思えます。

あそこは、ここ1、2年の間に、買収が済んでおり、私も過去の何かの本会議か委員会か忘れましたが、買収が済んだところは、拡幅のために簡単に埋め立てて待避場所とすべきでないかと、そういった提案をさせていただき、ここ1週間ぐらい前からあそこ、工事が始まりました。そういった点では、対応に、私の要望に対して、対応していただいたと感謝しておりますが、あの約10メートルかな、それぐらいの間隔のあれば、簡易舗装するのか、あるいは、今砂利の状況ですが、その

状況のままなのか。

それと、あの地区の拡幅の今後の工事計画、物件移転を含めて、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○土木課長

今後の進捗ですけど、現在、一番、18年度に更地の部分、一番明治用水緑道の近い部分の農地の部分を買収させていただきました。

19年度につきましては、それから、ちょうど安城市境との中間点ぐらいですけど、そこで住宅を1件買収させていただきました。

今後ですけど、今後20年度につきましても、住宅1件、22年度にも2件、それから、23年度に一括して工事ができれば順調に進むのかなということで、当初考えておりました。

相手のある話で、交渉とかいろいろ長期化するようなことがあれば、途中の真ん中に農道っていうんですかね。道路があるんですけど、それを境にどちらかを整備できればというふうにも思っておったわけなんですけど、基本的には、全部買収できた時点で一括して整備をしようということで考えております。

ただ、委員おっしゃるように、そういった買収されたところが、活用できるようであれば、活用してほしいという、そういった内容もございましたんで、すべての買ったところすべてを整備することはできないかもしれませんが、そういった待避場所ですとか、すれ違いができないようなところについては、暫定的に急的な待避場所なり、すれ違いができる程度の暫定整備を考えたいということを考えておまして、今年度につきまして、地元の要望も強いということの中で、交差点部分の約30メートルぐらいですかね、その部分について、盛土をさせていただきました。今年度につきましては、盛土のみでございます。

20年度に入りまして、今、3.5メートルほどの舗装ですれ違いができませんので、あと1.5メートルぐらい舗装を膨らませて、5メートルぐらいあれば、暫定的にすれ違いができるだろうということでそういった整備もできないかなということ

で、今、検討中でございます。

それと、電柱がございますので、その電柱を動かすのにもかなり時間がかかるもの、現在時間がかかっておりますので、そういったこともすべて考慮しながら、20年度にどういった整備ができるかという、今大体、そのような形で整備したいと思っておるんですけど、いろいろ検討していきたいと考えております。

○坂田委員

あの部分は、本当に先ほど申しましたが、長年の地元の懸案でございます。そして、いよいよこういう形で工事先が完了予定まで今、説明がありました、目に見えてきたわけでございます。

そういった中、聞くところによると、1件の移転がなかなかこれから難しい問題が出てくるのではないかと。難色を示していると、そういったことも耳にしております。

そういったときに、地元で今後の工事予定の年次の計画、例えば、小さな看板を今回あそこの拡幅したところへ掲示するとか、これから何年にどういうふうにと。何年完了と、そういった皆さんに周知を図れば、やはり、あの狭い地域でございます。なかなか反対する人もそこら辺から、難色をいつまでも示すのは難しい。そういった地域状況になってくるかと思いますが、そういった点で、理解が得られるんでないかと推測しますが、そういったこれから地域住民に対する周知に関して、この拡幅計画は、何か考えている点があれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○土木課長

住民の周知に関しましては、ずっと以前ですけれど、全体説明会等やらさせていただいて、道路を拡幅していくという、そういった話をさせていただいております。そこに、工事の進捗が悪かったら、看板を立てたらどうかという話ですけど、これも、やっぱり、交渉相手の感情的な問題もあるかと思っておりますので、看板設置は、ちょっとどうかと思っておりますけど、ただ、区長ですとか、地域関係者には、そのような形で、説明なり話し合いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

○坂田委員

この地区のこの25号線ですが、ここを東西に明治用水の支流が流れておりまして、この用水に、この近隣の住民の生活水が流れ込み、大変、地域のいわゆる田んぼに取水されている方は大変困っております。

何とかこの用水が管路化して、またそして、そういった生活排水の流れ込むような排水口を設けてほしいと。当局側にも要望がされていると思いますが、用水については、これは市の管轄ではないと思っております。今後、牛田20号線拡幅計画との関連で、この交差する用水、排水口、そこら辺のところをどのように考えておられるのか、お聞かせいただき、私の質問を終わります。

○土木課長

この20号線を途中で横断する用水があるかと思っております。その用水につきましては、用水と一部の家庭雑排水も入っておろうかと思っております。その用水の管路化につきましては、受益者負担の観点から、用水管理者の方で管路化していただくのかなという、その中には、市の補助も若干させていただきたいとは思っております。

排水路の整備ということにつきましては、この20号線の改良時にあわせてできればということなんですけど、それも地域全体の排水路、未整備地区がかなりございますので、土木工事の申請を出していただいた中で、バランスをとった中で整備を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

○久田委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

それでは、最初に地震の問題、災害の問題についてお尋ねいたします。

先ほど、同僚の議員からも触れられましたが、知立市耐震改修促進計画書というのが立派なものができました。これは、なかなか27年度を目標にどこまで耐震の比率を高めるか。90%までだと。建物の。知立にある総建物の9割を耐震補強、つま

り地震に耐え得る建物にするんだという大命題、これ90%というのは、愛知県が90%ですから、知立も右にならえの数字になったということは理解をいたします。

そこで聞きたいのは、木造、非木造、そしてそれが戸建て、あるいは共同というふうにならぬかの建物の構造が分れています。現在、一番、耐震化のおくれているのは、木造の共同住宅。これが34%ですね。つまり、アパートなどで、木造で大変古いものですね、これはあります。これが34%。それから、木造の戸建てが52%。現状は、69%の耐震状況です。69%が、それでも耐震化がされていると。これを27年ですから、あと8年、19年度から始まって9年ですか。これで90%の数字ということですね。

それで、お聞きしたいのは、46ページ、この計画書の46ページ、90%の目標に到達するのに、後どれだけ耐震化が必要かということが書いてあります。

平成27年度までに90%にするということは、すべての建物のうち、耐震化が完了したものが9割なんだと、分子と分母の関係ね。そうしますと、木造戸建てで2,003戸、木造の共同住宅で48戸をはじめ、2,225戸の耐震化が必要だということが書いてありますね。これを、平成27年までにやるということですが、今までの実績からいくと、これは、相当困難な数字だというふうに思います。まず、その辺の90%にする目標との関係でどんな思いをお持ちになっているのか、お聞かせください。

#### ○建築課長

46ページと47ページに書いてあるんですが、現在の目標数とすれば、木造だけでいけば2,003戸を対象という格好であります。最終的に、ここできまして、最終的には1,437戸を耐震改修をやらなきゃいかんという格好の数字にはなってくるわけですが、今まで過去の経緯でいきますと、56戸、ことし18年6戸なんです。56戸やってきて、年14戸という格好で、これ掛ける8としたって、100数十戸の話になってくるわけなんです。そこで、

1,000だ2,000だという話になりますと、ちょっと想像を絶するような数字にはなってくると思うんですが、それにつきましては、過去の民間の力ではないですが、建てかえ自分で補助いただかなくても建てかえをされる方もみえるし、そのような格好で、啓発等を行って、極力、うちの方としては、そういう啓発、補助も補助で考えていきますが、極力それに向かって努力をしていきたいということしか、私としては、ちょっと答弁ができませんので、申しわけないです。

#### ○高橋委員

いやいや。最初から白旗上げられちゃうのは、これは、何をか言わんやで、これをつくって遂行する方が、書いたことは書いたけど、わからんという話、最初からされたのでは、ああ、そうですか、これは大変だねと。本日はこれにて散会と、こうなってしまったんでは、意味がないですね。

今、おっしゃったのは、自助努力で、何とかやってみてほしいと。耐震の補助を受けて、今60万円ですか、補助を受けてやった方については、これは実績はありますが、1年に平均14件ですか。100掛けたって1,400件ということなので、しれておるとい話ですよ。民間の人々の補助金を借りない形のものもお願いしたいとおっしゃっているけど、この46ページの表には、過去の経験からして、建てかえが進むだろうということは折り込まれておるわけなんだわ。建てかえは、27年までの間に、1,125戸を建てかえられるだろうと。建てかえられれば、当然、建築確認申請のいるものであれば、当然最近の建物は、全部耐震性が要求されますから、それは、建てかえによって、耐震化が担保されると。1,125件、課長、折り込んであるがね、これ。折り込まれないのが2,000件を超える戸建て木造があるんだと。それで、この2,000件に対して、耐震診断1,400件やっていこうじゃないかと。耐震改修を136戸やっていこうじゃないかと。こうやって書いてあるわけなんです。これでもなお間に合わないわけでありまして。何とか、あと10年足らずで136戸という、これは、射程距離に入らない数字ではないと。頑張ればね、と

いうふうに思いますけど、これ以外の人たちが、どうやったら、じゃ、耐震が担保できるのかということについては、今、答弁がちょっと困っちゃうと、こんなこと言われたって。おれも困っておるじゃないかと、こういう話なんですけど、これが、もうちょっと目鼻立ちをつけていただかないと、じゃ、どうやってやるのかということを書いてあります。幾つかね。外面的なことは。例えば、固定資産税も減免制度が、これ成就するわけですよ。私は、大分前にやったんで、固定資産税は、減免されておりませんが、固定資産税の減免、あるいは、耐震補強や診断の補助率の引き上げなどによって、その点をカバーしていこうというんですが、もうちょっと担当としては、市民に呼びかけのアピールなり、こうしていきたいんだというものがなかったら、これは、立派な冊子なんだけど、絵に描いた餅になってしまうんですが、どうでしょうか。この手だてについて。

#### ○建築課長

その手だてにつきましてですが、今年度ですが、牛田の方でやる耐震改修促進の方の関係でリフォーム事業というのをやらせていただいたわけですが、その中で、56年以前の住宅に住んでみえる方については、耐震診断はやってみえるか、必要かどうかというようなアンケートを調査させていただいたわけですが、耐震診断というか、改修については、必要であるというような判断をされておりますが、耐震改修については、半分以上の方、50%の方が、耐震改修の制度、補助金やそういうような制度は、ご存じですが、耐震改修自体は、費用がかかるでやりたくないとか、改修しても効果があるか心配だとかいうような格好だとか、そのようないろいろな関係等、あと、進むにはどうしたらいいかという話なんですけど、要は、費用面を抑えるように、安く改修できるような方法ですね。今やっている方法じゃなくて、もっと簡易にやって、強度が1.0以上出るようなものの方法のPRとか、そういうようなものがないかというようなお話なんですけど、今現在の愛知県のほうでも、いろいろな検討をさせていただいて、テレビや何

かでも報道されておりますが、そういうような方法自体は、まだ、承認されておりませんので、そういうものは、なるべく早く承認していただけるような格好で、そういう制度ができてくれば、もうちょっと進んでくると思われます。

以上です。

#### ○高橋委員

地震に対する研究や、その内容を具体化するような技術開発、あるいは創意工夫、そういうものが日々前向きに、変化はし、発展はしていくだろうという思いはありますが、現時点で、こういうものをつくられたということは、つくって、目標値を明確にしたと。27年のゴールを明確にしたということは、一つ前進だと、これはね、いうふうに思いますが、どうやってそこへ近づけていくのかというプロセスが、今の答弁、やりとりでおわかりのように、なかなか見えてこない。ここは大事な知立市の課題ということだと思いうんです。そういう意味で、各自自治体が、今いろいろな思いを重ねながら、どういう補助制度にしていったら有効なのか。いろいろ検証し、苦勞されております。20年度の当市の補助対象の内容についても先ほどご説明があったように、49ページ、50ページあたりに、耐震診断の補助制度、補強の補助制度があります。せっかくこういうものを出していただくとすれば、戸数が出てますがね。診断と改修の戸数が出ていますが、一体、どの程度の補助額になっているのかということも明記していただくと、非常にわかりやすいのではないかとということで、今後、心がけていっていただきたいということですが、改めて、私、来年度、今言った大前提のもとで予定されている補助制度について、明らかにしていただきたい。診断、木造戸建て、木造共同住宅、あるいは、共同住宅は診断が入らないのかね、非木造の個別住宅と非木造の住宅、共同住宅ですね、これは、戸数が出てます、それぞれ。じゃ、一体幾らになるのか。さっきちょっとありましたけどね。

それから、耐震改修。現在は木造の戸建てだけ、これが現在60万円ですが、来年は75万円になるん

ですか。これどこにも書いてないんですね。だから、ぜひ、今からの答弁で、改修と診断について、それぞれ建物の種類によって、来年は、今年度から来年は、幾らからか、幾らになるのか。それぞれお示しください。

○建築課長

まず、耐震診断でございますが、耐震診断につきましては、木造につきましては、1棟4万5,000円でございます。今まで3万円だったものが、4万5,000円ですね。それと、共同住宅ですね、それについても1棟4万5,000円。その共同住宅で、例えば10件の方が入っておっても、一部屋ではなくて、1棟ですから4万5,000円という格好になります。

はい、ですから、木造という格好で考えていただければ結構だと思います。

それと、非木造でございますが、これにつきましては、まず、原則的に3分の2の補助、3分の1は本人負担という格好でございます。

それで、限度額としまして、平方メートル1,000円ですね。ですから、戸建ての共同も一緒でございます。

条件がいろいろありますけども、一口に1,000円という格好で理解していただければ結構だと思います。

それと、耐震改修の方でございますが、こちらにつきましては、今までは、60万円。木造につきましては、60万円だけでございましたが、設計費の補助ですね。当然、改修する前に設計を起こさないといかんで、設計やるについて、それで10万円の補助なんですけど、これについては、3分の2の補助、3分の1は、本人負担という。ですから、設計費として15万円かかれば、10万円を上限として出させていただくということです。

これにつきましては、改修費補助としましては、75万円ということでございます。

要するに、今まで60万円と一緒に、75万円までは、上限出させていただきます。

あとは、非木造の方につきましては、これにつきましても、条件いろいろございまして、ややこ

しいんでございますが、面積等の要件がございますが、なしという、いろいろな条件がございますが、一番簡単なものでいきますと、非木造につきましては、改修工事費の23%までの格好でございます。それで、平方メートルあたり3万2,600円の単価でございます。

非木造につきましては、3万2,600円、面積掛ける、例えば、150平方メートルの非木造である場合、150平方メートル掛ける3万2,600円掛ける0.23掛ける3分の2が、この人に対する補助額でございます。

以上かと思えます。

すいません。解体が、上限20万円を考えております。

ただ、これにつきましては、公費といいますか、税金を投入するという格好でございますので、ここでして、今回の方も、防災のものもありますが、指定させていただきました避難路沿いですね、避難路沿いの家で、避難路をふさぐような建物、そういうものについて解体費補助20万円出させていただきます。敷地のど真ん中にあるものを解体するでお金くださいと言われても、そいつについては、ちょっと税金を出す以上、そういうものは、対象外にさせていただきたいということで考えております。

○高橋委員

耐震診断の補助ですね。戸建て住宅、木造戸建て住宅に限定して、今まで補助してきましたね。補助っていうより3万円建築士の方に3万円払って、本人は無料ということですが、今度それを、対市民の間は無料なんですけど、4万5,000円にするということですか。

それは、どういう意味あいがあるんでしょうか。

中央公民館じゃないけども、耐震補強をせないかんと思っておったら、次の診断は、耐震診断必要なかったと。二転三転して、最後は診断必要なかったという結論だったといいますが、そういう点で、より精度の高い耐震診断をしようという意味あいなんですか。これをちょっとはっきりさせてほしいという。

それから、避難路に面する構築物でないと、解体は、限度額20万円いただけない。つまり避難路というのは、国道あるいは1、2級市道以上の市道に面している建物というふうに、今の答弁を聞いて理解するわけですが、例えば、準市道のような道路脇に建っておる建物で、倒壊したら準市道をふさぐというものについては、対象枠の外ということになるのでしょうか。そこら辺、もう一つ、明らかにしてください。

それから、非木造住宅の耐震補強は、補助率23%と。だから、単価掛ける3万2,600円でですね。単価が3万2,600円掛けるこの耐震補強の面積、150平方メートルなら150平方メートル掛ける23%の3分の2ということなんです。これは、限度額の最高が3万2,600円という意味じゃないですか。おしなべて3万2,600円いただけるんですか。ここちょっとはっきりさせてほしいということ。

そういう意味で、大変制度が複雑なので、それは、一覧表でお持ちになっておるとしたら、ぜひ、担当委員会にこの一覧表をお出しいただきたい。補助制度の一覧表というのを。あなたと私とここで聞き取りでやってもよろしいですが、そういうペーパーがあるならば、お出しいただいて、お互いの認識を深めたらどうかと思いますが、いかがでしょう。

#### ○建築課長

まず、耐震診断でございますが、耐震診断3万円から4万5,000円になるというものにつきましては、県の方の補助制度自体が4万5,000円になってきたということでございます。

それについて、診断した、そのほかに、耐震改修の概略的なものの改修としては、このような感じでやった方がいいよというようなものをAさんならAさんに診断結果として提示するような格好にしていくという格好になりますので、今までは、診断だけでしたから、大ざっぱな改修候補として、こんな格好のものになるのではないですかというような助言的なものは出てくると思います。

それと、ペーパーにつきましては、この補助要綱が今現在国の方が見直しをしておりますが、今

現在のものであれば、コピーのコピーで見にくいんですが、出ささせていただきますが、それで。

これですと、見てもらっても、ちょっとわかりづらいと思いますので、ちょっと何だというようなものになっちゃいますので、申しわけないんですけど、ちょっとそれは、後の方が、はっきりした段階でまた出させていただくという格好でご理解していただきたいと思います。

避難路につきましては、1、2級市道ということではなく、防災の方で指定されている避難路そのものについてをうちの方として、そいつを受けまして、1、2級市道は当然入っておりますが、それ以外の道路も一応、ここに入っております。

ですから、今言ったような準市道というのは、まず、この中には入っておりませんが、各地区の大体のメインの道路は拾っておりますので、そこで、これ以上と言いますとなかなか細かい道まで入っていかないかんという格好ですが、これで、一応、当面は、これで進めていきたいということと考えております。

3万2,600円につきましては、施工単価でございましたから、限度額としては、23%というので抑えておりますので、単価的なものにつきましては、3万2,600円でございます。

#### ○高橋委員

これということですか。非難路、これ大体1、2級市道以上だつて。市道全部入っていないですよ。1、2級市道以上、大体知立の言う。知立という1、2級市道、ここで言うと、路線で言うと、大体、すぐ頭に浮かぶような建設委員の皆さんが、それ以上の市道だということですよ。だから、準市道に面しておたってあかんよということですよ。そこがやっぱり市民の方に正しくPRしないと、せっかく制度をつくっていただいても、おれのところは解体の対象になるのか、ならんのか、わかっておれば、よし、20万円くれるなら解体してみようかと思っても、制度としてわかってないといけない。今、メモが入りましたよ。限度額だと、3万2,600円。いい。ちゃんと答弁しないと。その点で、もう一遍お答えいただきたい。

できたら、その一覧表がわかるような、そりゃ、くしゃくしゃのところ到手書きしてあるような、スタッフ優秀な方がみえるんだから、こういう制度が20年度はやられるんだと。私たちもいろいろ胸張って、皆さんに説明してあげたいがね。本多市長も頑張っているよと言うかどうかはともかくとして。言ってあげたいけど、制度の説明の文章もきちっとしてない。きちっとしてないという言い方は適切じゃないが、わかりやすくレイアウトしたものをおつくりいただいて、ぜひ、市民にPRすることが大事だというふうに思います。

この点、もう一回お答えいただきたい。

それで、なかなかこの補助制度を使っていたけけない。特に耐震は、お金かかるんですよ。大体、この資料にあるように、150万円ぐらいかかっているんですよ、平均で。年金暮らしで、あと10年ぐらいかなと、我が人生、こういう逆算して考えたりすると、そうして、耐震補強はしろと言われても、150万円かかっちゃうというと、残った預金と相談しながら、娘が入ってくれるなら、息子が後をとるなら、ばちっとかえたいけども、そうでなかったら、このまま静かに送るかということになる方も結構おみえになるというのが、率直な実感ですね。我が家でも最近そういうさみしい話をしておるわけですけど、そういう人たちが、また逆に言うと、被災をされたときの弱者にもなるわけですよ。だから、高浜は高齢者に150万円まで出そうというわけですよ。高浜の制度は。ただし、低所得者ですよ。低所得者で、150万円までどうぞと、出しちゃうというところもありますし、安城市のように、これは、ときどき紹介されているんですが、耐震の数値が1.0にならなくても、現在の耐震よりも上がれば、30万円ばかりお金差し上げますと、それで直してくださいというところもある。いろいろ県や国の制度を超えて、ユニークな対応をされているし、知立も20年度は、それなりに努力された数字が出ているんですが、このあたり、どのような方向性をお考えになっているのか。補助の拡大という意味でね。あるいは、高齢者に向けたあたたかい援助という点で

は、いかがでしょうか。これ、ちょっと建設部長からお答えいただきたい。後段部分をね。

○建築課長

先ほど、単価につきまして、3万2,600円は限度額ということで、訂正させていただきます。済みませんでした。

避難路の道路につきましては、1、2級道路のみじゃなくて、それ以外の道路についてはも指定させていただいていただいておりますので、それ以外も結構とっちゃいかんですけど、入っておりますということで、ご理解していただきたいと思っております。

PRにつきましても、この制度がかわったということをしてPR、4月早々からの話になりますが、そういうようなPR自体もさせていただかないとまずいかなという考えて、もう少しわかりやすく、単価的な上にもこういうものはありますよというのが、このPRをさせていただきたいと思っております。

それと、安城市と高浜の話なんですけど、安城市については、極端には、一部屋であっても、極端にほか0.3だったものを0.1にあげれば、30万円まで出しますよというようなお話が新聞にも出ておりましたし、安城市に聞いたところ、そのような格好で、全体じゃなくても、一部屋でも結構だよと。極端に言えば、その家が一遍にばしゃんとじゃなくて、ぐぐつとがしゃんとくるような、一時的にも、ちょこつとでも逃げれるように時間がとれればいいじゃないかというような格好で、そういうようなことを考えさせていただいたという話です。

高浜については、担当が建築じゃなかったもので、防災の方に、ちょっと新聞しか理解はしていませんが、そちらにつきましては、福祉、今言われた低所得者で高齢者の方、そういう福祉面の格好のうへの考えで、150万円というふうにかんがえてもらっておるみたいですが、うちのは、当面、ことしにつきまして、非木造まで枠というのですかね、そういうものを広げさせていただきましたし、60万円から75万円まで補助を上げさせていた

だき、また、改修の設計費を見させていただくというふうな、一応、とりあえず、うちとしても窓口を広げておりますので、一遍にどこまで広げりゃいいとわからないんですが、とりあえず、これでスタートして、あと、高浜とか安城とかの状況を見ながら、またそこら辺を考えさせていただきたいなというふうな考えております。

以上です。

#### ○高橋委員

戸建て住宅、木造戸建ての場合は、今までは、耐震診断は無料でやっていただきました。耐震補強は、60万円までと。それは、60万円を超えたら、60万円の補助ということでやってもらってました。20年からは、まず75万円になったと。60万円の該当部分がね。しかも、プラス設計費が10万円。ただし、これは、3分の2の限度ということになってますので、15万円以上の設計費を発注を受けた方が、カウントすれば、今は、一律60万円だけでも、中には、設計費があり、施工費があると、厳密に言えばね。設計が15万円を超えていけば、10万円。そして、75万円は建築についてもらえるということですが、今、60万円であったものが、条件によっては、最高85万円まで対象になると。しかも、解体が必要であるとすれば、限度額20万円で、道路沿いのところでやれば、解体工事もプラスになると。こういうふうに制度をして補助制度として引き上がったと。個別住宅については、そういう理解でいいですね。

#### ○建築課長

そのようにご理解いただいて結構だと思いますが、改修と取り壊しと一遍に両方もらえるというふうに思われると、これは、まずいんですが、それはまた別の問題という格好で理解していただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

#### ○高橋委員

じゃ、今後、補助制度の前進については、答弁がありました、多いに検討していただきたいし、何と言っても、やっぱりこの内容を市民の中に入れていただいて、そして、皆がやっぱり耐震をし

なきゃいかんということがPRされ、その気になっていただけるような取り組みをぜひちょっと答弁は心許なかったんですが、ぜひ、そういうことで努力をしていていただきたいというぐあいに思います。

少し前に進んでいきたいわけですが、山町の区画整備事業についてお尋ねしたいと思います。

197ページかな。予算書のね。

これ、山町の区画整理というのは、懸案の地域でして、山屋敷の南、竜北中学校通学路にそったところでありまして、1日も早くというか、平成19年度で、組合を設立して、換地設計等に入りたいということでやってこられたんですが、残念ながら、19年度は9月補正で減額ということで、20年度に改めて、2,500万円余の補助金が計上されております。

いよいよ、年度末にさしかかっていますが、現状、同意書の取りまとめ状況を含めて、現状、どんな到達になっているのか、明らかにしていただきたい。

#### ○区画整理課長

山町地区の区画整理の組合施行による区画整理事業の立ち上げということで、昨年末に全体説明会を実施し、それ以降、地区の準備委員が本同意の取りまとめに奔走していただいている状況でございます。

同意の取りまとめ状況につきましては、2月末、先月末現在でございますが、同意者数、29件ということで、5割の権利者数としては、同意率になります。また、同意率の面積的に申し上げますなら、3万8,000平方メートル余の面積の同意率でございます。これは、面積的には75%という状況でございます。

今、状況といたしましては、建て付け地の権利者の方が、区画整理を実施した後、小さな面積であるがゆえに、最後は精算金というお話になるということで、どれぐらいの金額になるか、これが不安であるということから、いろいろな知立市においても、370有余のヘクタールの区画整理を実施してきておりますが、こういった既に行われて

きている実情、状況、これらを事例に上げてご説明してきておりますが、いかんせんこういうふうになりますということは、申し上げられない状況であります。

なぜかと言いますと、区画整理事業、今準備委員ということで、手弁当で役員回っていただいておりますわけですが、組合が設立する総会の中で、選挙で役員というのが選任されると。また、換地規定、評価基準、あらゆるものがその総会の同意を得て、決めていくと。特に、建て付け地の方の軽減率等も含めて、そういった総会の同意の中で決めていくということから、今現在、換地割り込みをしているわけではございませんし、どういうふうになるということが、お話しできない。他の事例のみをご紹介する状況で、何とか、同意をいただけるように、今役員、また私ども市の方もお話をさせていただいております。

以上でございます。

#### ○高橋委員

るご説明いただいたのですが、同意率、同意が29件、約5割と。面積でいうと3万8,000、大体、5万4,000、5万5,000ですから、5ヘクタールちょっとですから、3.8と75%ということですから、これは、面積で8割を超えればいいという規定ではないですから、権利者の8割ということでしょう。そういう意味で言うと、ちょっと厳しくなってきたりなど。この同意をいただく行為がね。というふうに率直に現、今の事態をどう見るかという点でいうとね、厳しくなってきたり。その理由は、先ほど課長が答弁されたんですが、その辺の見通しについて、どういうご所見なのか、伺いたいと思います。

あわせて、この区画整理は、今、事業計画の概要案を持って、これをもって、回ってございます。これは、先議会、9月議会でやりました、これを持ってね。ここに概略のことを書いてあるわけですが、今おっしゃるように、換地設計にかかることは、これは、新しい組合ができて、そこで皆さんの総意で決めないと、換地設計、減歩率軽減、建て付け地減額というものは、全然決まらないわ

けですから、その意味では、現実的にこれだけでは、あなたの宅地は何平方メートルだから、この程度の減歩になりますよ、政策になれますということとは言えない。ただ、全体には、好況減歩が20%、保留地減歩入れて41%ということですから、既存の農地の方は、50%ぐらいとられると。アバウトな数字でね。5割を超える方があるかもしれない。従前地が接道地がない場合にはね、ということが言えるわけで、私は、そこで聞きたいのは、既存建て付け地の人がどの程度見えるのか、権利者。権利者全体が何名、既存建て付け地の権利者が何名。そして、農地所有者が何名。そういうふうにジャンルで分けれるかどうか、ともかくとして、ちょっとそのあたりの権利者の地積、所有の構成について、権利者の内容をご紹介いただけませんか。厳しくなっておると私は感じていますが、いかがですか。あわせてお答えください。

#### ○区画整理課長

まず、権利者の構成でございます。権利者数総数59名になります。建て付け地の住宅の方25名。農地の方25名。農地と建て付け地、両方お持ちの方が6名。それから、市・国3.59ということでございます。

今の状況といえますのは、先ほどちょっと説明しましたように、建て付け地の方が幾ら負担すればいいかなというのが、不明確な中で、本同意はだしづらい。まちづくりをしていく区画整理の趣旨、また意義、これらについては、多めに賛成はされている状況下の中で、現実的なところが見えてこないの、今、一歩踏み出して同意という状況にたどり着いていないというのが現実の中身でございます。

それと減歩率でございますが、公共減歩率約22割。保留地減歩率2割1分。この2割1分が他地区と比べますと、若干倍近い率にはなります。公共減歩が2割で、保留地減歩が1割というのが、3割というのが、昔の通説の利率であります。そこら辺のところ、整理前の単価、整理後の単価、ここら辺がこの地域のちょっと特色であるがゆえに、整理後の単価が坪単価にして約31万ほど

の整理後の単価を見込んでいるわけですが、若干、整理後単価安い状況もございます。

そうした中で、今、未同意の方というのは、農地、宅地わかりますと、建て付け地の方が多うございました、という状況でございます。

以上でございます。

○久田委員長

ここで10分間休憩します。

午後3時01分休憩

午後3時11分再開

○久田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

山町の区画整理事業についての現状についてお知らせをいただいております。

現在、準備委員の方が13名でしたか。精力的に回っていただいておりますが、率直なご意見を聞かせておるんですが、かなり厳しいと言っておられます。

確か、19年度の9月補正で2,200万円減額になりました、補助金をね。そのときの意見、やりとりでは、あと4名か5名同意していただければ、クリアできそうなニュアンスのこともおっしゃった様に覚えております。

現在、先ほどのご説明では、50%、これは、なかなか厳しいかと、率直にいつて。ということなんだけども、じゃ、じっくりやるかということになるんですが、今、どういうことが起きているかということ、開発業者ね、建て売りや分譲やという方々がしきりにとにかく区画整理が始まっちゃうととられちゃうと、半分。農地の人は、今は、お得なやり時だといって、怒濤のようにPRしておるというわけだ。達成率が5割と、同意書のとりがね。始まったら、41%だと。合算減歩は、半分以上取られちゃうと。今なら、私どもがやればもうかりますよというような話がある。さっき、件数も言っていただきましたが、農地の所有者、これに、そういうことかなという方も率直にお見えになります。だから、これ、じっくりやることは

いいんだけど、そりゃ、市民合意がないとやれませんからね。8割、9割、10割はいいけども、9割を超えるような同意がないと、後々、精算金でもめたり、仮換地でもめたりしますからね。それは、たくさん同意してもらったらいけども、そのじっくりやるということは、これはこれで大事だけども、そういう流れがもう一本あるというふうに思うんですが。したがって、どんどんこのミニ開発が区域内で進んでいく、そうすると、過小宅地既存建て付け地がどんどんふえてくる。ますます区画整理を困難にする要因が広がるという、そういう関係になるわけですよ。これらを踏まえると、担当課長として、どういう対応が今、必要になっているのか。あるいは、今の半分しか同意いただけない事態をどのように分析的につかまえてみえるのかね。このあたりは、非常に大事だなというぐあいに思いますが、いかがでしょうか。

○区画整理課長

まず、今年度、山町地区の補助金の補正減額をさせていただきました12月でございますが、このときに、内容をいろいろのご説明をさせていただきました。この段階のときには、まだ同意書の取りまとめという状況を一つも握っていない状況の中で、今から同意書の取りまとめに入るとするならば、ちょっと時間がかかってしまう。補助金も仮換地の指定ができた段階で、支出がかなう状況になりますことから、ちょっと19年度では、すべてをクリアするのは不可能だということで、補正の減額をさせていただきました。

それで、今、本同意の取りまとめ状況でございますが、先ほど件数だけを申し上げましたが、また多くの方が建て付け地の方だというお話もさせていただきましたが、農地の方につきましては、おおむね同意をいただいております。

それで、前回の補正減でもそうでございますが、委員おっしゃられるとおり、随時、ねつらつたようにこの地区に開発業者が入ってまいりまして、次から次へとアパート、それから分譲、これらが入ってまいりまして、当初計画して、地権者の方

たちにご説明した計画案も見直しをせざるを得なくなった状況から、1年、半年という状況でおくられてきてしまったことが現実の問題としてありましたことから、補正減をさせていただいたのですが、今、現在、未同意の方たちにつきましては、先ほどお話ししたように、まちづくりは切実な問題として、感じてお見えになります。地区内に緊急車輛としての消防車、救急車、それから清掃のパッカー車等の侵入、これが非常にしづらい様な状況の地域でございますので、かなり危機感も持っておみえになります。さりとて、今ここでどのぐらいの負担が身に降りかかってくるのかというのが、非常に建て付け地の方としては、心配な部分がございます。ここを今までの事例をお話ししてきておりますが、いよいよある段階では、一度、これは準備員ともご相談しないと行かないわけですが、また、地権者の選挙も得て、信任された委員ではないわけですので、難しいところがあるかもしれませんが、いろいろな評価上の話、規定等も中身も、今準備員には細かく出しておりませんが、そこら辺も一遍お話をさせていただいて、いろいろな手だてで、建て付け地の方の同意をいただいこうかと、こういう気持ちではおります。

それで、同意につきましては、区画整理法上は3分の2ということでございますが、やはり、85、90を超す同意率で県の方にも申請をしていきたいという気持ちがございますので、長くは取り組みませんので、できるだけ速やかに、賛同を得るようにしてきたつもりでおりますが、なかなか個々いろいろお気持ちはいろいろでございますので、そこら辺を一つずつこまめに何回でもお話して、できるだけ早く取りまとめをしたいなという思いでございます。

以上でございます。

○高橋委員

これから、そうやって進めていくわけですが、区画整理という手法は、総論でまちをよくするということでは、そりゃそういうことなんだけどもね、自らの資産を置きかえるという作業、釈迦に

説法なんだけどもね、それは、置きかえるという作業なんで、仮称宅地や既存建て付け地の方にとっては、今うちが建っているということには、環境的には不十分かもしれんけれども、それは、接道しておるわけですから、建築基準法で、接道しなければ、うちは建てたわけだから、接道している人からいうと、いろいろ不便があるけれども、公園もないし、不便だけでも、とりあえず身を寄せてくらししていくには、うちができると。しかも、本地を買ったために、多大なローンを組んでいるという時代、実況がある片方で。片方では、広大な農地が未接道のまま、未利用地のまま、使っていると。何とかしたいという思いがあると。その資産というふうに置きかえられる土地のありようによって、利害がある接点を軸に分水嶺のように分れる可能性もあるわけですよ。区画整理というのはね。だから、そこの人々の資産の実態によって、反対の方に手を上げる方も当然みえますし、やってほしいという推進の側の方も生まれてきて当然と。こういうことだと思うんですね。

既存建て付け地がふえればふえるほど、区画整理っていうのは、困難になってくるんです、そんなことはね。これは、明確な話です。だから、一気呵成にこの際に開発業者が地主のところに行って、あんたやったら得だ、こうやっている。3件、5件、10件と出てきたら、これ区域除外せないかんといい、竜北に近い方は区域除外していくというようなイタチごっこを繰り返しておったんでは、これまたなかなか成就しないという状況だと思うんですね。

私は、そういう意味では、今後の対応なんだけども、これ、さっきも出ましたように、保留地合算減歩で40%、41%。でね、資金計画を見ると、市の助成が約9,000万円ですよ。全体の事業費が11億円。これアバウトですよ。11億円で、市の助成が9,000万円。これ、調整池もつくられるんで、調整池については、定額というか、定量的な補助がされることになってます。これ上重原でもそうですよね。それで、あと、保留地処分金が10億円。つまり、12億、11億のうち、10億円は保留

地処分だと。こういう作品になっておるんですね。市の助成が1億円弱と。この事業計画というか、資金計画をもう少し抜本的に何とかしないと、やはり過小宅地の皆さんは、理解しにくいんじゃないか。駅周辺は、後ほどまた議論になるかもしれませんが、それは、原価保障で買い込んで、買い込んで、1ヘクタール1万平方メートル買い込んで、公共施設をつくるってやつでしょ。ここは買い込みなしで、9,000万円で11ヘクタールを整備しちゃうと。そういう点で、過小宅地の人々にも区画整理の区域内であるかぎり、減歩率ゼロにされりゃいいですが、そうでない限り、一定の負担が来る。土地を出さなければ、金を出せと、こうなるわけですから。

私は、根本的には、この事業計画そのもの、資金計画そのものももう少し住民サイドに立つ内容に変更することも含めて考えないと、回を運べば、足を運べば五月雨的に同意者がふえるかということという、必ずしもそうではないんじゃないかという思いがあるんです。率直に。こちら辺は、どんなご推察でしょうか。

#### ○区画整理課長

今回つくりました事業計画概要、この中で、委員おっしゃられる市の助成補助金、これが9,100ということで、おおむね1割弱の状況だろうかと思えます。

今まで、先ほど376ヘクタールに及ぶ区画整理をやってきたというお話を若干させていただきましたが、第三においても、約、市が助成してきておるのが、1割ぐらい。それから、上重原特定におきまして、約総事業費の1割ぐらいを助成してきております。

ゆえに、この山町地区もその助成という部分については、著しく少ないという状況ではないかと思えます。

それと、今回、この事業概要には出ておりませんが、この地区の中で、ちょうど旧155号にタッチいたします地区内から出る山屋敷川沿いの道路でございますが、これをこの事業費の中を含めずに改修をしようという試みもしております。

また、地区外におきまして、以前から竜北中学周辺の整備も含めて、いろいろお話をいただいておりますが、そういったことも将来的には考えていきたいと。地域のグレードを上げるような他事業としての整備も予定しておることから、この地域におきまして、大きな幹線道路がないがゆえに、国県の助成、交換金、これらが入ってきておりませんが、大きくこの地区に助成が少ないというのは、ないというふうに考えておる状況でございます。

どちらにしても、この地区においては、保留地減歩分に相当する部分が少なくございます。特に簡単に言いますと、この整理前と整理後の単価から見ますと、増進率が若干少ないことと、それから、本来増進率の一部を減歩分としていただくんですが、その残った部分を地権者に返すという分の事業でございますが、このお返しする部分がちょっと少ないという状況下であります。どちらにしても、地価の状況が極端にいいとこと極端に悪いとこと、大きく差があるような地域でございますので、なかなか費用負担分の2割というのが、大きくのしかかっていることは事実でございますが、何分、助成という意味では、そういう状況でございます。

ちなみに、9,100万円の内訳でございますが、ちょっとご説明させていただきますと、これは、幅員8メートル以上の道路部分をつくっております費用、1,680万円。それから、緑地の面積、調整池に当たる部分でございますが、これの拡大面積が672平方メートルありまして、この助成金、用地費が3,590万円、あわせて、約5,270万円になるわけですが、これと調整池の築造費補助が3,830万円ということで、あわせて9,100万円という数字でございますが、こういった用地費と調整池の築造費、この2分の1の助成をさせていただいている中身でございます。

以上でございます。

#### ○高橋委員

他の区画整理との違いというか、相違点を言われましたが、ただ、ここは、非常に区域が狭いと。

しかもいびつな形なんですよね。コスモスの畑を田んぼもとりにこまないかんしね。ぐっと広がりながら、細いやつが東西へこう、非常にいびつだと。したがって、設計がしにくいというようなこともあって、第三は85ヘクタールあったから、それはちょっと話にならんわけですが、昨今では、最も狭く、しかも形がいびつ。そこへ、最近建った既存建て付け地が生まれてきておる。こういう条件を考えると、少し他の区画整理とは異なる発想が必要ではないかと、こんなふうに考えております。

それで、先議会もこのやりとりやったんですが、最近、お話を承るところによると、組織だった反対が進んでおるような話も若干聞いております。学習会をされるというようなね。それはそれで、地権者の思いを具体化することですから、いいとか悪いとか、そういう評価をする立場にありません。自分たちの財産や資産や周りの環境を守るために、それぞれの立場で自らの思いを具体化される、これは、当然市民社会の権利ですから、いろいろあって当然だと思います。そういうことを考えますと、ただ時を稼げば、じっくりやれば成就できるものかどうかについては、やっぱり相当分析的な議論があるんじゃないかというふうにおもっていますので、ぜひ、そういう点では、行政側の指導的役割、あるいはさっき言った区画整理における相対的な地権者負担をどういうふうに軽減していくのかというところのアプローチも大いに検討する必要があるんじゃないかということをお願いしておきたいと思っております。

それで、山屋敷川の改良は、区画整理の仕事と切り離すというふうにおっしゃったんですが、187ページに、この河川改修費で一番下に山地区関連調査委託料、720万円と。これはこの区画整理の関係ですか。違うんですか。これは、どういうふうですか。

○区画整理課長

この山地区関連調査委託料、まことに先ほどお話ししました旧155号線へタッチするところの状況を反対側といいますか、西側になります歯科医院の前になりますが、あの状態と同種の形の取付

けがさせていただきたいという中身の中で、調査費を上げさせていただいております。事業内容としましては、延長として59メートルほどになるわけですが、この山屋敷川の暗渠科の設計委託料、これは、開削になることになるとは思いますが、1メートル20センチほどのボックスを山屋敷川の中に入れて、上を車道として使いたいという設計でございます。

それと、土留め等の河川でございますので、仮設口の設計。それから、地質調査。1カ所になりますが、これをあわせて、720万円を上げさせていただいて、21年度以降で対応しようというものでございます。

この事業費をざっと見ますと、約1億ほどの事業費になるという概略でございますが、試算をしておる中身でございます。その調査設計を720万円、今回お願いをさせていただいております。

○高橋委員

あんまり細かく入っちゃって恐縮ですが、この緑地の部分、つまり山屋敷川の一部が区画整理区域内に入った。区域内だから、本来区画整理の未利用地の中で対応するべき仕事だけでも、これを、事業と切り離して、一般会計で、今度は八橋の調整池をつくるだけけどね、あれは、向こうの方へつくって、区画整理区域内のこの水の滞留をなくすためにもこれつくると、やつも含んでやるわけですが、まさにここは、区域内の河川を今、おっしゃったような歳出で調査をすると。これを暗渠にして、上部を使うと。道路として。これはどういことですか。山屋敷川の区画整理区域内だけをやるということですか、1億円というのは。ちょっとその辺の関連。

あと、山屋敷川全体が区画整理の関係ないで、やりながら、一般土木がやってくれるということですか。その辺の関係を含めて、どんな案配になっているのか、1億円というのは、この区画整理区域内だけの話なのかどうかも含めてお答えください。

○区画整理課長

予定しておりますのは、この区画整理内の中を

予定しておる中身でございます。

それ以外の中身は、今回計上させていただいておるものではございません。

○高橋委員

これは、20年度予算だね。20年度で調査を委託すると。来年度、21年度で設計をやるということですか。1億円というのは、どれぐらいのインターバルでやっているわけですか。

この区画整理の話がさっき言ったように、まだ5割の段階ということとの関連というのは、考慮しながらやっていくということなのか、それはそれ、これはこれということなのか、そのあたりは、どんなふうですか。

○区画整理課長

まず、今回やらさせていただくのは、この取り付け部分だけのことになります。

それと、20年度に設計をしていきたい、調査をしていきたいという調査費でございます。それで、この取り付けにつきましても、非常に難しなのは、地区外にはなりますが、北側の住宅がありますこと。それから、細い橋ですが、橋を渡って、急に上がったような形で北へ上がる道路のすりつけ。これが絡んでまいります。そんなこともあって、非常に細かく、調査を今からしていくものでありますので、あれですが、補償も実際問題出てくるのかなという感はおしておるわけですが、どちらにしても、今から調査をし、そういった補償関係も含めて、ちょっと調査に行きたいということと、設計は来年度設計ということではなく、ことし、20年度に設計をしていきたいというふうでございます。

○高橋委員

関連、山屋敷の山町の区画整理関連ずっとお話をしたんですが、これ、本多市長ね、市長の地元でもあって、しかもこれは、長い経過があって、当初は牛田も一緒にということだったんですが、最近、よしわかったということで、農業委員長も含めて、地元の人が決意をされて、今日に至っているわけですし、何とか、関係者の理解を得られる方向で打開できることが望ましいなど、私は

そういうふうになっているんですよ。今のやりとりは、聞かれたとおりですが、市長として、ここはやっぱり、これはおれは知らんぞというわけにはいかん案件だと。いやいや、本当の話が。皆知らんわけにはいかんけど、とりわけそういう案件だと思うので、現状は市長どういうふう理解されて、どういう思いで、この事業に向かおうとしているのか。かなり、はっきりしてきたんじゃないかというふう思うので、市長の見解も承っておきたい。今後の見通しについて。

○本多市長

今おっしゃられるように、長い経過を経てここに来たわけですけど、先ほど高橋委員からも少し話がありましたが、まとまって勉強会、それも聞いておりますし、そこに中心になる方からもお話を伺っております。

その方には、何とか、同意いただけるようにあなたからもひとつよくお話をし、わかりやすく説明をする、さっきおっしゃったように、開発業者がいろいろ入ってきておることは、私は、よく聞いておりませんが、そういう部分については、当然だろうというふうに思います。そういうことを、確かにお金だけの話していきますと、ぐらっとなってしまうたり、こういうことがあるわけですので、今、おっしゃる過小宅地や既に住んでおみえになる人は、今現在困っておるわけじゃないもんですから、なかなかそこで足が一步踏み出せない。当初予定ですと、90%ぐらいなら何とかいけるんじゃないのかというぐらいな思いでおったわけですが、林さんほか、13名の皆さん方が、本当に思った以上で難儀しておるということは、本当にしっかり伝わってまいりますので、私も、また側におりますし、皆さん方もまたいろいろなご意見を聞いて、私も区画整理はやるべきだということを訴えながら、お知り合いの方もおられますので、何とか理解を求めていきたいというふうに思って、同意が、本当に85まではいけるように、何とか私自身も取り組むというよりも、知っていただく、理解をしていただく、こういう作業でしかないのかなと今は、思っております。

○高橋委員

山屋敷と山町のこの関係は、私が申し上げるまでもない、大変北部の力点の置かれなければいけないところですので、区画整理という手法が一番ベターなのかどうかいろいろ議論があると思います。

しかし、こういうふうになり出しているのですが、ただし、合意がないと町はできないわけですから、特にその点では、関係者の理解が深まるような一層の努力を改めて求めておきたいなというふうに思います。

次の方へ移らせていただきたいと思います。

今度、来年度予算の開発費の中心は、10億円の鉄道高架の総事業費と。そのうちの中核は、土地区画整理事業の区域内の明治用水の管路をいけかえると。これは、本会議で佐藤議員が語る述べてきたところですね。

以前の話ですと、早ければ、19年度中にも移設の着手をしていきたいということで、7,000万円ほどの19年度の予算を持っておられましたけども、今回、補正予算で減額と。本会議での答弁では、調査をやった範囲で、具体的な実効的な行動は、来年だと、20年度だということで、それで、6億円を超える移設費が計上されていますが、まず、この工事の内容についてご紹介いただきたい。

あわせて、これ入口と出口は21年度だというふうに理解しています。切りかえは、したがって、20年度にはできないと。20年度は、本体工事をあの路線に沿って、迂回をつくると。最後は池端のさっき言った池端1号線のところまでつなげなきゃいかんわけですが、それをやって、入口と出口の接続は21年度だというふうに理解していますが、それらの段取りを含めて、内容について少しご説明をいただきたい。

○都市開発課長

明治用水の移設計画につきましては、12月議会で移設ルート案というのをお示しさせていただきました、具体的には、現在の駐輪場でございますが、駐輪場の上流のところから、踏切のところですね。それから、堀切の公園の方に三河線の豊田方、碧

南方を垂深で超えまして、堀切公園の一部をかすめまして、西方向へ現在の市道を埋設しまして、池端地内の三叉路交差点から、ブラザー精密横の既設管に接続するというので、そういったルート案を進めていきたいということでご説明させていただきました。

それで、19年度にも一部工事を着手したいということで、頑張っただけなんですけど、やはり、設計等の修正に時間も要しまして、19年度着工は見送らざるを得ないということになりまして、補正予算を減額させていただいたわけでございます。

全体の20年度における全体の移設計画をご説明をさせていただきますと、まず、総延長でございますが、530メートルでございます。埋設管につきましては、1,350の管径と1,500の管径を入れさせていただきますと。現在管350でございますが、計画で屈曲、いわゆる曲がりくねる部分が結構ございまして、水量抵抗ございまして、管断面が上がるざるを得ないということで、一部1,500の管を使わせていただくという計画でございます。

全体の工事費でございますが、移設工事費、6億5,000万円を見込んでおります。全体の工事の計画でございますが、現在の計画では、当初全区間を20年度に全部施工したいということで、負担先であります受託していただきます明治用水と調整協議をさせていただきましたが、全体の工事規模、それと通水時期を考慮しますと、いわゆる通水まで全部完了するというのを前提に、20年度の工事を設定しますと、非常に工期的に難しいということで、いわゆる工事の完了を2月中旬までには全部完了しないと通水ができないということで、今回の工事内容から、全体を20年度で完了するというのは、ちょっと工期的な問題として不可能であるということで、前後の取りつけ部分につきましては、21年度におかざるを得ないということで、具体的には、まず、上流川の現在の起点となります駐輪場の東側の部分から、すぐ横の市道を横断する部分につきましては、20年度については、工事区間から除外すると。それを越えたあたりから、名鉄の三河線を越えまして、堀切の公園、

それから、現在の市道ときまして、最終的に池端の三つ又の交差点のところまで今年度施工したいということで、全体の延長が413メートル、20年度工事区間の延長が413メートルでございます。

事業費としては、工事費として、5億1,290万円を見込んでおります。残りしました前後の取りつけ、起点側終点側の既存の取りつけにつきましては、21年度秋に着工したい。通水が完了した時点で接続できるように着工をしたいということで、平成21年度につきましては、残り117メートルで、事業費としましては、1億3,710万円程度かかるのではないかとこのように、今考えております。

以上です。

○高橋委員

そうですか。2期に分けると。従来私が最初申し上げたように理解していましたが、池端のとりい歯医者さんの前の三又路で、一応エンドにすると、20年はね。入口は、三河線2回またぎますよね、これ。豊田方面のやつを最初にまたぎ、碧南方面を二つ目にまたぐと。テニスコートの横でね、こういう計画ですが、またぎっこなしということですか。

入口は、東の工事、20年度の東の工事の着手部分というのは、三河線豊田側の暗渠から始まるということですか。

市道を嫌うということは、これ連担して走っておるでしょ、あの市道と。三河線の山側が。一緒に並行して走っておるんじゃないですか。今の説明でよくわかるんです。入口はどこから始まるんですか。東側の入口はね。

そこをちょっと明らかにしてください。

それで、4対3の比率で、20年度は4、21年度は3というような比率であって、21年の秋からかかるということですか。21年度は。ということは、秋ですから、下半期で、完全に通水ができるというか、つながる、バイパスにつながってしまうのが、21年度末ということでもいいですか。

つまり、現在の明治用水の上に仮線が入るわけでしょ。だから、通水、まだ今の明治用水つかっているんじゃない仮線に着手できないということでは

よ。だから、21年度いっぱいかかると、切りかえに。という理解でいいですか。

○都市開発課長

まず、起点側の方の工事の始まり、20年度の始まりでございますが、駐輪場と並行に市道が公園との間にございますが、その市道を超えたところから始めるということで、踏切及び現在通学とか、かなり歩行者の数おりますが、その部分は、今回は除外をしたいということで、接続管にあたりますので、既設管の。21年度につきましては、秋の通水が、支障ない時点で接続できるように、工事を進めたいということで、21年度末というふうには考えておりません。

以上です。

○高橋委員

田んぼの水がいらなくなってから、切りかえをするということですよ、今の話は。だから、とりい歯医者さんの三又路からこの向こうね、名鉄の軌道の中というか名鉄側に向けては、21年の秋からやるということですか。これはまだ、田んぼを使っておってもいいんですよ。工事を始めるということなんです。最後に切りかえが始まっておっちゃんまずいと。農閑期でないとまずいと、こういうことなんで、21年はいつから工事を始めたいですか。通水に関係ないやつはやれるんじゃないですか。秋といわずに。切りかえは、農繁期ではいかんから、農閑期じゃなきゃいかんと言うことになると思うんですが、その辺、もうちょっとよくわかるように説明していただきたい。

○都市開発課長

工事の始まりの時期までまだ設定してませんが、言われるとおりの、要は、通水が必要になる、農地への通水が必要にならない時期、その時点を終了工期として、接続できるように、発注時期を設定をしたいということでございます。

○高橋委員

秋祭りが済めばいいということですよ。一般的に取り入れのお祭りが済んで、秋祭りが始まればいいということだというふうに思われます。

それで、そういうことだと、仮線の施行自身

は、どこから始められるのかよくわからんけど、仮線というのは。この明治用水の上がいの一番に始めなくてもいいわけなんですけど、明治用水は、今、そういう事情があると。それから、宝町の藤和マンションの辺りは、本会議で説明されたような事情があると。その事情を残しながら、仮線をやることは可能だというふうに本会議で言われたと思うんですよ。そういう言葉ではなかったけどね。どこから始めて行かれる予定ですか、この仮線というのは。懸案事項があっても、それはお構いなく進めていくと仮線をつくるという作業は。考え方として。ということなんですか。

○都市開発課長

まだ仮線をどこから着工するかということについて、県が具体的な計画をまだしめておりませんので、この場で、どこからどういう順番でというところまでご説明できないという状況でございますが、ただ、言えますことは、仮線につきましては、鉄道事業者であります名鉄の方が、やはり、鉄道をレールを敷いたら、すぐ電車が切りかえられるようなそういった時期でないと引けないということは、当然意思として示しておりますので、案件事項があって、いつ解決できるかわからないというような状況では、仮線のできるところからやりましょうということにならないと思います。少なくとも、方向が出て、時期的にいつまでには、もう確実にこれは仮線工事に入れると、この区間は入れるというものがない限りは、やはり着工できないんじゃないかというふうに、私は思っております。

○高橋委員

そういう話だと、今ね。担当課長は。

それで、仮線、本線の仮線というのは、2年あれば、敷設できるんですか。仮線施設の着工から、切りかえまで、順調にいけば2年というようなことでいいんですか。前出ましたね、グラフが、時系列的に。確か、2年というふうに私は理解、この間もいただいたのかな。その辺の仮線施行時期というのは、2年間ですか。

○都市開発課長

2年から3年ということ、最短では2年、最長では3年ぐらいというふうに確認しておりますが。

○高橋委員

そうしますと、今、仮線がこの懸案事項が残っておる段階で着手は難しいではないかと。県とは話をしてないですけどもということ、この懸案事項解決が前提だということなんですけど、今、当局が考えている懸案事項というのは、明治用水の切りかえもその一つには入るだろうと思えますけども、これは、物理的に工事をやっつけていけば、見通しは、基本的に立つ話だと、金さえあればというふうに思うわけですが、藤和マンションの場合は、それとは中身が異なっていると。違う本質論があるというふうに思うんですが、この辺は、着手の要件ということで考えると、どんなふうに分類される問題点なんですか。

○都市開発課長

仮線着工に当たっては、当然、工事協定というのが結ばれなければ、これは、手続的な問題としてできないと。あと、現場的な問題としましては、言われるとおり、物理的なものが押されない限りは着工できないということで、今、私どもとして、まだ仮線を着工するまでに、支障となる点が2件ございます。そのうち、1件は、藤和マンションでございます。藤和マンションは、本会議の中で、部長が答弁をさせていただきましたが、昨年、総会を開いていただきまして、その中で、結果的には、補償内容、こちらが提示した補償内容については、否決するというような結果になったわけですが、ただ、私ども、出席させていただいた感触としましては、これまでお話してきた中で、皆さんやはり、鉄道高架これまで周辺の整備が進んできて、いわゆる用地の取得が進んできて、自分たちも協力せざるを得ないという感触を私自身は持ちました。なおかつ、それ以後、そのときの否決の理由が、補償の内容が、細かく説明されていないということで、県、市含めて、何度も補償内容については、ご説明をさせていただいていたのですが、受け方もございまして、そういった補償

内容についての理解がされていないということと、自分たちで、その補償内容についてまだ議論をする場を持ったことがないということで、そういう熟慮が足りないということでこの場で賛成反対というものの決を採るのは時期尚早ということで、否決されたということで、その後年が明けましてから、私ども、県含めまして、また個別に交渉をさせていただきまして、その中でも24名の方と交渉を、お話をさせていただきましたが、ほとんどの方が、連立事業には、協力せざるを得ないなどという感触で、今示しています機能回復の補償内容についても、ある程度前向きに考えていただいているというような状況でございます。

ということで、県ともこれからお話を、協議をさせていただくんですが、総会というかたくるしいそういう形ではなくて、住民が集まってもらって、補償内容を議論する場をつくりたいと。その中で、連立事業の必要性を訴えながら、ご理解いただくような方向で持っていきたいと。当面、こういった形でご理解をいただくしかないというような状況でございますので、ただ、今後、配線工事の着工時期というの、全体の大きなスケジュールの中では動いておりますので、そういった部分で、皆さんのご理解と連立事業全体のそういった事業のスケジュール等を勘案しながら、進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

補償物件ですね。2件残っておるんですが、あとの1件につきましては、ちょっと移転先が、ご本人は、移転は協力的でございますが、移転先が何せ商売やっております、今、これといった移転先がないというのが、頭痛の種でございます、その辺を早急に解決をさせていただければ、移転の方は速やかに協力いただけるのではないかと考えております。

○高橋委員

後段の移転先という点では、この当初予算で物件を移転補償費というのは、載っておるのですか。当初予算で、どこへ行かれるのか知りませんが、物件移転補償費というのは、予算措置されている

のかどうか。後段の人の話ね。

それから、藤和マンションですが、否決されたというふうに答弁されたんですが、これは、表決をしなかったということなのか、札を入れたら、市の補償には反対だという方が4分の3を超えちゃったということなのか、このどちらなんですか。

○都市開発課長

先ほどの後段の方の移転対象者の方の補償ですね、その予算化ということですね。それにつきましては、これは、県が直接補償対応する物件でございます、私の方の市の予算の中には入っておりません。ただし、連立事業全体の中には入っておりますが。

2点目の藤和マンションの総会の折の否決といえますか、そちらの採決の方法なんですが、挙手をもってやっていただいたということで、ちょっと冒頭、採決に入る前の質疑等の中で、やはり、少しこれまでの事業に対するいろいろなご意見を持っている方が、強い口調でまだ時期が早いんじゃないかということで、きょうは、採決をとる、そういったまだ重度に達していないというような強いご意見もあって、皆さんが、じゃ、見送るといような形で否決になったということで、根本的に補償内容云々の反対ではなかったとは私は思っているんですが、それにしても、理解がされていないということは事実なんで、今後も粘り強くやっていきたいということでございます。

○高橋委員

この予算に入ってませんね。私いろいろ見ましたら、何で入ってないのかなという疑問があって、後ほど聞きたいなと思っておりましたが、県がやると。これは、何か、あれがあるんですか。何で、ここだけ県がやるの。ずっと市がやってきたじゃないですか。仮線、仮線で。

確かに、後段の物件は、スロープというか、取りつけ部分なんで、ちょっと別かもしれませんが、何で、ここだけ県費なんです。ちょっとわかるように、説明してもらえませんか。

○都市開発課長

連立事業、県の事業でございますので、基本的

には、すべて県が対応していくというのが、本来なんですけれども、これは、そういった中でも、事業が重複しているところ、例えば、私どもの駅周辺の区画整理の中ですと、支障物件というのは、換地という手法の中で動かしていくということで、連立事業者と区画整理事業者が、その費用負担に関して、覚書を結びまして、区画整理事業者が費用をもらってやるということで、駅周辺の区画整理の中の支障物件というのが、駅周辺の区画整理事業者、いわゆる市がやっております。

あと、沿道の仮線の用地だとか、仮側道用地の買収で、そういった部分でも市が対応しているということなんですけど、これにつきましては、通常仮線用地で一時的使用でございまして、借地というのが、原則なんでございまして、物件を例えば、移転して、また、その土地を借りて、もとに戻ってもらうという十数年間仮住まいしていただくというようないろいろな非常に地権者の方にご理解いただけないような状況になってしまうということで、いわゆる市道を改良するということで、その部分については、将来市道としてつかえるということであれば、市道改良をラップさせまして、市道として、用地を取得させていただいております。

問題の今のところにつきましては、物件そのものは、私どもが、連立事業で必要となる部分と、それから、安城知立線の拡幅がございまして、安城知立線はもちろん、県道でございまして、県道として用地を取得する部分とラップしております、したがって、土地は県道で買収させていただいて、建物を連立費用で動かすということで、いずれも県でございまして、県が事業に当たっていくということになってまいります。

以上です。

○高橋委員

そこで、区画整理について、少し聞かせていただきたいのですが、今回、仮設住宅の仮設住居施設、借上げ、1,287万円。本会議では、市が2戸分建てるということですか。市が2戸分の住宅を建ててあげて、これは、リースで建てると。永久建築物ではなくて、リースで建てて、そこへ入っ

ていただく。あと3戸については、市が借家をお願いして、そこへ入っていただく。全体では、19件ですか。平成20年度は、19件は、残りは自力でやっていただくということなのか、その辺ちょっとはっきりさせていただきたい。

それで、あなたのところは、20年度で移転していただきますよというのは、既に権利者の方に通知がしてあって、わかりましたと、その気でおりますという事情聴取もつかんだ上で、予算編成というか、提起されているのか。いやいや、そこまでやったへんと。けども、おおむね、全体の計画と事業費の関係で、載せてあるような戸数をやりたいんだと。Aさんか、Bさんか、Cさんか、まだ特定できてないと。全体では、宝町地区なんだということなのかどうなのかね。この辺は、どういう案配になっていますか。

○都市開発課長

まず、仮住まいについての20年度の中身でございまして、19件、移転対象で予算上げさせていただいておりまして、そのうち、仮住まいが必要であろうという方が、10件でございまして。残りの方は、基本的に、仮住まいせずに、現在地に住んで、でき上がったところに移転をしていただくというような段取りでいけるのではないかとございまして。

予算編成上の移転対象者の把握でございまして、私どもとして、次年度、移転をお願いさせていただく方、特に20年度については、昨年10月、11月の時点で声かけをさせていただきました。それで、ただ、全部かといわれますと、2、3件実は声かけてない方、まだ来ていない方もございまして。これは、ちょっと連立事業の進捗状況も含めた中で、お願いをしていきたいという部分もございまして、ひょっとしてできなければ、ほかの関連があつて、できないということになっても、申しわけないんで、今のところ声を掛けてございせんが、残りの16件につきましては、そういった形をお願いをさせていただいております。

ただ、19年度予算のときの反省点でございまして、私どもとしまして、できるだけ早く声を掛

けて、移転に対するご理解をいただいた中で、すべての方が、ご理解をいただいた中の予算計上が一番よろしいわけですが、なかなか事業として、やっぱりスケジュール全体を移転していくためには、この年度でお願いをしないと、どうしても全体、ほかの移転が進まないという中で、お話をさせていただいても、その年度の中で、じっくり話をさせていただいて、移転をご理解いただくということで、見込で上げさせていただいている分もございますので、そういった部分ですね、できるだけ早くから、声を掛けて、理解をしていただくようなことも必要かとは考えておりますが、現状としては、そのような状況でございます。

#### ○高橋委員

声を掛けるべきところには掛けているけども、まだ19件、具体的に担保されているわけではないということなんですが、リースで市が借家を用意するのは、どこにつくられる予定ですか。

本会議でもありましたように、高齢者で保証人がいない、あるいは、遠くにいってもらっちゃ困るといふ方を対象にするという、これは理解としては、できる話なんですが、どこら辺に仮設住宅をお建てになるのか。明らかにしていただけますか。

それから、今度の予算では、区画整理本体工事ということで、区画道路を147メートル築造するということになっているんでしょうかね、あの説明によると。これは、19年度も本体工事の予算化がされていたんですが、まだ、眺めておっても、案配がないわけですが、これどうなっているのか。宝町地区だということはわかるんですが、担当委員会ぐらいには、こういう区画道路を147メートル程度予定しているんだというものぐらいは、お示しいただいていいんじゃないかというぐあいに思いますが、そこらあわせて、お答えいただきたい。

#### ○都市開発課長

まず、仮設住宅を建設する予定地でございますが、予定位置につきましては、宝町の刈谷道の場所でございますと、刈谷道からと駅から来ます交差

点、その花畑の北側でございます。

これにつきましては、地権者の換地ということで、借上げをしたいというふうに考えています。

本来ですと、一番経費を節減するには、私ども持っている公共用地の中で、建設をしている方が、一番経済的なわけですが、これから事業を進めていく中で、当然支障になってくる部分もございまして、ある程度の期間、スイッチしていくためには、公共用地という選択肢を検討しましたが、適正なばしよがないということで、こちらの部分を地主が当面土地利用する予定がないのでということで、お借りできないかということで、借上げをしていきたいということでございます。

工事の範囲につきましては、昨年、50メートル道路改良したいということで、昨年計上させていただきました。昨年は、この宝町区の移転のまず最初に、手がけるべきところ、いわゆるこういったまちづくりの工事の中で、面的に整理していく中で、整備をしていく順番としては、やはり、流末から整備をするというのが大原則でございまして、もちろん換地の位置の移転先のそういった部分もございまして、いわゆる排水が受けれるような状況の中で、排水管を下流から上げてくるというのが原則でございまして、そういった意味で、一番この地区の下流になる部分の区画道路の50メートルを排水管とあわせて整備したいという予定で、そこにかかる物件の方を一番にご協力願えないかということで、予算計上して、その部分を整備していこうということにしたんですが、ちょっとその方のいろいろご事情もあって、19年度は無理だということで、工事を見合わせた経緯がございまして。

今年度につきましては、今年度もその部分を本来施工したいわけですが、まだ、今年度についても、引き続き、お話をさせていただく時間が必要だろうということで今年度については、排水を仮設で下流につないでも、上流をある程度整備をしないとどんどんおくれしてしまうということで、刈谷道と並行に走ります区画道路を、一本整備をしたいと。これ、流末の方が、今の予定では、

一部仮設で排水を既存の水路に取付けする様な形の対応が必要かなというふうには考えております。

しかしながら、現在の駅からきます通り、それから奥に入ってくるという形の接続ができるというふうに思っておりますので、道路としての機能は、十分保てるなどというふうには考えております。

図面につきましては、地権者に配付しました、そういった図面程度のもを、別にまた用意をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○久田委員長

ここで10分間休憩します。

午後4時10分休憩

---

午後4時20分再開

○久田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

駅周辺区画整理の件で、もう一つ聞いておきたいんですが、これは、後ほど当然議論の対象になってくる再開発ビルですね、区域内の。それで、3,200平方メートル、約20人でしたか、権利者が。上にはマンションを積むということですが、1、2階は店舗などやるということ、今、議論されております。

直ちに事業着手というわけにはいきません。場所的にも含めてね。現在の議論の到達というのはどこまで到達しているのか、この点、ちょっとご紹介ください。

○都市開発課長

駅前広場の北側の共同化地区でございますけども、現在、20名の方が、その街区の中に共同化をしたいということで、換地希望されまして、換地的には、短冊換地といいまして、個人では土地利用ができないような換地指定がされております。そういう中で、今、20名の方の取り組み状況でございますが、当初、移転補償金をそれぞれ持ち合っ、民間レベルの建物、共同建築をしようというような感じの共同化というここからスタートさせていただきまして、現状では、やはり、公的な

事業、市街地再開発事業を事業選択をしたらどうかということで、昨年11月ですか、準備会の総会が開かれまして、その場で、今後の事業の進め方ということで、再開発事業で、事業を進めましょうということ、その総会の場で議決をされました。ということで、まだまだ民意の組織なんです、当面は、再開発事業のもう少し研究勉強をするということで、20年度に入りましてから、できれば、準備組合という形の市から援助していただけるような、そういう組織づくりができるように進めていきたいということで、まだ20年度に確実にできるかどうかということまではいっておりませんが、関係者の意気込みとしては、そんなような状況でございます。

全体のプランとしましては、実はまだ現場的に、その部分を再開発で、いわゆる共同ビルを建てるというまでには、その今の3,100平方メートルの底地の中に、共同化に参加しないという方もおみえになりますので、その方が、換地先に移転をしていただかないと、その土地が原地としてつかないということで、それまでに、私どもが、資産を先回お示しした整備計画の中でも、26、27年ぐらいまでの状況にありますよということで、それまでまだ時間があるんで、ある意味じっくり計画を見つめるという期間があるんですが、反面、権利者の方々については、かなり高齢化もしてみえますので、何とか早く事業を進めてほしいと、進められないかということが、現在の大きな課題というようなことで、現状としては、再開発事業で取り組むということで、前進しております。

以上です。

○高橋委員

まだ時間があるんで、大いに検討したらいいわけですが、私、前回、特別委員会で、奈良の駅でしたら、奈良駅前を視察をさせていただいて、率直に思ったんですが、駅前に再開発ビルができてまして、奈良の駅と言えども、なかなか再開発ビルのテナントがうまくいってない。テナントがうまくいってないもんだから、市がずってきて、その分借りてやってござるわけだ。子育て支援セ

ンターができておって、やっでござると。駅の一等地でもあいう状況で、私、関係者の皆さんにも、私的な意見としては言わせてもらっておるんだけど、2階部分の小売りはいかなもんでしようかと。本当のこの再開発ビルに入って、歯医者さんとか、安藤証券の2階会議室ぐらいいいかもしれんけど、小売りが2階に入るといことではかなり厳しいんじゃないのかなと、知立の駅前と言えどもね。そんな思いをずっと抱きながら、あっちこちの再開発を見させてもらっていますし、銀座地区は、リリオコンサートホールがぐつと中に入って、何とかホテルも逃げんようにキープしながらだけ経営者もかわってるといことを考えますと、マンション駐車場は今日的な意味ではそれなりの理由付けがあるかもしれませんが、1、2階、とりわけ2階の店舗等については、十分検証しないと、やがて公共的なものといわけにもなかないかんでしょうが、このあたり、その後、議論が深まっているのかどうか。大分皆さん、心配されているんですよ。2階いいかなと。心配されておるんで、そのあたり、ご意見があったり、内部で議論されておりましたら、ぜひ、紹介していただきたいし、市側の考え方も私は、もう少し指導的にご意見を述べられることも必要ではないかと思ひますけど、あわせてお答えください。

それから、それとの関係で、西新地がいろいろ出てます。基本計画、基本構想策定の時期かといような答弁、副市長ともやったんだけど、ここは、基本的には、今後の推移を見守るといことではしょうが、ない袖は振れんといだけでは済まされない環境に来ているんじゃないかといことで、方向性について、どういふうに議論されておるのか、これちょっと、西新地はあなたのところの所管外なもんですから、副市長か、開発部長かね。ご意見ご披瀝いただきたいと思ひますけど、いかがでしょうか。

○田中副市長

西新地地区につきましては、本会議でも答弁させていただきましたように、今までは、地元のもの

う少し基礎固めが必要だといことで、いつてきたわけですけど、すべての方といわけには、もちろんいきませんけれど、ある程度の方たちが、危機感を持って、今の現状に逆に言いますと、今、高橋委員ご心配のように、商売をやっ見える方も、現在、このままの現状の商売を続けていけるのかどうかといことを含めて、将来、自分ところの生活設計を含めて、今の現状の中からどうしていこうかといふうなところが、西新地地区の方々の思ひかなといふうに見ているわけですけど、といことで、財政的な面いろいろあるわけですけど、私自身、個人的の思ひでいきますと、駐車場といのは、何て言ひますか、市の貴重な財産であるわけですけど、あそこには、あいう財源もう一つ、一つとしてあるとい思ひも片隅には持っているわけですけど、そういう意味で、地元の方が、それだけこうやっみえる中で、私、前の議会で、本会議で答弁させていただきましたけれど、この連立化への構想づくりのときから、あそこを取り残していいのかとい見識ある方々のご意見もあつた中で、市として、ここまでどうしても手は伸びんといことで、今日まできているわけですね。その人たちが、もえてきているといことでいきますと、市も放っておくわけにはいかんであろうといことが、まず、当初からの考え方ですけど。

基本構想をとい考え方でいきますと、ちょうど今、区画整理内の今の議論のあつた地区について、これも民間開発でやるとい話を当初やってきておまして、私は、それは無理だとい話をして、順次こうきているわけですけど、ここも、まだ、再開発事業としての調査といのは、公共的な調査入っておりませんので、でき得れば、ちょっと担当と話しておりませんけれど、西新地やる場合は、今の区画整理の中の再開発エリアも含めた形で、全体的な市としての考え方といのを一つまとめる必要があるんじゃないかなとい思ひをしております。

それから、今、1、2階とい議論があつたわけですけど、確かに、例えば、中町の今、N棟

の1階店舗があるわけですが、都計決定時点は、地元の人は、どうしても2階の店舗がないと、あまりにも商業が小さくなっちゃうということで都市計画決定のときは、2階やったんですよ。私は、無理だと言ったんですけどね。しかし、最終決断で、1階にしたと。2階にやっていたら、なかなか大変だったやろうというふうに思っているわけですが、駅前といえども、一つとして同じ。しかし、その決断の時期ということを忘れずに、追求していく必要があるかなと。1階が例えば、店舗。2階が事務所。今の英会話教室だとか、いろいろな事務所系で、使える余力があれば、そういう道もあるかなというような見方をしております。

それから、もう一点としては、公共施設という話が、これをやると、膨大なお金が入ってきますので、ここは一つ、よほど慎重に考えざるを得ないかなというような思いをしております。

以上でございます。

○高橋委員

副市長の意見をいただいたのですが、例えば、西新地で言うと、西新地出てくると、駅の方へいけないんだよね。左折になるんだわ。中央通りが東へいけという一方通行でしょ。

新駅通り東から来ると、ずっと駅の方へいけないじゃないですか、現状で。全部左折を回すわけだ。中央通りを東へ行けど。大体これが気に入らんのだね。正直言うと。駅とつながってへんと。現状でもね。しかも、その一番一等地に駐車場があって、のど口駐車場と。現在計画されているのは、ご承知のとおりだけでも、鉄筋コンクリートの立派なビルディングを除いて、全部、再開発エリア内に入れようじゃないかと。そのときに、駅前の駐車場の南の方が邪魔になるんだと。それどうしてくれるんだと。こういうことも含みながらの今、議論をされているわけですし、当然これは、駅周辺の区画整理や駅前の交差点改良を含めて、十分な議論と整合性がないと、そりゃうまくいかないというふうに思うんですが、そこは、そういう方向で腹の中に入れていただくと、現時点では

ということではないかと思うんです。

もう一つは、私前から言って、今回も問題になったんだけど、きちっと話をされておるのかどうかということですよ。駅裏論は。これは、中央通り出てきて、スクランブル信号で、まっすぐ西、NTTの方へ行くんだけど、行けんくなる。行けんくなるけど行かせるという話をされておるけど、行かせるというのはロータリーへ入れるということなんですよ。だから、今も駅のロータリーへ入って、駅前は7,200平方メートルになるんだけど、ロータリー入って、ぐりっと回って、そのロータリーの設計が、いろいろあるでしょうけども、回って、わざわざ、でんでん虫の殻の中に一遍入って、出て、西へ行くという作戦でしょ。私は、前から、それは指摘してしておるけども、一度関係者とよく話しあいたい、話しあいたいということを書いてみえるけども、全うに話しあっているのかどうか。これは、どんどん進んでいきますよ。これ。先ほどの議論ではないけども。

それで、でんでん虫の中に入るという話は、どこまで通じておる知りませんが、それは、図面見たって、でんでん虫の中に入らざるを得ないわけで、そんな道路でいいのかということになるわけですよ。だから、今の西新地の開発も含めて、じゃ、スクランブル信号のこの形態や機能をどうするのかといったときに、現在の駅周辺区画整備事業のあの西に面した、西に向きをおいた駅前広場のあり方でいいのかということは当然ね、検証されなきゃいかんと思いますね。そういうふうに思います、私も。そういう意味で、今回も同じ答弁繰り返されましたが、じゃ、現地の人たちと、ひざを交えて、話しあいをされてきたのかどうか、今日までね。このあたりはどうなんですか。

将来の課題ということで、1日送りにされているんじゃないのかというのが私の率直な実感なんですけども。これ、何遍私、この周辺の絵を見てもやりようがないんだから。でんでん虫の中に入らなきゃ、向こうでれんてしょ。どうでしょうかね。

○都市開発課長

駅前広場の整備計画につきましては、一般質問の中でも、出ておりました。その中で、部長も答弁をさせていただきましたが、私どもとしましては、平成10年の都市計画決定の折に、駅前広場の整備計画参考図という形で、将来の駅前広場の一つの構想案ということで、お示しをした中で、確かに、周辺の皆様、特に、中央通り発展会の皆様と中には、東西方向の交通の流れが止まってしまうと。駅へタッチできないというご意見があったことは、十分承知しております。決して、プランニングを都市計画に定めた参考図をもとに、これからどんどん進めていくということではございません。私ども、駅前広場を含めて、南北線、それから、駅前公園を含めて、知立市のある意味、シンボルゾーンでございますので、何とか、周辺の方、発展会の方含めて、広く市民の皆様からも意見をいただいた中で、整備計画をつくっていききたいと。これまでどうだったんだということなんです、確かにご指摘のとおり、発展会の皆様と、定期的な意見交換とかされてなかったというのが、確かにご指摘のとおりで、深く反省はしておるわけですが、どちらかというと、事業中心に少し仕事の配分がシフトしておまして、その点、事業の方が、ここで大体軌道に乗ってくるだろうということで、私どもも駅前広場の整備計画を本腰を入れて着くっていかなきゃいけないと。今の計画では、25、26年には、駅前広場の整備をしなきゃいけないということで、来年から一部、ちょっと予算にも上げさせていただいておりますが、まず、今の現在の状況を把握したいということで、駅前広場への交通の流れとか、商店街の車、人の流れといったものをちょっと把握をしたいということで、そういったデータを集めて、商店街、いわゆる今五つの商店街ございますが、そういった方とまずは意見交換をしていききたいということで、来年1年では終わらないと当然思っております。少し時間をいただいた中で、今後、そういった部分も本腰を入れてやっていききたいというふうに思っておりますので、今後については、そういった発展会の皆様ともお話のできる機会を設けていき

たいと思っております。

○高橋委員

今まで、ハード面の仕事が忙しかったと。それは偽らざるところだと思いますよ。だから、いろいろ指摘があったけども、そうそう耳も傾けておれんがやと、気にはしておりますがねと言うことなんです、これは、あれですか。でんでん虫入らずに、すつといくような妙案があるんですか。この図面から見てね。

大体、この言い始めると南北線のイロハからまたやらないかん。長いこと苦勞掛けた中央通り線と何であそこでラップして、中央通り線を廃止にしちゃうんだというこのまた議論やらないかんけど、そこはきょうはやりませんが、これは、何遍見たって、妙案はないわね、これ。あるのこれ。でんでん虫に入らずに、向う側へずつと直進で抜かれるような妙案あるんですか。全部でんでん虫に入らないといかんなんて言ったら、中央通り人が寄りつかんようになるわね、車で。全部でんでん虫に入らないといかんと。こんなやらしいところへ行けるかということころだわね、これ。しかし、南北線に回ろうと思ったって、環状線はすぐつながらない。駅南の区画整理はちょっとご無礼しますってなっている。環状線は、駅南の商店街のあの駅南のところまでつながりますね。あれから、とりい歯医者の方に向けて南北線につながる道があらへん。既存の道路をこうやってLの字で入らないといかんでしょ。でき上がった段階もそうなんです。駅前は、今言ったような形と。だから、もうそろそろ目鼻立ちをつくって、駅前広場のあり方を考えたらどうかという提言もありますよ、それはそれでいいけども、最も根本的な中央通り駅裏路について、もう少し、私は、突っ込んだ検討と答弁が欲しいと思いますよ。

いや、高橋さん、危惧するなど、やれるんだとこれは。こういう方法があるじゃないかと示してもらいたい。そうじゃなかったら、何遍見たって、朝昼晩見たって、これ何ともならんがね。このままずつといくの、本当に。ずつともはいつくぼつたて、かわらないじゃないですか。ちょっとお答

えください。

どうしたらええの。

○都市開発課長

駅前広場へ西方向からタッチするという案でございますが、今、一つの案として、当時、中央通りの発展会の皆様集まっていたいて、説明会をやった折に、複数のいろいろな考え方があるということを示した中の一つの案で言われる今、でんでん虫と言われたその入り方をお示したわけですけど、確かに、駅前広場というのは、どこからでも入れるというのが、一番利便性が高くていいわけですけど、ただ、交通処理をしようと思うと、その中で、円滑に車を安全に、交通処理をしようと思うと、一般的には、出入位置は1カ所から入って出るのが交通安全、いわゆる交通を処理するための基本原則です。それを曲げて、複数のところから入れるようにするということになりまして、公安委員会の意見とか、そういった部分の意見聴取をした中で、整備計画を最終的には進めていかないという部分の条件がございますので、現状のまま、東西交通を完全に2方向流して、なおかつ駅前広場へ円滑に安全に入れる方法というのは、今のところ私のところもこれといった考え方はございません。案はございません。

そうは言っても、やっぱり皆さんといろいろお話をした中で、どういうやり方がいいのかということも議論をしていかなきゃいけないと思っておりますので、まずは、どこからどういうふうに車が流れて、どういうふうに駅前広場に入っているのが交通量配分がどうなっているのかとかです、実際の駅前広場に本当にどれぐらいタッチして、駅の周辺で車降ろして、駅に寄らずに帰ってしまうとか、そういう実態も含めて、ある程度交通量の実態を調べたい。商店街に訪れる方のそういった交通手段も含めて、調べたいということで、その辺の調査をさせていただいたものを含めて、皆さんといろいろな議論をしたい。その中で、安全かつ円滑な交通処理ができる案ができれば一番いいわけですが、ちょっと今のところ打つ手が、今のところないというような状況でございます。

○高橋委員

ねんごろと協議すればいいけど、案がなかったら、ねんごろに協議したって、大体出てくる方向はどうなっておるだという話だからね。だから、高橋憲二と一緒に妙案がないというなら、袋小路で、袋小路で、これ困っちゃうよ、本当の話。

それで、南北線は、すぐできないですよ。南の方なんか全然できやへんがなこれ。だけど、駅は西に開いていると。中央通り線の方は、ふたが閉まると。これは、当時こういう案をつくられた元年構想とかいろいろ言われているけども、どうなんでしょうね。これをがっとしがみついて、今日まで来たんだけど、大変、今、重大なまちづくりの根本問題だと思いますね、私は。課題が抜け落ちたままハード事業が前進しているなどというようにことを申し上げておかなきゃならん。私は、妙案はありません、これ本当の話がということでもあります。

大変残念ですが、この課題なしには、抜きには、再開発も区画整理もなかなか納得できないんじゃないかというふうに考えます。

それで、そういうことで、ハード事業が進んでいるわけなんです、ちょっと駅前駐車場の件で話を移したいんですが、これは、建設委員会でいいかな、駅前駐車場。

駅前駐車場、さっき出たように、駅前のあり方との関係で議論しなきゃいけない時期がこれくるでしょう。駅前駐車場は、指定管理者にされて、5,300万円でしたか。

予算書の63ページに5,350万円指定管理者の納入金、これは、貴重な財源だと副市長言われた中身ですね。これで、20年度予算で3年目になりますか。この駅前駐車場の指定管理者はね、5,350万円指定管理料納入金ということですが、あと、利用料が利用がどうなっているのか最近ではさっぱりわかりません。指定管理者になってからね。かつて契約は、5,350万円は定額で入れてくださいと。もうかつてもうからんでも。それを越えれば、もうかつてうちの半分は市の方へ入れてくださいと、こういう契約になっております。一時は、

もうかつちゃって入れるようなことを言ってみえたじきがあるんだけど、これは、18年決算既に済みしました。5,350万円。19年度は、まもなく決算見込、そして、20年度予算とこういうことですが、この指定管理者にしてからの駅前駐車場の営業実態というのは、どんなふうになっているのでしょうか。

○土木課長

駅前駐車場につきまして、売上げ制になってますので、売上げから申し上げますと、平成18年が5,350万円の納入額をもって協定を結んでおるわけですけど、その年間利用見込を上回った分です。指定管理料を上回った分、これが1,247万1,100円が決算額でございまして、その2分の1を納入するというようになっております。

623万5,550円納めていただいております。

19年度につきまして、現在までの売上げの状況ということですけど、まだ3月期がまだ確定しておりませんので、2月期までの状況で申しますと、前年度の2月期に比べて、300万円ぐらい上向いているという現状でございます。

20年度の予算につきましては、当初の協定の中から同額で5,350万円を納入金の額として予算化させていただいております。

以上です。

○高橋委員

そうすると、平成19年度、まだ決算やってないんですが、指定管理者の納入金、契約額5,350万円を上回ると、今の答弁は、ということですね。1,200万円上回ったのが、18年度と。19年度はさらに300万円ほどそれにプラスになっているんだと。1,500万円の上乗せと。利益が。その半分は、協定によって、知立市に納めていただくということになるということですよ。これは、19年度の話なんですけど、これ、予算措置はしてあるわけですか。そういう金が入るとのこと。20年度で入るとのことですか。どういうふうになっているんですか。

○土木課長

予定しておるのは、5,350万円でありまして、

まだ決算等が出ておりませんので、今、上乗せでその2分の1につきましては、恐らく、ほぼ確実だと思いますけど、18年度以上の収入増になると思うんですけど、それにつきましては、18年度の歳入ということで、収入超過という形で決算がなされるという形になります。

○高橋委員

それは、そういう形で決算するけど、その半分を市にもらわないかんでしょう。駐車場会社、株式会社大成の決算は決算でやってもらえるわけですよ。その決算については、指定管理者で出している市の方へ報告してもらわないといかんわね。それで、今おっしゃるように利益が上がっておれば、その半分については、5,350万円の超える分については、もらわないといかんでしょう、市が。どこで予算措置して、どういうふうになるのかということをお願いしておるわけです。

○土木課長

この予算につきましては、諸収入の方で収入を得るとい形になります。19年度の諸収入の中で。

○高橋委員

ちょっと待って、私、ちょっと土木課長の話聞いていると頭こんなになっちゃった。18年度が最初の年度だよ。指定管理者のスタートの年度。18年度で、5,350万円の納入金。これは、指定管理者納入金だから、これは計上されてますよ。これは、もちろん担保されているんだけど、1,200万円、このほかに利益があったということなもので、このうち2分の1が市の方へもらわないといかんよ。ということは、600万円もらわないといかんよ。これは、まだもらってないんですか。18年度分は。

19年度も18年度を越える利益を上げておるといふことであれば、その分も当然、歳入にしてもらわないといかんわね。それは、どこの時点で、歳入するのか。予算は、どこで計上されているのかということをお願いしているわけですよ。

18年度もまだもらってないの。

○土木課長

18年度につきましては、623万5,550円が上乗せ

の納入額になりまして、18年度の決算の中に入れてございます。19年度につきましても、19年度内の売上げの超過分の2分の1につきましても、19年度の歳入の中に入ることになります。

○高橋委員

だから、補正予算なり、どっかにのっておるわけですか。

ちょっと、それどこに書いてあるの。幾らののっておるわけ。今は、20年度の予算審議やっておるんだけどね、紹介してくださいよ。

18年度はいいと。19年度は補正が組んであるわけ。当初でもいいよ。それは、この12節、雑入の12節ではなくて、ほかのところで歳入しているというわけですか。

○土木課長

この12節の有料駐車場指定管理者納入金ということで、ここに入ること、歳入されることとなります。当初5,350万円ということで予算はさせていただいたんですけど、その後の動向が順調にいけばいいんですけど、その見込みがまだ若干わからない状況がありましたので、その分、補正対応とはせずに、その動向を見た中で、今現時点で申し上げれば、去年と同等の数字以上が納入されるというのが、現時点では、わかってきておったわけですけど、この3月補正の予算を作成する時点では、その辺がまだわからない状況でありましたので、決められた5,350万円は確実に納入されますけど、それ以外のものについては、まだ動いておりますので、実質的には、これよりふえるんで、歳入超過という形で、歳入の19年度のこの科目の中に決算されます。

以上です。

○高橋委員

駐車場の会計年度も年度でやっておるわけですよ。だから、駐車場は、1年間終わらんと、プラスになったか、マイナスになったかわからんじゃないですか。だから、まだ今19年度中ですから、きょうは、19年度のこの締めが終わって、やってみたら、700万円市の方へ納められるんだということがその後わかりますよね。したがって、19年

度の株式大成の駐車場管理の結果、市の方へさらに追加歳入してもらわないといかんことについては、そのお金は、20年度の当初予算で計上されるということになるのかということをお願いしておるわけ。どこで計上するわけですか。それは。

○土木課長

3月31日をもって決算されるわけですけど、私の方から納入通知を出しまして、その納入していただくのは、19年度分の売上げに関しては、19年度の予算の中で歳入されるということにしております。

去年で申し上げますと、19年の4月27日を納付期限をもちまして、18年度予算に決算しております。

○高橋委員

そうすると、もう既に議題は済んでしまったんですが、18年度の科目の中に、来年度、つまり19年度の駐車場の売上げで5,350万円を超える分が計上されておるということですか。19年度の予算書に。幾ら計上してあるの。今は、そういうことを言ってみるわけですよ。担当課長は、19年度の利益は、利益で、5,300万円を超える分は、19年度の一般会計でもらっているんだと。歳入しているんだということだもんだ。19年度の予算書に載っておるわけですか。幾ら載っておるわけ。

○土木課長

18年度も19年の3月31日にならないと確定しないもんですから、幾らふえるとか幾ら減るとか言うことがわからないもんですから、5,350万円は、それは、売上げが下回っても5,350万円は予算上、しっかりやれるんですけど、それ以上の話は、ちょっとわからないもんですから、補正予算も対応できない状況になっておりますので、歳入の予算、補正予算としては、18年度はやっていないんですけど、その分、超過で収入を受けておりますので、決算としては、上乘せ分が18年度決算として上がってくるということになります。

19年度も同じ形でございます。19年度もその相当額、18年度と相当額が20年の3月31日までの決算分について、19年度決算に計上されてくると

いう形になります。

○高橋委員

そりゃ、さっきの都市整備基金の売り買いと一緒だね。だけど、それは、5月31日までに採納されれば、決算に生かされるということかな。今一生懸命言ってみるのは、

だけど、予算は組まないよと。組まないかんじやないの、しかし。予算は組まんけども、やってみたら、600万ぐらい出てきたと。あとは、決算でという話でしょ。

例えば、予算を組んであるけども、最後の1円までは合いませんよ、それはね。だから、出納閉鎖までの間の動きは、そりゃ決算を見ればわかるけども、入ってくるか、入ってこんかもわからんようなやつのまま、決算見てくれよと、決算に書いてあるでと。ふえるので、そんなことわからんで、予算なんか組んだらへんがやと。これは、いかなもんかなと思うんですよね。

19年度もまもなく年度が終わるけども、そんなものは補正に組めんと。やって見なきゃわからへんからね。だから、高橋さん、9月の決算見てもらわないと、何とも言えません。こういう話だね、今の話は。だから、予算には、一切反映させんと、やってみないとわからんから。ということでしたら、予算は組めないですよ。予算は予測と政策を数字化したものだからね。だけど。500万円入りそうだというなら、500万円を計上しておいて、どうも年度途中で500万円は入れないというのなら、途中で補正して減らして、最後の最終補正は、3月のこの議会です。これから最終的に決算が調停される。出納閉鎖期間は、5月31日だから、その間に動いた金までは補正できませんよ。それは、決算を見ないとわからんけども、今の答弁だと、もうかっておるけども、幾らになるわからんで、補正は組んでありませんと。決算見とくよというのは、これは、ちょっとだけない議論ではないですか。

だから、去年ほどうかるのか、去年ほどうからんか知らんけども、推移を見ながら、ああ、これちょっともうかりそうだというなら、補正で

入る額を増額せないかんし、いや、いかんというのなら、減らさないかん。

近似値を補正で組んで、あとは出納閉鎖を待つということじゃないですか。組み方としては、

いい。ちょっとお答えください。

○土木課長

去年の12月の段階では、70万円から100万円ぐらいだと思んですけど、そのぐらい前年比があったわけなんですけど、現在の情勢を見ますと、あと3カ月が下がるのか、上がるのかというのが、非常に不透明なところがありましたので、私の方としては、5,350万円納入していただけるという腹づもりで規定予算のまま補正を組まなかったということでございます。

以上です。

○高橋委員

だから、それは間違いではないかということも言っているんです。国民健康保険は、そんなこと言ったら、会計組めないですよ、予算。風が大はやりだと、2月の末に。わつと医療報酬請求された。実際請求されて払う分は2カ月後ですよ。じゃ、国民健康保険というのは、予算組めないかと言えば、それでも組むんですよ。見通しと展望を持って。それで、組むんだけども、風邪が大はやりと。どえらい出費しちゃったと言ったら、決算で予算を超える出費があったということを決算で示すと。そこに狂いがあった理由を当局は、それなりにきちっと報告すると言って、初めて成り立つんですよ。

土木課長、その議論で言えば、1行です予算書何でいうのは。やって見なきゃわからへんと。わからずかそんなことはという話になってしまって、予算から政策は見えてこない。指定管理者にして、駐車場は5,350万円に加えて、順調な実績を上げておられるので、20年度についてもとりあえずプラス500万円計上しましたと。5,350万円にプラス500万円計上しましたと。それは、19年度、18年度の動向を見ながら、これぐらいはいただけるんじゃないかと思えますと。途中で、いやいや、思ったよりあがらんかったら、そりゃ、300万円に

減らしたり、もっといけそうなら、600万円にふやすなりして、現状を反映した予算にして、実際には、幾らなのか。そりゃ、最後は、10円の単位までなりますよね。10円の単位にもなりますがね、これ。だけど、予算書は10円の単位まで要求してないでしょ。だから、決算書で丸い数字じゃないけども、出すわけ。

だって、あなたの答弁は、わからんものは予算が組めるかという話だわ。わかっているやつは5,350万円。わからんやつは組めんじゃないかと、これはちょっといただけないですね。会計の原則に沿って、なるべく近い数字を補正を組んでいただくというのが、原則じゃないでしょうか。

おわかりいただけたかしら。

ちょっとお答えください。

○土木課長

ご指摘の内容は、よくわかりました。

今3月31日で2年が過ぎますので、その2年間の動向と、それから20年度の動向を見ながら、あまり煩雑な補正はない形にしたいと思いますけど、若干の見込という形で補正を今後はしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○高橋委員

18年は623万円決算で歳入されたと、プラスね。19年度は、これは、予算全然組んでない、決算を見よということだけど、19年度まだちょっと年度が残っておるけど、630万円をさらに超える歳入が予定されるという理解でいいですね。21年度、20年度は補正でまた、そこら辺の見通しをやってもらえばいいけど、21年度は当初予算でどれぐらいの見込かと、プラスの売上げはというようなことは、示してもらいたいというふうに思うんですが、19年度の大まかな見通しについては、18年度が623万円だけど、大体どんなふうに見込んでみえますか。

○土木課長

19年度3月末の時点では、現在の見込では、今、委員のおっしゃられたとおり、700万円程度が見込まれるのかなというふうに推測しております。ただ、これは、推測。

○高橋委員

19年度は700万円ぐらいの、つまり1,400万円の契約金以上の売上げがあったと、こういう意味あいだということでもあります。

ぜひ、そういう点では、会計処理も含めて、対応していただくことを改めてお願いしておきたいと思えます。

恩田地区の区画整理を一つだけ聞かせていただきたいのですが、今回、こういう形で、2,000万円の調査委託料が出まして、ほかのところでは予算化されている市街化区域線引きの見直し図書というこの予算も出ていますが、それとの関係でここで予算化されております。

都市計画課長に伺いたいのは、一つは、市街化区域線引きの見直し図書作成とありますが、今回の線引き見直しでどの程度のエリアを予定されておるのか。前から言われているのは、恩田地区は、今回の見直しで、今、農振農用地区だけでも、これを工場系の市街化区域に編入したいと。これは、言われているのでわかるんですが、あとのところで、見直し図書作成費の中で、計上されているようなものについては、あるのかないのか、ちょっと明らかにご説明ください。

それから、恩田地区ですが、漫画が入っております。このエリアですと。恩田の区画整理の予定地。ここで、昨今開業医さんが、土地を求めたいということで、このエリア内ですよ、動きがあるんですけども、これは、地主の意向によって、まだ今、山町と一緒に、線引きが引かれておるわけじゃないけども、開業医さんの話があって、ほぼ本決まりじゃないでしょうかね。この辺はどんなふうに見通しをもってみえますか。

○区画整理課長

多分お話の開業医のお話につきましても、地主の方から開発の書類等も出てきておりまして、本決まりで建てられるというふうに認識しておる次第でございます。

○都市計画課長

これは、22年の総見直しに向けて、各市町村がそれぞれ県の方の指導のもとに調査を行います。

そのために、まだ内容的にはしっかりしたものは、ございません。しかし、調査をしていくということはありますので、この金額を今回入れて、それに備えているというものでございます。

○高橋委員

いやいや、備えはいいんだ。構えはわかる。一応、備えていきますよという、構えで予算計上されて、293万9,000円かね。この中には、恩田川は前から入っていると。これもよくわかるんですよ。今度は、別なところで、農振地区の整備計画の見直し、策定の見直しもありますよね。これは、20年度で策定見直しをすると。20年度で図書もつくっていくと。この線引き見直しもね。そうすると、二つの行動と計画が平行線で走っているうちは、どちらか結論が出ていかないと、順番に前へ進んでいけませんよね。これは、どうやって調整するかということですよ。

22年だと、線引きはね。それまでに図書をつくらないかん。だから、20年度予算されておるけど、まだ一方では、農振地区の見直し議論はまだ審議半ばと、これからやるわけですから。そこを、どう調整するかと。この図書作成はね、ということが疑問になるんじゃないですか、私たちから言うと。

言っていることわかるかしら。そこら辺の話を聞いているわけですよ。

○都市計画課長

今の委員のご質問ですけど、ここの金額をあげさせてもらったのは、先ほど言いましたように、22年の方の総見直しの方の関係の予算でございませう。

それから、線引き、市街化区域の中に入れていくという区域の話ですけど、これは、今、区画整理課長がお話しましたように、見直し後に26ヘクタールですね。上重原北部、この部分が線引きの中に入れていくと。市街化区域に編入していくと。その後、区画整理ということですよ。もう1カ所については、今言っておるのは、市街化区域の編入の箇所を言っているわけですし、もう1カ所の箇所が、となりに隣接しています現在の車庫ですか

ね。この図面の右手にある三角の部分、この分も、市街化の予定は今考えております。

この現在今、車庫になっている部分ですね。これも将来、22年の線引きのときに、これも一緒に市街化に入れていこうという考えは持っております。

○高橋委員

この予算の概要の84ページにありますね。例の恩田地区というのは。この市街化区域、上重原北部地区っていうんですか、この区画整理の名前は。ねえ、びっくらこいちゃって、どこかなと、北部、恩田の箇所づけがある。これは、前から議論になってますがな、26ヘクタールとか。これは、これでいいんだけど、もう一つは、バイパス23号に結びつけられてる三角も入るよと言うことを今、一緒におっしゃったわけね。

これが、予算書191ページの市街化区域線引き見直し図書の中にこういうものを入れていくということなわけですよ。だけど、もう一方では、農振地区の整備計画の見直しもあるわけだからね。今年度。向こうも議論するというわけですよ。そういうことだがね。本会議で答弁されましたがね、議論してきますと。議論をする、こちらはこちらで線引きをやっていく、ところが、現在は、まだ農振地区だと、こういうことですよ。22年だから、別に20年、21年とまだ若干時間はあっても、図書の作成と停止との関係で、どうなんだろうかというのが、疑問を持ちますよね、私たちは。都市計画当局はそういってみえるけども、ここは農振地区だから、現在。農振の整備計画を審議される流れてとの関係を見ることができないわけですよ。ということをお聞きしておるわけ。

今考えてみえるのは、恩田地区、三角を含めた恩田地区のほかはないのかということをお聞きしておるわけですね。ええですか。

それから、もう一つ区画整理。先生が出てくると。開業医がここで医者さんやると、ほぼ決定だね。もう看板が立っておるんじゃないですか。多分。これは、医療機関なもんだから、農振の地区でもオッケーということで、だからといってバ

タバタゴールドラッシュのように、あそこが宅地化されるとは思いません。が、しかし、そういう流れがあるということは、きちっと踏まえておかれる必要があるということでちょっと感想を求めたい。どういう感想をお持ちになったんですか。

開業医が出てくるということは承知しています。だから、出てくることに対して、地主はほかにもまだ区域内で土地を持ってみえるわけでしょ。違うんですか。売られた地主は。その人の動向を含めて、こういう形で囲みが出てくるわ。さっきの山町とはいいいませんが、その辺の考え方についてお示しをいただきたいというふうに申し上げているわけです。

#### ○区画整理課長

今、お医者さまの話につきましては、開業される親御さんの土地をつかったというふうに理解をしているわけですが、ですから、地主と開業される方は、一体というパターンであります。

このエリアも、今農振農用地ということで、都市計画的な縛りはありません。開発でできるものについては、どんどん進められていくということです。ご指摘の山と同じように、計画を進めながら、どんどんそういったものが出てくるということになると、計画の途中での見直し等も余儀なくされてしまうこととなりますので、できるだけ、こういった形で進もうとするならば、そういったものがない方がよろしいわけですが、さりとて、それをとめる話はありませんので、そういった中で、整合性を持ちながら、進みたいということで、今回、区画整理は区画整理なりに、どんな構想ができるんだろうか。どんな計画ができるんだろうということで進めさせていただく中ではありますが、農振農用地の整備計画もできれば、タイミングとして、できるだけ早いうちに、もし、報告がでるなら、それとあわせて、構想とあわせて、農振農用地の関係での農政サイドへの協議、お願いを一緒に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○都市計画課長

農振地域の方の、農政サイドの方の農業整備の関係ですけど、それにつきましては、総合公園との絡みもありまして、それと今の恩田の話ですね。これの関係がありまして、全体的に見直していく必要があるということです。

それと、恩田地区につきましては、22年に都市計画の見直しをやるんですけど、それにつきましては、農振除外の話は、県サイドの中で総見直しの中で、農地サイドと話が、県サイドの方で、話が進んでいくということでございます。

総合公園の方は、これは、22年の総見直しとは関係なくて、そのまま調整区域のままで、都市計画決定をしていきたいと。総見直しを関係なくやれるということで、そのかわり、農地サイドと農用地の計画書を変更する件と、それから、私の方から農振農用地の除外をあわせてもって、これは、農地サイドと協議して進めていくというちょっと別の扱いになっております。

以上でございます。

#### ○久田委員長

ここで10分間休憩します。

午後5時19分休憩

---

午後5時29分再開

#### ○久田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○高橋委員

るるお尋ねしてきたんですが、最後になりますけども、具体的な書というのを若干指摘して、見解を求めたいと思います。

一つは、地震対策もずっと触れてきたんですが、水干川西町。水干川は、県管理河川で、旧国道1号を挟んで、下流部は、落合ポンプ場のセッティングされている水路ですし、上流部は旧1号線、そして、知立保育園横っちょの水路なんですよ。これが、私が物心ついたわけじゃないけども、ころから、つかえ棒があるんだわね。この縁と縁の間をつかえ棒。これね、このままほかっておいて、もし地震でも起きたらどうなるかしらと思いつつながら、私、いいのかなど。しかし、県管理河

川なもんですから、だけど、あそこは、何とかしないと、あのままほかっていいのかなというふうにはずっと思っているわけです。

あまり、具体的なことは大きな声で言うわんというものもあるんだけど、ぜひ、この水干川については、河川ののりを含めた河川の強度があるのかどうか。あつこでつかえ棒やっであるということは、あのつかえ棒とれたら、たわんで、中側へ落とし込んで来るんじゃないかと。だから、やっであるような気がするんですよ。あんなものは、きょうび、公共施設を20年度で全部耐震化やろうというときに、橋もやっであるわけでしょ。1級、2級市道の橋。そのほかの橋もやりますよって、市長言ってみえたときに、あの水干川のあれは何ですか。あの柵というのは。県だから、市だからといって、放置できない問題じゃないですか。

これ、どちらさまが答弁してくださるのか知らんけども。ちょっと水干川の認識、土木課長か、答弁してください。

○土木課長

これにつきましては、準用河川時代に暫定整備させていただいて、下の地盤があまりよくないということで、そういったつかえ棒の状態になっていると思いますけど、その後、2級河川に昇格をされて、整備の方につきましては、逢妻川同様、県の方に要望している状況でございます。

具体的にどのような地盤になっているのか、強いのか、そのままいけるのかどうかというのは、調査しておりませんし、ちょっと現状ではわかりかねます。

○高橋委員

そりゃ、知立の所管河川ではないということは、ようわかっておるんだけど、ああいうものが、長年、あの形態で、あそこを流れている。しかも、東側をずっと住宅がひっついてるわけでしょ。あの知立保育園のところのね。市道があつて、市道の北側も南側も、マンションも近くになるしね。ずっとひっついてる。旧国道1号線をまたぐと、いわゆる落合の方に向けて、これもひっついてい

る。あのような状況で、片方では、何とか耐震をせないかんといつて頑張っている、あのまま放置しておいていいのかということについて、ちょっと聞いてみたかった。

どうです、ちょっと強ちに県当局にあのままで写真も持って、いいんですかと、これで。私は、知立の行政当局として、何とかしてもらわないといかんということ具体的な行動で起こすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○土木課長

逢妻川の改修とあわせて、ずっと上がってくると、水干川もその次に改修の整備をお願いせないかん話なんですけど、常々、会議の中でも、要望は水干川の河川改修を含めて、要望はさせていただいております。

今回の現状の地震対策に対しての要望についてですけど、そういうことではまだ要望しておりませんので、一度県の方にも写真付の形で、一度要望したいと思います。

○高橋委員

本多市長。よう承知だと思いますよ。ずっと流末へ行けば、もっと広い市内来るんだけど、いかがですか、ちょっと市長もきちつと、県当局に鳴り物入りであかんよと、こんなことやつとちやということで、きちつと予算化を要求していただきたいと思いますが、市長の見解もはっきりさせてください。

○本多市長

地震災害を含めて、対策上、問題ありというふうに思っておりますので、強く要請をしていきたいと思っております。

○高橋委員

ぜひ、よろしく願います。

もう一点は、牛田駅前駐輪場の増設です。

これは、南側も北側も増設をしていただいておりますが、特に、利用者が多くて、南陽通り側、ここについては、とりわけ東の方ですね、いっぱい自転車が並ばないと。だから、南陽通り側自身の駐輪場の増設ということは、焦眉の課題ではないかと思いますが、現状、どのような認識

をされているのか、現状について、少し明らかにしてください。

○土木課長

牛田駅自転車駐車場につきましては、19年3月に北側を60台分増設させていただきまして、南側とあわせて460台の駐輪場となっております。

今現在、かなりの利用客がいるということで、下の駅の駐輪場に関しては、ほかの駐輪場の場合の手を掛けて整理整頓という形で、手を入れて利用をさせていただいているという現状でございます。

○高橋委員

ずっと最後の語尾が小さくなっちゃって、460台まではわかったんだけど。増設については、どんな認識ですか。いや、足りておるんだということですか。北側はやってもらったことは、承知してますよ、60台ね。だから、ふえたということ。地下道もありますし、それはいいんですけど、絶対量が足らんのではないのかという指摘については、いかがですか。

○土木課長

名鉄の駐輪場とあわせて、現在は、何とか、飽和状態かもしれませんが、何とか足りているのかなというふうに思っております。

○高橋委員

ちょっと現場見てきてくださいよ。利用者の声もよく聞いてもらって、そりゃ、現場の声というか、毎日使っておる人が一番わかってますから、どれぐらい駐輪しているのか。足りているのかどうか、スペース的に。また、その気になれば、まだ少しは増設できるスペースあると思いますよ。あの形態からね。だから、ぜひ、現場をよく見ていただいて、増設の方向で具体的に対応していただきたいと思います。

もう一遍お答えください。

○土木課長

その駐車場につきまして、確か、東の方には、水路敷という形で用地的には若干あると思いますので、一度現場の状況を把握した中で、検討させていただきたいと思います。

○高橋委員

ぜひ、よろしくお願いします。

公園の問題、最後触れたいと思いますが、公園遊具の問題が学校の校庭や園庭ですね、あるいは公園の問題が出て、いろいろと議論されております。

私は次のように提案したいと思います。

それは、遊具は耐用年数があります。これね。当然のことながら。だから、遊具ごとに、その耐用年数、賞味期限を明示すると。この餃子は3月30日まで賞味期限と書いてあるでしょ。このブランコは、耐用年数何月何日までというのを、ブランコに表示すると。そのときに、まだ使えるかどうか、これは、そのとき考えればいいわけですが、そういうことが今、必要な時期にきておるのではないか。行政も、そのことを表示することによって、やっぱりいかんぞと。順番にきちっとやらないかんとぞという問題意識は生まれますし、遊具、いつまでも安全とは限らないという古今東西の経験則からいえば、実態をきちっと調査して掌握するということは、大前提ですが、そういう遊具の管理、そして、遊具を使う人に賞味期限を表示するということが、今、求められている内容になっているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長

遊具の問題につきましては、一般質問の方にも出てましたけど、公園の方の関係で、4月ぐらいですかね、発表されるということですので、それを見て、どういうふうな内容なのかということちょっと注目しているわけなんですけど、確かに、公園の遊具というと、15年とか20年とかそういう耐用年数です。ブランコみたいな可動域のあるもの、そういうものについては、やっぱり摩耗しやすい。私のところの中でもブランコや何か、可動のもので、ちょっと悪いところがあると、全部取りかえと。部分的に取りかえるんじゃなくて、全部一式取りかえちゃうぞという方針でやっております。

これから、全部が全部その耐用年数がきたら、かえていくのかということまでは、ちょっと好

ましいとは思いますが、今まで、相当古いものもあります。40年代、50年代、60年代と昭和のものたくさんあります。そういうものを見ながら、4月以降出てくるものも検討しながら、どうした安全も確保せないかんとということもありますので、今後ちょっと研究したいなと思っております。

#### ○高橋委員

まず、現状をきちっと調査分析するということね、現状を。現状のとりあえずきょうでいうと、公園ですね。公園管理者ですから、公園をきちっとつかんで、掌握する。4月に新しい基準が出るんですか。それを抑えて、この遊具はいつまで安全なのか。安全が担保できておるのかと。もちろんそれを超えたって、すぐ壊れてしまうというものじゃないけども、安全の期間はここまでだと。餃子だって、1日おくれたって、2日おくれたって、別にすぐ腹が痛いわけじゃない。毒が入っておれば別ですよ。私たち何か、50円安くなると、買ってきますがね、それ。そのときの日程によって。だから、そういうものではないけども、基本的な安全基準というのは、こういう年月だということぐらいは、示すべきだと。そういう時期にきているというふうに思うんですね。

そういう方向の内容も含めて検討していただけたらどうか、一つ明らかにしていただきたい。

それから、尼子田児童遊園というのがあります。

これは、尼子田地区ですから、給食センターのもう少し東になりますね。尼子田児童遊園。366平方メートルという小さな公園ですが、この遊具がさびだらけと。どうなっているのということなんです。さびだらけと。さびだらけということと、もう危ないということとはこれは違うと思います。しかし、公園遊具がこういう御時世とこういう状況の中でさびだらけというのは、いかななものかというふうに思いますよね。だから、その点についてはかえる必要はあるのか。あるいは、塗装のし直しで済むのか。それは、具体的に検討してもらわないといかんと思うのですが、いかがでしょうか。ご承知でしょうか。

#### ○都市計画課長

まず、公園遊具の方の関係につきまして、これ、私の方では、全部で319基ということで、各公園ごとに、遊具をある程度把握しているつもりでございます。その中で、毎年非破壊試験だとか、管理委託業者によりましてその辺のチェックをしていただいていると。それを見ながら、評価の悪いものですね、Dランクぐらいになってくると、即、使用中止ということで、実際にも昨年、立野公園でグローブジャングルとくるくる回るものなので、それを使用禁止ということで、固定式にかえています。

そういうことで、なるべく、けがのないようにということで、安全対策を図ってますけど、やっぱり、どうしてもそのねじが外れたとか、そういうものに関して、毎日毎日、見ているわけじゃないものですから、その辺のことは、遊具が新しくなっていけばそれに越したことはないんですけど、そういうものも見ながら、何とか、今後も進めていきたいなと思っております。

それから、尼子田の方の児童遊園なんですけど、中新切公園の南側のところの小さい公園だと思いますけど、はっきりいって、遊具をこの目でしかと見たということはありませんので、あの辺に公園があるということは承知してますけど、また、現地見て、状態を見ながら、塗装せないかんとこがあれば、塗装していきます。

以上でございます。

#### ○高橋委員

都市計画課長になられて、そんなに長い年月はたっていないのであれですが、しかし、課として遊具の掌握というようなことは、どんなふうになっているか知りませんが、319基ですか。これがどういうふうなのかということはおつかんでおられると思いますよね。現状は全部調査されておるわけでしょう。そのときに、塗装がはがれたもの、あるいは、耐用年数が近いもの、摩耗が激しいものについては、それぞれチェックし、リストを上げて、じゃ、次年度以降どういう形でこれらの更新、補修修理をやっていくのかということをおきちっとつかんだ上で、予算を組んでみえるというふうに私

は理解をしているわけですが、それは、公園リニューアルという形で20年度は、東新切公園ですと、遊具もかえますよという形で対処できるものと、あるいは、スポット的に、この遊具は危ないから、公園自身はリニューアルをしないけども、対応していくんだという、スポット的な安全対策も必要だと思うんですね。それらが組み合わせあって、安全な遊具、快適な公園をつくっていくわけですが、例えば市民からさびがひどいというような苦情が出るような管理の仕方というのは、やっぱりいかなもんかと。それは見方によって違うと思うんですね。この程度何を言っただということなのか、どうなのかということは、いろいろ見方があると思う。

しかし、市民からそういうような声が出るという管理の仕方というのは、やっぱり一考を要するんじゃないかなと。だからそれ、今指摘したのはぜひ見に行ってもらって、対応してもらえばいいわけですが、そういうことを含めて、319基の公園の遊具管理についてはもう少し、何と言うか、微に入り細に入りやるべきではないかと、いうふうに思うんですが、そのあたりの現状の掌握と、管理の実態について、担当課長の現状と考え方を聞かせていただきたいと思います。

○都市計画課長

319基ということで、ありまして、その中では設置年数も掌握しております。それから塗装の状態もある程度は掌握しております。毎年管理委託業者によりまして、チェックもしていただくということで、そういうものを基に毎年の修理をしていくということにしております。

委員言われるように公園のリニューアル計画もあります。これはこれでそれぞれの公園を昭和6号みたいに覚えて、塗装してということで、ある程度のリニューアルをしております。

そういうものとは別に、維持の方で現在500万円持っております。指摘を受けたものについて、そういう遊具について、なるべく修繕したり、取り替えたり、油を入れたりとかいうことをする予算で、両輪で持って安全を確保しとるという状態

でございます。ということです。はい。以上でございます。

○久田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第30号について挙手により採決します。

議案第30号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○久田委員長

挙手多数です。

したがって、議案第30号、平成20年度知立市一般会計予算の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号、平成20年度知立市公共下水道事業特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○高橋委員

公共下水道事業、これは決算のときにもいろいろと申し上げましたので、大きくここで時間をとってやるという必要はないと思います。

ただ、忘れもいたしません、決算の監査意見書で普及率が50%未満だということについて、監査委員がわざわざ一項目おこして、当市の下水道普及率の問題について、ご発言がありました。

これは大変特徴的なご意見ではなかったかという具合に思うんですね。

そういう点で、20年度予算にそれらのご発言がどのように活かされているのかなという思いがいたします。

その立場で見ますとですね。まあいいわ、まず

下水道課長、その指摘が20年度の当初予算にどう活かされているのか、ちょっとご発言をお願いします。

○下水道課長

先の委員会でも委員からご指摘をいただきました。普及率の向上について、どうするのかということでございますが、一つの考えとしては事業費の拡大ということが必要だろうということでございましたが、今の、現在の17年度から21年度までの5箇年の現在の計画の中で、事業費を拡大していくということは、ちょっと困難ということでございまして、平成20年度につきましては、現状、今までどおりの金額で予算措置をさせていただいてということでございます。

○高橋委員

事業費の確保がポイントだと、これはおっしゃるとおりですね。その意味で下水道事業の建設費、15節工事請負費に限って見てみますと、平成の20年度は3億円、3億600万円ですか。これ最近では最も少ない、建設費の事業量としては、ということなんですよね。

私はそういう点で、ただ単にふやせばいいよと、右肩上がりであればいいよというわけにはいかない側面がありますし、いろんな要因があるということは理解をしないわけではありませんが、監査委員の指摘を受けたあとだけに、3億円は何とか確保をされたけども、頭出しをした程度ということについては、少々さびしいなど。事業費としては、いうふうに率直に指摘をしたいというふうに思いますが、その点、どのような感想をお持ちなのか、聞かせてください。

○下水道課長

予算書を見ていただきますと、本年度下水道建設費、4億8,400万円。昨年が4億5,400万円ということで、建設費自体は3,000万円程増加をさせていただいております。

これ、今ご指摘いただきましたように工事費につきましては、5,400万円ほど減額という形になっておりますが、その他に委託料の方で21年度以降に向けて整備をしていきたいということで、委

託料の方でその分を確保して、相対的には需用費はアップしてるといっていますが、20年度につきましては、弘法幹線の整備ということがメインになっておりまして、工事自体はちょっと下がっているという状況でございます。

○高橋委員

まあそういうことだけでも、具体的な工事に充当できる予算と、そらもう来年の時期の認可区域を決める委託料も、そら次の戦略を練るわけですから、事業の中味と無縁だというふうには全然思いませんが、ただ、工事の進捗という点では先ほど申し上げたような数字になっているので、是非ここは留意をしていただく必要があるということは申し上げておきたいと思えます。

今回、上下水道部長が本会議で、本会議じゃなくて説明会で、わかったようなわからんような説明をずっとされました。それは借り換えの話ですね。借り換えの話。で、今回は、借換債を3億2,100万円、計上されております。

つまり、高い金利のものを借り換えて、比較的安くしていくんだという発想です。この発想自身はよろしいわけです。

そこで、具体的に、20年度のあるいはそれ以降の、あるいは19年度も一部借換債によって、利息が減額になっているという面があります。

それらをふまえて、具体時にこの借り換えの行為と、借り換えによる未払いの減少ですね、これらについて、もう少し具体的にお述べいただけませんか。

○下水道課長

この借り換えにつきましては、先ほど補正でご審議をいただかなかったわけですが、それも含めて若干ちょっとご説明をさせていただきます。

昨年の1月から2月にかけて、国の方から18年度に引き続きまして公営企業金融公庫債の7%以上のものにつきましては、繰上げ償還を認めていくという通知がございました。

そのときには、当初予算には間に合いませんでしたので、6月補正で2,500万円を借り換えをするということで、お願いをいたしました。

その後、これは各市町村からの要望も強かったかということもあるかと思いますが、国の方ももう少し考慮していくということがございまして、5%以上の物についてはもう一定の条件を満たしたものについては、これを認めていくという方針が今年の8月に出されました。で、その7%以上のものについても含めて、これを対応していくということでございまして、当初6月補正でお願いをしました2,500万円については、これは執行ができませんでした。9月には通常の返済をいたしました。その一定の条件と言いますのは、下水道事業におきます経営健全化計画、こういうものを提出をすることによって、5%以上のものについても認めていくということでございましたので、当市に起きましたも、その計画を提出をいたしまして、認めていただきました。で、認めていただいたんですが、その条件といたしまして、7%以上のものについては、平成20年の3月に対応するということで返事がございました。

まずその19年度分について、ご説明いたしますと、当初2,500万円をお願いをしておりましたが、9月と3月の返済をもって、10件あったんですが2件が完済になりました。で、残り8件に対して約1,600万円ほどできてきたわけですが、これにつきまして、どうしようかということで、財政部局と協議しました結果、金額的なものと、それから残りの返済期間が4年ということが短い期間であるということ、それから、19年度予算の中で何とかこの1,600万円が精算できるということがございましたので、この分につきましては、繰上げ償還をさせていただくということにさせていただきました。

その繰上げ償還することによりまして、利息の軽減と言いますのは、約200万円ほどが唯一の軽減だというふうに思っております。

残りの5%以上、7%未満につきましては、平成20年9月の定期償還日に対応するということになりまして、その分を今回予算で計上いたしました3億2,100万円ということで、件数的には13件ございます。で、3億2,110万円。これは、金額

的には大きなものになりますので、繰上げ償還というわけにはいきませんので、一旦は公営企業金融公庫にこの分は繰上げ償還をいたしまして、新たにその分のものにつきまして、低利の2%前後で、借入を新たに起こして、それを返済に充てていくということで、今回3億2,110万円の予算を計上させていただきました。以上でございます。

○高橋委員

7%以上は、19年度でやったと。その減額分が250万円、今回は、5%から6%、6から7、1億5,600万円と1億6,500万円をやったと二つね。これが3億円余だということで、これは繰上げ償還ではなくて、借り替えた。だから行って来いなんですよ。で、利息の差額分だけは、利払いが減少するということですが、利払いの減少というのはいくらなんですか。

○下水道課長

今後変えていくのがまだどういう形態なのかということがまだ確定をしております。今現在借りております3億2,100万円の償還、元金、利子、これの金額を超えない範囲で、借入をしたい。返済をですね。というふうに考えておまして、それで試算をいたしますと、約9,600万円を、利率2.3%で、借り入れて5年償還。それから残りの2億2,400万円を同じ利率が2.3%で10年償還で返済をするということを想定いたしますと、約8,000万円程の利息が軽減されるということになります。

○高橋委員

まだ決まってないと。だからケースを具体的に示して、こういうケースでやればこれぐらいの利払いが減少すると。今おっしゃった2.1と2.3でしたか、そのケースだと8000万の利払い減になると。

こういうことをおっしゃたんですね、今。で、これは大変重要な利払いの減少だということなんですが、そのために、こういう小難しいものを要求されていると。こういう小難しいものをね。で、まあ、上下水道部長がわかっただろうと思うけど、ずいぶん小難しい説明をされた。いうこ

となわけだよ。わかりました。8,000万円と250万円。ごめんなさい200万円。だから8,200万円の利払い減と。この措置を通じてね。わかりました。いやいいです。

○久田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第32号について挙手により採決します。

議案第32号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○久田委員長

挙手多数です。

挙手多数です。

したがって、議案第32号、平成20年度知立市公共下水道事業特別会計予算の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号、平成20年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑にはいります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第35号について挙手により採決します。

議案第35号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○久田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第35号、平成20年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第38号、平成20年度知立市水道事業会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑にはいります。

質疑はありませんか。

○高橋委員

水道企業会計について伺いたいと思います。

今回は、予算の概要でも示されておりますように、私9月議会で、申し上げたんですが、西町配水場の建設について、具体的に示すべきではないかというふうに申し上げました。

今回、それが、実施設計委託業務ということで、3,738万円、概要全体事業費が、16億円、これは、私が一般質問したときにいただいた当局の基本的な理念の枠の中の話というふうに理解しました。そこで、お尋ねしたいのは、このいただいたマップ、これで前から私は心配だったんですが、この液状化が最も激しいところなんですね、あの地域は。液状化。これ、逢妻水系のこの本田地区は、液状化が激しい。これ、ちょっと見ていただきたい。持ってみたら。液状化分布図。ここで色が濃いほど液状化がきわめて高いところになるんだけど、ちょうどこのエリアイコール第二配水場の位置なんですね。もちろんこれは、きょうびの技術から言えば、少々液状化であろうが、耐震補強その他で、十分対応できるということだろうと思いますけども、この位置と、この出ている液状化との関係で、八橋配水場も含めて、耐震補強されてきたんですが、この地の利の問題、地の利の問題については、どういうふうにお考えでしょうか。

○水道工務課長

先ほどの図面。今ちょっと手持ちにありません

けど、私も見せていただいて、ちょっとびっくりしたという状態です。

この土地については、先行第一水源ということで、あらかじめ土地を持っておったということもありまして、その後、開発して、今の用地を確保しているという経緯です。耐震上、液状化どうかということですが、今年度の基本設計の見直しというか、基本調査をしております、その中でも、抽出調査を1カ所、追加でボーリング調査をしております。これから、西町配水場をつくるに当たって、杭の支持層がどこまであるかという調査をしまして、当然のことながら、これからつくっていく施設は、レベル2対応、ですから、神戸淡路大震災がきても大丈夫な施設ということで、耐震性を持たせた施設をこれからつくっていくということでございます。

以上です。

○高橋委員

技術的には、阪神淡路大震災の教訓から、あれを超える震災が起きても、大丈夫のように、それは当然されるでしょう。ただ、ここがそういう地区だということは、きのうきょう始まったことではなくて、相当以前から、明らかになっており、今回の結果においても追認するという形になっているんですが、したがって、ここに土地があるわけだけだから、ここでやるということになるでしょうけど、それは、具体的に、配水場をつくらうというアクションを起こされて、これからやるんですが、コスト高になる可能性を私は心配しているわけですよ。

地震が来たら、ばらんと倒れるようなものをつくられるとは、全く思っていないんですが、そのために、この基礎を強固にしなきゃいかんというようなことを含めたコスト高、ということが心配されて、やいやいと、こういうコストがかかるのかということが、後ほど、議論になるのもいかなものかという思いがあるので、聞いておるわけですが、その辺の心配、について、どんなふうにお考えなのか。今後やってみなきゃわからん側面があると思いますが、その辺、どんなふうにご所見を

お持ちですか。

○水道工務課長

まず、基礎の部分については、液状化云々というよりも、支持層が多分地下30メートルぐらいから支持層が出ると思いますが、基礎の部分については、これは、液状化の地域であってなくても、多分地層によって影響されると思います。液状化について、表層のかためといえますか、強固な部分がひょっとして出てくるかもしれませんが、全体16億円という中では、さして、そういう余分な投資がないのではないかとこのように予測しております。

○高橋委員

ぜひ、そういうところに第二配水場の予定地があるということを留意されて、水道事業会計での対応ですので、後ほど、そこが問題にならないような対応がどうしても必要だというふうにいま、きょうのところは、申し上げておきたいというふうに思います。

それから、これももう1枚めくって、92ページに、老朽管更新事業というのがあります。これは、石綿管は、19年度ですべて更新していただきました。それはそれで一つの峠を越えたわけですが、今回、1,310メートルにおいて、鋳鉄及び塩化ビニール管の掘り返しをして、更新しよう。これは、石綿管じゃなくても、当然老朽化、耐用年数等があるわけですが、今後、この更新、老朽管更新事業というのは、どういう計画、どの程度の延長で、こういう対応が必要になるのか、この見通しと具体的な計画の内容についてお示しいただけますか。

○水道工務課長

石綿管の敷設替えにつきましては、平成6年度から随時進めてまいりまして、当時、4万5,000メートルほどありましたものが、終焉を迎えつつあります。一つ、誤解があるといけないので、石綿管が今、ゼロにはなっておりません。今現在、19年度工事を全部終えまして、1.7キロまだ残っております。これは、この西町配水場関連の送水管の敷設ルートに石綿管があるとか、それから、駅の連立の関係の周辺、あそこにも石綿管が残っ

てまして、ですから、他事業関連でお金をいただけるどころ、あるいは、うちの1、2年で敷設するルートに今、石綿管がありまして、2年後ぐらいいには、全廃になる見通しは立っておりますが、今残っているところは、いわゆる訳ありの路線が1.7キロほど残っております。

石綿管の更新というのは、終焉を迎えまして、我々は、次のステップに向かわなければいけないのですけれども、今、次は、VP管、ビニール管の敷設替えにシフトしていきたいというふうに考えておりますが、今現在、年次計画はまだ立てておりません。来年度以降、作成しようというつもりではおりますが、今、実施計画でもちょっと上げさせていただきましたが、当面、漏水箇所の多発地域、これについて、実施計画上では、6,200万円ずつ3カ年上げさせていただきましたが、今回、やる箇所によって、事業が山谷がありますけれども、今回、やる場所によって、9,700万円を上げさせていただきました。

当然、漏水多発地域のVP管について、敷設替えを進めてまいりたい。来年度、管路の耐震化も含めて、老朽管の更新計画を立てたいと思っております。

以上です。

#### ○高橋委員

石綿管は残っているんだと。しかし、その種の説明は、今までなかったと理解しております。つまり、石綿管の敷設替え残事業は何年かあと、決算にときどき出ますね。それについて、我々は、資料をいただいて、議論をしてきたんですが、19年度で、いわゆるその種の石綿管の敷設替えは終了したというふうに理解をしておりました。

しかし、そうじゃないんだと。まだ訳ありの石綿管があるんだと。訳ありというのは、水道部で支弁する必要のない事業費を前提にしたものだと、こういう理解でいいですか。訳ありというのは、水道部の主体的な思いでは、工事が着手できないということなんですか。

ちょっとそこを明らかにしてください。

なぜそれが訳ありになっているのか。その内容

についてもご説明いただきたい。

それから、もう一つは、石綿管は、しかし、基本的に終わったので、今回は、その他の老朽管の敷設替えをやっていきたいということで、とりあえず、3カ年。しかし、どの程度になるのか、今後計画を立てたいということですが、今回の20年度で、9,700万円ですか、これ。ということであれば、私は、相当な金額になるなど。この単年度でもね。これ、一般会計からの支援を得ていかれるべきではないかというふうに先日の一般質問でもそう申し上げたし、今回、これを見まして、ああ、何だと。一般会計対応していないんだなということ、率直に思うわけですが、ここは、少し、そういう対応が、必要ではないかと。今年度一発で終わりというのならいいですよ。これから計画的に、管の材質はかわるけども、優秀率を上げるために必要な対応だとすれば、そこは、石綿管と同様、一般会計からの支援が必要ではないかと、こう思うんですが、どんなご所見でしょうか。

#### ○水道工務課長

今、2点ほどお尋ねだと思います。

まず、石綿管、ちょっと訳ありという表現は、ちょっとまずかったかもわかりません。

まず、500ミリ、西町配水場からまず浄水場の400ミリにつなげようというルート、これを500ミリで計画しておりますが、その路線に12水源の導水管があると。その年次計画に合わせて、敷設替えしていくつもりでございましたので、これは、決して隠しておったわけではございませんで、ちょっと言い方として、石綿管更新事業が終わったというような印象を持たれちゃったかもしれませんが、うちの方が、能動的にかえていくという、そういう石綿管更新事業としては、終わっておるということでございます。

ですから、導水管を除きますと、配水管については、800メートルほど石綿管が残っておりますが、この地区については、連立の関係の19年度でもちょっと予定しておった地域ですが、駅の南の地域、東西に走るラインとか、堀切2号公園の縦の路線。この地域でございまして、ちょうど、

例えば、今敷設しても、近近、また工事があるという路線でございまして、しかも、事業者の方から、費用もいただけるという路線でございまして、ちょっと待ってあったということもございませぬ。

そういう意味での訳ありでございます。

それから、もう一点、老朽管更新について一般会計からの繰入どうだというお話ですが、これは、私ども予算のときに、当然要望いたしました。これは、何十年、きりが無い事業でございまして、要望はいたしました、先ほど申しましたけれども、まだ敷設計画、具体的な年次計画ちょっとできていない中で、まだこれは、第1歩、助走だということで、今回つけていただけなかったと理解しております。

以上です。

○高橋委員

一つは、導水管だと。水源から浄水場までの導水管。これは、直接そこが配る配水管ではないということから、ちょっと議論の対象から外れていてたかもしれないということだと思いますね。

これが、0.9キロ、900メートルということですね。さっきの計算で。これが残っていると。

それから、もう一つは、駅周辺の関係で、これは、いつごろ対応できる環境になるんですか。駅周辺担当者、ちょっと答弁いただきたいんですが。

いわゆる訳ありの石綿管について、いつになったら対応できるのか。これちょっとお答えください。

それから、水道部としては、石綿管というものではないけれども、老朽管の敷設替えについて、支援をと。つまり、増補改良で新しく配水管をいけることによって、そこに新たな水道の受給者がいて、そこから料金収入があがってくると。あるいは、その先線で、分担金も上がってくるというような路線ならば、それは、水道部の自力でやられたのかもしれませんが、既にそれが、給水の用に供し、そして利便を与えているけれども、それは、古くなってくると。管をかえたところで、新しい需要がふえるわけではない。こういう話で

すので、それは、ライフラインの確保も含めて、当然、一般会計から、その量によって、支援をしていくというのは、石綿管と同様の発想が必要ではないかというぐあいに思うんですが、初年度で、遠慮があったんではないかというようなこともあります。これ、水道工務課長、敷設替えが具体的な計画として明らかになるのは、いつだとおっしゃったんですか。計画ができるのは、いつだとおっしゃった。来年できるんですか。今年度中ですか。

20年度、今年度できると。だとしたら、委員長、しょうがないわね。だとしたら、その計画を示していただいて、財政当局にも。こういう計画でやるんだから、ぜひ、支援をしていただきたいということが必要だと思うんですが、いいですか、その点では。予算要求は。

○都市開発課長

上水道管の移設につきまして、駅周辺の区画整理事業また連立事業によりまして、支障となりまず管路の延長でございますが、鉄道高架におきましては、約2,700メートル。それから、駅周辺の区画整理で約2,100メートル一緒にまいます。

これら移設の年次につきましては、今、連立の方につきましては、20年から25年という計画を立てております。それと、駅周辺の区画整理の事業につきましては、その地区の整備の道路整備とあわせて移設をしていくということで、細かい年次というのは、その年度での道路築造にあわせて更新という形になってくるかと思えます。

そのうち、石綿管がどれだけあるのかっていうのは、申しわけございません。ちょっと今、私のところでは、把握してございません。

○水道工務課長

ただいま、都市開発課のちょっと補足で、石綿管の路線、あちらはわからないと思いますけれども、おおむね20、21、22ぐらいで対象になってくるんじゃないかなと思っております。

それから、一般会計の繰入どうかというお話ですが、西町配水場自体も、1割程度の繰入をして

いただくというお話もしてくるわけでございまして、その上での老朽管更新でどうかというお話で、20年度以降、VPを中心に更新計画をつくってまいりますけれども、大きな事業を要する西町配水場と並行して、この事業どれだけでもあげていけるかというのがございますが、助走がひよっとしたら、続くかもわかりません。本格的になりましたら、来年も含めてですけど、お願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

○高橋委員

助走か、奔走か、いろいろあるんだけど、これは、水道工務課長、更新事業、老朽管更新事業というのは、これからずっと経常的に年度でどれだけやるかはともかくとして、経常的に、エンドレスでずっとこれから対応していかなきゃなん事業だと。こういう位置づけでいいですか。位置づけとしては。ある程度ぱつとやれば、しばらくまた休憩ができるんだと、更新事業はやめてもいいんだということなのか。それは、知立の水道も後発部隊だったんですが、当然、年数が経ったところについては、管もいけかえざるをえない。それは、年次的にいけてきたから、年次的に更新していくということは、ごく当たり前だと思うんですが、その辺、連続的に更新が予定されてくる内容だという理解でいいのかどうか。

あわせてお答えいただきたい。いかがですか。

○水道工務課長

更新のこれからのスケジュールについてでございますけれども、幸いにもといいますか、知立市は、水道事業としては、後発の部分で、昭和30年代の後半から昭和50年までですが、いわゆる経年管、40年間過ぎた管。これは、34キロほどございまして、全体の12%程でございます。これは、他市に比べては、少ないとは思っております。

ですから、特に、VP管の昭和40年代の現在の継ぎ手とはちょっと規格が違う継ぎ手を使っております。これが漏水が多いんですけども、それを中心にやっていくか、あるいは、耐震化計画との絡みもありますけれども、水道の動脈部分を先に手

をつけるのか、これは、ちょっとまだ計画上、決まっておりますけれども、とにかく、老朽管といわれる40年間経過した管は、全体の12.6%ございまして、34キロ、これをずっと助走と続けていっちゃうと、次々と経年管が押し寄せてくるという状態です。どこかで放物線を描いて、上昇していかないかと思いますが、いきなりでは、全体で280キロある水道管を例えば、毎年3キロやったら100年かかるわけですけども、更新計画というか、ライフラインとして、大事な路線を優先するの、古いものから優先するの、まだこれは、計画をつくっておりませんので、ちょっと助走になるのか、いつ走り出すのかが、ちょっと今、言えない状態でございます。

以上でございます。

○高橋委員

今の答弁を私なりに感じまして、とりあえずは、漏水多発地区を軸に、やっつけていけるということですが、昭和30年代からつくり上げてきた配水管が、老朽化、当然してくるわけですし、それは、継続的、連続的な更新作業が必要だというふうに言われました。ただし、第二配水場のこともあるので、配水場にも一般会計からの支援をいただくということであると、水道当局としては、少々、後ろ髪が引かれるような思いもありますがという意見ではなかったのかというふうに思います。

私は、水道事業の継続的の保持と発展ということから考えて、しかも新しい顧客の増補改良で延伸していくということではないということも考え合わせますと、これは、何とか一般会計で、その一部を支援していくというのは、石綿管と同様の思想と考え方に立つべきではないかというふうに考えます。

水道工務課長、ああいうご発言ですが、これは、本多市長、ぜひ、具体的に考えていただきたい。

石綿管同様、そういう点で、ぜひ、20年度は何の支援もないわけですけども、ぜひ、西町配水場は、配水場として、あるいは、石綿管、漏水管の更新は更新として、それぞれ二本立てで、何とか対応していただきたいというふうに思うんですが、

いかがでしょうか。

明確な答弁をいただきたいというふうに思います。

○本多市長

今、更新計画の話をさせていただきましたけれども、配水場の関係は、本会議でもご答弁させていただいて、1割余を投入させていただくということにしておりますけれども、水道事業会計が、この企業会計が圧迫がされて、例えば、水道料金の値上げにかえてくるようなそのようなことがあっては絶対ならんわけでありますので、そういう点では、この計画、老朽管の敷設替え計画を立てながら、財政的なことは、考えていきたいというふうに思っております。

○高橋委員

もちろん、そこが前提ですが、本会議でも私述べたように、相当なお金がかかると。16億円。借金もしなきゃいかん。あるいは、今までの積立を切り崩して、対応するということもやらなきゃいかん。しかし、それが、水道料金に跳ね返るような、第二配水場の計画というのは、考え方が間違いではないか。間違いというか、そういう考え方は、いかんのではないかと。水道料金上げずに、現在の資本の力と積立の力量の中で泳いでいけるという、このことが大前提で、そのことが担保できれば、ぜひ、第二配水場の方に、シフトすることはやぶさかじゃないということを私は申し上げたわけです。

それに加えて、石綿管で支援をいただきながら、優秀率を高めてきた、ライフライン確保に努めてきた。この実績の上に立って、改めて老朽管の敷設替えが今、必要になっているわけですから、ぜひ市長、この会計眺めてもらうのは結構ですが、ぜひ、水道の今、全体に横ばいか、やや減ってきておるといふ利用者の実績が、そういうことを踏まえて、ぜひ、積極的な対応を求めたいですが、もう一度、答弁をお願いしたいと思います。

○本多市長

対応していきたいというふうに思っております。

○久田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○久田委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第38号について挙手により採決します。

議案第38号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○久田委員長

挙手多数です。

したがって、議案第38号、平成20年度知立市水道事業会計予算の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○久田委員長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○久田委員長

以上で建設水道委員会を閉会いたします。

午後6時31分閉会

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会建設水道委員会

委員長